

## 日本税法学会（中部地区研究会）500回記念回顧録

日本税法学会中部地区研究会 500 回記念回顧録を書くにあたり、これまで公私にわたりご指導いただいた波多野弘先生はじめ故人となられた先生方のご冥福をお祈り申し上げます。

また日本税法学会・中部地区研究会をここまで育てていただいた先輩諸先生方に心よりお礼を申し上ますと同時にまず日本税法学会の生い立ちについて少し触れたいと思います。税法学の研究は、第二次大戦後、特に昭和 25、26 年頃から、行政法学から独立した法学の研究領域として発展を始めました。これは、新憲法 76 条による行政裁判所の廃止にともない税務行政に対する司法審査の道が開かれ、租税負担の著しい増大と納税義務者の範囲の拡大、法的救済制度の充実、申告納税制度の採用等をとおして、国民の租税ないし税法への関心が著しく増大してきたことをその背景としています。国民のこのような関心に応えるためには、税務官庁の活動に関する法を中心とした戦前の財務行政法では不十分であって、新たに、租税実体法を中心に据えた独立した法律学としての税法学の確立が求められていました。そのような関心の高まりと期待を背景に、中川一郎先生は上記のような全く新しい税法学をすくすくと発展せしめんとする意図により昭和 26 年 1 月「税法学」を創刊されました。執筆者は公職追放を避けるため京都大学を依頼免官された黒田寛先生の依頼免官後の初めての論文「税法における二三の憲法問題 不答弁犯と默秘権、犯則調査と默秘権」でした。表紙の色は赤で中川先生は当時 41 歳でした。日本税法学会は、税法学の研究の促進を目的として、三回の税法学研究会（第 1 回は昭和 26 年 7 月 29 日）を経て昭和 26 年（1951 年）11 月 5 日に創立総会・第 1 回大会は京都大学工学部会議室で開かれ、会員は弁護士・学者・裁判官が多く、発起人は 77 人でした。（税法学 200 号 中川一郎「日本税法学会 15 年史」より）この時の中部地区から発起人として参加されていた方は柏木千秋名大教授、中川一郎総合法規研究所長・名城大教授、矢野勝久名城大助教授、渡辺鎮雄名城大教授、大橋光雄弁護士・名城大学教授、大山幸夫弁護士・名古屋税理士会会长の 6 名でした。第 1 回大会の後の昭和 26 年 11 月 20 日現在の会員数は

213名、内訳は大学関係者は我妻栄先生、石井照久先生、杉村章三郎先生、末川博先生ら73名、司法官14名、公務員は国税局長はじめ役職付の方ばかりで13名、弁護士47名、税理士(計理士を含む)61名、公認会計士7名、弁理士2名、会社員1名、その他1名でした。(税法学11号52頁)合計の合わないのは複数の職業について見える方があるからです。大学関係者で昭和39年5月最高裁判所判事になられた田中二郎先生(税法学159号46頁)は最高裁判事になられたのちも会員でした。またのちに最高裁判事となられた園部逸夫先生は波多野弘先生のデビューされた同じ1962年(昭和37年)8月31日税法学140号に「アメリカ行政手続点描」でデビューされました。園部敏教授におかれましては、自分の息子と自分の弟子との同時デビューをどのようにお思いなって見えたでしょうか。

税法学研究の中で立法論を論ずることについては賛否様々な意見もありますが、中川先生は日本税法学会において立法論に積極的に取り組まれ昭和36年11月11日には「国税通則法制定に関する意見書」を内閣総理大臣池田勇人に書留郵便で提出したほかに会員はもちろんのこと国会議員等関係者に1800通もの日本税法学会の意見書を配布されました。(税法学131号巻頭言・1頁)

日本税法学会中部地区研究会は昭和36年8月20日丸栄ホテルにて中川一郎会員の司会の下「国税通則法制定に関する答申」の批判的研究会が最初でした。(税法学128号47頁)。

なお「税法学」は1961年(昭和36年)11月30日に創立10周年を迎える131号からは表紙の色が赤から黄色に変わりました。

1962年(昭和37年)4月23日には杉村章三郎・須貝脩一・中川一郎編集の「シュトイエル」が創刊されました。その目的は、これまで税法関係の雑誌は沢山発行されているが、その多くは税務行政当局の手による解説でありまして税法学者の執筆にかかる批判的な解説は僅少で納税者は心ならずも当局の解説に盲従するほかはありませんでした。こうした税務行政の欠陥を是正するには租税の法的形成を強調し、納税者及び税務職員に正しく認識してもらうほかありません。私共はかかる意図のもとに税務行政民主化のため、税法学者の手になるわかりやすい税法の雑誌を創刊しました。(シュトイエル創刊のことば)

偶然にもこの年の 11 月 28 日 最高裁大法廷（裁判長：横田喜三郎）は「関税法 118 条 1 項によって第三者の所有物を没収することは、憲法第三一条、第二九条に違反するものと断ぜざるをえない。」（税法学 144 号 17 頁）という税法関係で初めての違憲判決を下されました。

1962 年（昭和 37 年）8 月 31 日、前述のごとく波多野弘先生が税法学に「アントニオリイの『税務行政と法治国家』」（税法学 140 号 28 頁）でデビューされました。昭和 38 年 4 月 28 日第 24 回大会では「租税法の不遡及の原則」（税法学 149 号 46 頁）を報告され、その後「租税法の不遡及の原則」を 23 回続いて執筆され税法学 179 号まで続くことになりました。

最高裁第二小法廷は昭和 38 年 5 月 31 日理由附記に関する審査決定通知書に附記された理由が不十分であって違法である（税法学 150 号 32 頁）との判決が下されました。この判決に関して中川一郎常務理事は、更正理由に関する規定が昭和 25 年に創設されて以来、政府はこの規定をもって効力規定ではなく、単なる訓示規定であると主張し続けてきたが昭和 30 年 12 月 28 日の横浜地裁判決をはじめ各地の高裁・地裁の判決で「理由附記が更正処分の有効要件である」と判示されて以来、この解釈が確立されていたが、昭和 35 年 10 月 27 日東京高裁は納税義務者の理解できない記載をもって理由記載として充分であると判示をしたので「更正理由を附記することが望ましい」との勝手な解釈がされ、何でも理由欄に文字さえ書いておけばよいという税務行政の考えが一応公認されてしまいました。この度の第二小法廷判示は、更正の理由として「帳簿書類の記載以上に信憑力のある資料を摘要して処分の具体的根拠を明らかにすることを必要とする」と判示されました。中川先生は、この判決は税務行政の民主化への勧告として、国民生活に直結した画期的判決であることを銘記しなければならないと述べられています。（税法学 150 号巻頭言）。

昭和 39 年 10 月 23 日には飯塚毅会員が第 2 回東京地区研究会で「我が国税法における旅費概念の特質」（通称「飯塚事件」昭和 38 年 11 月 19 日）について報告された（税法学 166 号 39 頁）。この飯塚事件（税法学 232 号 22 頁）に関しては昭和 45 年 5 月 31 日第 38 回大会でも報告されている。（税法学 234 号）

1965年(昭和40年)1月23日発刊された税法学169号から税法学の論文が横書きになり、1966(昭和41)の税法学181号」から表紙の色が黄色から白に変わりました。

1966年(昭和41年)11月5日第31回(創立15周年記念大会)大会で竹下重人先生が「ゼミナール 報告者『裁判例にあらわれた税法における実質主義』(税法学191号)でデビューされました。

今回の資料をまとめる段階でいわゆる労音の「人格なき社団と入場税」(東京地裁昭和42年4月11日判決・税法学196号9頁)を読んだ時の私のショックは大変大きなものでした。この件に関して中川一郎先生は東京勤労者音楽協議会から意見を求められ、昭和31年8月の段階で入場税並びに源泉徴収義務に関する限り、労音事務局の意図に反するものではあるが、通達はいずれも正当であり、租税法律主義に反する点は全くないと税法学68号11頁に執筆されています。またこの判例評釈は中川先生としては珍しく判例時報に執筆されており「判決は入場税そのものに詳細な判示をしており、・・・当事者が入場税の本質論を持ち出している本件においては、かかる主張に対して見解をひれきすることは頗る親切な判決である」(判例時報489号103頁)とまで述べられています。ここから先は全くの私的なことであるが、今から半世紀以上昔に藤原歌劇団の「カルメン」や劇団雲の「ロメオとジュリエット」に胸を躍らせて観劇していた頃に伝え聞いたこととは正反対の判例に触れて驚きを隠せなかつたです。

ここからは中部地区研究会についてです。第1回は昭和36年8月20日丸栄ホテルにて中川一郎会員の司会で「『国税通則法制定に関する答申』について」で行われました。第2回3回は同一テーマで中川一郎会員の司会で名城大学で開催されました。(税法学200号 中川一郎「日本税法学会15年史」より)その後昭和41年3月26日の第17回地区研究会で税理士の桐山靖作会員が「相続税法9条に関する借地権の認定課税」(税法学183号)についての報告、昭和41年4月23日の第18回地区研究会で弁護士の竹下重人会員が「法人の行為計算を否認出来る基準」(税法学184号)の報告以外第20回の地区研究会まではすべて中川先生の司会・報告で開催されていました。それ以後も第40

回研究会に清永敬次先生にお越し頂いていますが、第 61 回研究会に波多野弘先生が登場されるまで第 60 回まで殆どは中川会員、竹下会員、津田会員のご努力で運営されていました。第 61 回以後も中川会員・竹下会員・津田会員に波多野会員が加わって四人の先生による運営がなされました。そんな中でも第 69 回研究会（1971 年（昭和 46 年）7 月 17 日）には新井隆一先生、第 73 回研究会（1971 年 11 月 20 日）に今回文化勲章を受章された金子宏先生にご参加いただいて研究会が開催されました。中川一郎先生は第 99 回以降お越しいただく回数がそれ以前に比べて少なくなり第 138 回研究会（1978 年 3 月 26 日）が中部地区研究会にお見えになった最後になりました。当時の巻頭言を見ていると体調も良くなかったようです。でも他界されたのは、それよりも 15 年も後の 1994 年のことです。その寸前まで研究を続けられたようです。中部地区研究会はその後もこの体制で運営され、津田顕雄先生、竹下重人先生、波多野弘先生が永眠されるまで杉村圭照総務委員長・林眞義研究委員長が波多野先生のご指導仰ぎながら、それまでの基本体制を継続して運営してまいりました。無論そのあとも大きく方針を変えることはありませんでした。

私が正式に入会したのは 1972 年（昭和 47 年）9 月第 125 回中部地区研究会（税法学 261 号）入会すれば西欧税務訴訟調査団に参加できると波多野先生から勧められた所為でした。中部地区研究会に参加してもそれ以前から波多野先生にはご指導を仰いでいたので多くの会員の先生を既に知っていたので楽な気持ちでしたが、我々のような若手の多くの会員は中部地区研究会に参加しても、中川一郎先生、波多野弘先生、竹下重人先生、津田顕雄先生や書物の上ではお目にかかれないので高名な先生方のご報告を拝聴させていただくだけでとても質問ができる雰囲気ではありませんでした。でも、それを解消してくれたのは懇親会でした。懇親会になれば偉い先生方の雰囲気も変わり、こんなことを質問してもいいのかとか、言いたいこと、聞きたいこと、思っていることを素直に話しても、質問しても叱られない等々の疑問は消えて、気楽に学べる場もありました。従って中部地区研究会の懇親会は、私たちにとっては懇親の会というより学びの会でした。その伝統は今でも受け継いでいると思います。そんな状況の中昭和 51 年 3 月 19 日の清永敬次先生が米国カルフォ

ルニア大学に文部省の在外研究員として出張されることになり関西地区・中部地区の合同研究会と清永教授の壮行会が京都で開かれ、その帰りの席上「研究会の雰囲気をもう少し取りつき易く出来ないか」というような意見が出た時に、波多野先生が「何をいってるんじゃ、それは君たちの勉強不足だろう。研究会は勉強会ではないぞ。もっと勉強して発言できるレベルまで自己研鑽をしてからものをいえ 10 年早いわ！」から始まり、終には昭和 49 年に西欧税務訴訟調査団参加していたメンバーが中心になって名古屋税法研究会を立ち上げることになり昭和 51 年(1967 年)4 月 3 日に波多野先生のご自宅で第 1 回の総会を先生の事務所で第一回の研究会が開催されました。最初は中部地区研究会の開催日が決まらず予定日を決められなかったのですが、原則第 2 土曜日中部地区研究会、第 4 土曜日は名古屋税法研究会(通称: 名税研)というパターンで始まり、昭和 63 年からは第二土曜日の午前中は波多野法律事務所で名税研・午後は税法学会中部地区研究会というスケジュールで落ち着きました。内容的には最初は中川一郎先生の「税法学体系」の輪読、波多野先生の解説から始まりました。続いては波多野弘講述「租税法概論講義案(上)」波多野先生が読みながら解説していただき何かその時はすごく理解できた気持ちになれました。でも今から考えるとなぜその時もっと勉強しておかなかったと反省ばかりです。その後はドイツ租税基本法(AO1977)2005 改訂版)・ドイツ所得税法(EStG1997)2001 年改正版・所得税及び貸借対照表法 2002 改正・ドイツ法人税法 KStG(2002 年公布)2003 年改正・ドイツ評価法(BewG)・ドイツ民法についておける財産共同について・ドイツ相続及び贈与税法(ErbStG)・オースタリー租税法綱要(W・ドラルト一H・G ユッペ)等々のご指導をいただきましたが、難しかったです。毎月一回の勉強会を開き「来る者は拒まず、去る者は追わず」で進めてきたため、会員数は変動していましたが、昭和 63 年 12 月の波多野先生の還暦祝賀会のときの記録でみると、小山廣和・久保田富也・小林敬和・佐野明治・林眞義・村田長造・山崎廣道・飯田嘉勝・井川源造・岡崎信之・加藤歌子・杉村圭照・杉浦郁代・津田明人・出口紀幸・洞口真澄・湯本三平・野口浩司・八田和彦と 19 名になっています。それまで 12 年間に渡り、総会 10 回、研究会 141 回開かれています。その後もこの会は続き平成元年には松井宏会員、

平成 2 年には吉田典保会員、平成 4 年には加藤義幸会員、平成 6 年には真野郁久会員、平成 7 年には森田辰彦会員、平成 12 年には伊藤透会員、井川源太郎会員、平成 15 年には伊藤雄太会員と、参加メンバーを増やしながら活動してまいりました。平成 17 年（2005 年）からは随時開催ということになり定例的開催は終了しました。38 年間にわたり 418 回と毎年 8 月の高山遠征と波多野弘先生に物心両面からご指導いただき心より感謝申し上げます。ついでに申し上げると波多野先生は名税研を欠席なされたことは一度もありませんでした。

名税研で一番苦労し勉強になったのが昭和 61 年 11 月から 6 月にかけて取り組んだ、英國の "Committee on Enforcement powers of the revenue Departments Report"（歳入部門の執行権力に関する委員会報告書）（通称キースレポート）の翻訳でした。財日本税務研究センターからの依頼で翻訳後の字数でいうと 1,080,450 字（35 × 35 字 882）頁にもなる膨大な英文の翻訳でした。波多野弘先生監修 津田明人・林眞義・小山廣和・山崎廣道・村田長造・飯田嘉勝・野口浩司・杉浦郁代・井川源造・加藤歌子・久保田富也・岡崎信之・佐野明治・杉村圭照・鍋島太平のメンバーで取り組みました。昭和 62 年 11 月から名税研の会は勿論翻訳一色、それだけでは間に合わず延べ 10 日間にわたる合宿もしました。最終稿は昭和 63 年（1988 年）5 月 28 日まとめました。この合宿で朝から晩まで翻訳検討会をしてお風呂に入って、夕食でいつものように酒を飲んでそろそろ寝ようかと話をしていたら波多野先生は「何を言っているのだ」「今から続きをやるぞ」「酒を飲んで勉強出来ないような奴は学者ではない」と烈火のごとく叱責され、睡魔と闘いながら 25 時過ぎまで続けました。今になって考えれば叱られて当たりまえのこと、というより、波多野先生に大変失礼なことをしたと思っています。自分たちは担当したパートだけで必死、自分の担当部分が終わればやれやれで、他の人の担当部分までとても手を出す気持ちになれなかったというよりそれほどの読解力もなかったのでそんなゆとりもなかったのですが、波多野先生は 108 万字に及ぶ原稿の隅から隅まで全て目を通して、我々の拙い翻訳を英文と照らしあわせながら修正していく下さったのですから、我々がもう少し気を使わなければならなかつたと反省しています。

同時に学者の神髄を学んだ気がしました。この翻訳書は財日本税務研究センターより研究用資料として平成元年9月に刊行されました。

名税研は中部地区研究会とはどんな関係かと思われる方もお見えになると思いますが、名税研は特別な会ではなく中部地区研究会の下部組織で、私のようにレベルの低い者の救済（学校といえば補習授業）のために波多野先生からご指導をいただく目的ではじまりました。日本税法学会の会員であればだれでも参加できる参加できる研究会でした。途中からは、業務多忙な会員各位にお願いし難い税法学会の大会の準備・運営等もしてきました。またこれも中部地区研究会の特徴になっていますが、第一部は中部地区研究会の会員で判例評釈・執筆論文の査読等を中心にして、第二部は他の地区から著名な先生をお招きしてご指導をしていただく等のシステムを確立してまいりました。更にはお越しにただく講師の先生の銘柄・依頼、研究会場を設営するとか、判例を選び発表者をして下さる会員の先生方方を選考して割り当てをしていました。また中部地区研究会の経理担当等も兼務して担当していました。中部地区研究会との明確な区分はなく、全員で行うときは中部地区研究会、それ一部の人が参加する時には名税研の名前を使っていました。例えばAOの翻訳資料を印刷して発刊するとかキースレポートの翻訳等がそれにあたります。どちらも日本税法学会の会員で構成されていました。

話は変わりますが、よく遊び、よく学びました。昭和53年12月26日は桑名の「日の出」で蛤を食べに行きました。最初は波多野先生の構想（池波正太郎の料理を参考にしたもの）と違う鍋が準備されており鍋の中身はすべて作り直し、でもその鍋料理はその後、割烹「日の出」がお客様に教えられた蛤料理として紹介したら、すごく人気が出て「グルメ漫画『美味しんぼ！』の576話」に掲載されました。今では予約を取るのも難しいのですが、毎年6月の第一土曜日には名税研で予約を取ってあります。昭和54年11月24.25日の日間が島合宿から名税研で判例評釈を、開始昭和56年8月23.24日は箱根の富士屋で合宿、昭和57年1982年4月1日の岡崎花見、真野会員設営の五条川の桜、そして波多野先生が好きだった岡崎の花火、毎年8月には高山での合宿、それ以外では8月第1日曜日の桑名の石取り祭り・2月の獅子鍋とおしどり、骨酒

の会等々今でも続いている会も多いです。

中部地区研究会は皆でまとまって活動することを得意とする研究会です。例えば、キースレポートの翻訳です。出来不出来は別として、波多野先生のご指導に基づき、15人で半年で108万字にも及ぶ書物の翻訳をよく出来たと思います。それ以外にも記念誌を作りました。昭和63年12月1日には「波多野弘先生還暦記念論文集」を有斐閣出版サービスから発刊しました。平成4年4月には「津田顕雄先生・竹下重人先生古稀祝賀記念論文集」を教育出版文化協会から、平成11年2月には波多野弘先生古稀祝賀記念論文集を株式会社清文社から発刊しました。また平成27年4月には波多野先生の遺稿集「租税法概論講義」を伊藤雄太会員、加藤歌子、加藤恭子会員、加藤義幸会員、加藤玲子会員、杉村圭照会員、高橋祐介会員、松井宏会員、森田辰彦会員、山崎弘道会員、吉田典保会員それに林眞義で編集し株式会社清文社から発刊しました。

私が初めて発表したのは「所得の区分、譲渡所得と不動産所得」の判例評釈で第146回中部地区研究会1978年(昭和53年)12月16日(税法学337号)でした。名税研が始まって2年半後で私の報告後も波多野先生は思い切って発表しろ、恥は書けばよい、そうすることにより進歩するとおっしゃって見えましたが、皆さん尻込みするばかりで中々報告する方は見えず名税研の方の発表は、少なくまばらでしたが、第180回中部地区研究会1982年(昭和57年)3月27日の村田長造会員の報告以後名税研の会員の報告が徐々に増えてきて第200回中部地区研究会(中部地区研究大会)1984年(昭和59年)9月8日の岡崎信之会員の「事業所得者等の記帳義務について」(税法学406号)以後、波多野寺子屋(名税研)育ちの会員が他の会員の皆さんと肩を並べて研究会で報告が出来るようになり、前半は中部地区研究会の会員、後半は他地区からお越しいただいた著名な先生方の報告という私達が理想とするパターンで中部地区研究会が開催できるようになりました。最近では参加者も増えて毎回30名を超える多くの会員が参加してくださるようになりました。私も竹下重人先生の後釜として中部地区研究委員長に1933年(平成5年)6月にて選任されて以降、平成2015年(平成27年)6月に高橋祐介会員にバトンタッチするまで22年間という本当に長い間会務に協力していただいた会員各位に心よりお礼

申し上げます。高橋祐介会員におかれましては中部地区研究会が地区の会員だけで運営できる体制を目指して頑張っていただきたいと思っています。

私の参加した研究会の中で一番特異な例は 2010 年 9 月 11 日の第 427 回研究会で「年金方式による保険金にかかる裁判例と保険数理」という表題で長崎年金事件の請求金額が違っているということで木村弘之亮先生が数十台の計算機を持参され、参加者全員で木村先生のご指導に基づいて計算をしましたが、正解が出た人は半分もいなかったと思います。

地区外の会員の方では公私にわたってお世話になった右山昌一郎会員は研究会の講師を引き受けさせていただいただけでなく、中部地区研究会のために他地区的著名な先生の紹介等々親身になって御助力をいただき心より感謝しています。

また少し私的なことに触れますがあくまでお許しください。日本税法学会理事長田中治先生におかれましては第 62 回大会で先生が「有価証券の資本資産制についてのアメリカの判例動向」のご報告をなされました。多分先生はお忘れになつて見えると思いますが、その後の懇親会で、先生のご迷惑も顧みずくどくど質問させていただきました。特に譲渡損失の取扱いについては「納税者の意図も決定的要因の一つである」の部分です。このことが私の本当の意味で研究の面白さに気づかせていただき大変興奮していました。当時私は所得区分についてなんとなく理解できない部分がありました。しかし、先生のご報告をお聞きして、同じことが日本でも言えるのではないかと考え、波多野弘先生のご指導、名税研各位のご指摘をうけながら「有価証券の売買の所得区分試論」という表題でまとめ、第 63 回大会で発表させていただきました。この報告で日税研究奨励賞もいただきました。その時一緒に受賞されたのは右山昌一郎先生と中里実先生という立派な先生方でした。田中先生にはそれ以来、地区研究会にとどまらず、税理士会でも個人的にも大変お世話になりました。特に平成 5 年の名古屋税理士会・東海税理士会の公開研究討論会は税理士会の行事でしたが「諸外国の税の専門家」の調査団に参加したメンバーは太田直樹、安屋健一、吉田典保、加藤義幸、長谷川優子、林眞義等と全員が日本税法学会の会員でドイツ・オーストリア・イタリア・イギリス・フランス・オーストラリア・アメリカ・

カナダ・台湾・香港・中国・韓国と田中治理事長に団長兼通訳として参加していただき、懇切丁寧なご指導をいただきました。この研究は公開研究討論会に留まらず、新日本法規から「諸外国の税理士税制度」として出版できました。さらにこの本はその後中国語に翻訳され中国でも発売されました。またドイツではホーゲル先生にもお目にかかれたり、谷口勢津夫先生とも親しくなれました。田中治理事長には大変ご迷惑おかけし、申し訳ありませんでした。色々ありがとうございました。深甚なる謝意を表します。

私がここまでやってこられたのは、税法学会で中川一郎先生・波多野弘先生をはじめ津田顕雄先生、竹下重人先生はじめ多くの先生方のご指導と会員各位のご協力のお陰です。深甚の謝意を表します。

いつも通り自分中心の勝手な編著になりましたが、最後に中部地区研究会にお越しいただき、ご報告いただいた文化勲章を受章された金子宏東京大学名誉教授、政府税制調会会长として御活躍中の中里実東京大学教授をはじめとする著名な先生方、現在中部地区研究会の現役として活動していただいている会員各位のデビュー報告を記載させていただきました。但し中川一郎先生は創立者であり第1回より引き続き参加され第138回中部地区研究会(昭和53年)3月26日に中部地区研究会に報告をされたのが最後でした。前述のごとくデビュー報告ですので複数回お越しいただいた先生には申し訳ありませんが、ここではお越していただいた先生方の紹介を一回目だけの紹介に留めさせていただきました。ありがとうございました。

## ご来名いただいた諸先生

- 第 40 回研究会（1968 年 7 月 20 日） 清永敬次「同族会社の行為計算否認規定について」（講演）
- 第 67 回研究会（1971 年（昭和 46 年）4 月 17 日 桂田 斐「『木村事件』千葉地方裁判所判決について（昭和 42(行ワ)9）」
- 第 69 回研究会（1971 年（昭和 46 年）7 月 17 日新井隆一「申告納税制度における推計課税」について
- 第 73 回研究会（1971 年 11 月 20 日） 金子宏「租税条約における税額免除及び控除について」
- 第 143 回研究会（1978 年 9 月 16 日） 小林敬和「西ドイツ租税刑法の改正と問題点(1)(2)－経済犯罪」
- 第 147 回研究会（1979 年 1 月 27 日） 吉良実「財産分与と譲渡所得課税」
- 第 148 回研究会（1979 年 2 月 2 月 17 日） 石島弘「COMPREHENSIVE TAX BASE について「包括的所得概念について我が国における問題との関連」
- 第 150 回研究会（1979 年 4 月 21 日） 牛嶋正「日米法人税負担に関する若干考察」
- 第 154 回研究会（1979 年 8 月 18 日） 浅沼潤三郎「米国税法と法人格」
- 第 158 回研究会（1980 年 1 月 9 日） 山本鮮一「行政の法的限界」
- 第 167 回研究会（1980 年 12 月 13 日） 村井正「租税法と私法」
- 第 175 回研究会（1981 年 8 月 8 日） 右山昌一郎「中小企業承継税制に関する報告書について」
- 第 178 回研究会（1982 年 1 月 9 日） 吉牟田勲「商法改正と税務の問題点－圧縮記帳引当金と特別引当金の問題を中心にして」
- 第 179 回研究会（1982 年 2 月 13 日） 木村弘之亮「西ドイツ課税手続における職権探知主義と協力義務」
- 第 184 回研究会（1982 年 10 月 9 日） 大塚正民「税務に関する一覧書 NBL NO. 266 号、48 頁以下」

- 第 186 回研究会（1983 年 1 月 8 日） 碓井光明「役員報酬・役員退職金給与の相当性について」
- 第 193 回研究会（1983 年 12 月 10 日） 福家俊郎「納税者が修正申告について錯誤による無効の主張できる場合」
- 第 196 回研究会（1984 年 4 月 14 日） 中里実「記帳義務について」
- 第 199 回研究会（1984 年 8 月 11 日） 松沢智「青色申告に対する更正理由差替え主張の制限」
- 第 205 回研究会（1985 年 8 月 10 日） 小山広和「個人事業主報酬の必要経費性」
- 第 209 回研究会（1986 年 1 月 18 日） 宮谷俊胤「イギリスの税務調査について」
- 第 213 回研究会（1986 年 7 月 19 日） 田中治「税法における所得の年度帰属…権利確定主義の論理と機能」
- 山崎広道「西ドイツ所得税法における事実上の費用、事業支出又は必要経費と私的支出（私的費用）」
- 第 216 回研究会（1986 年 10 月 25 日） 谷口勢津夫「地方税法における消費課税の諸問題について」
- 第 219 回研究会（1987 年 2 月 14 日） 高梨克彦「所得権移転以前に代金受領済みのとき農地の譲渡所得の課税時期」
- 第 237 回研究会（1989 年 1 月 14 日） 浦東久男「租税条約のみなし外国税額控除について」
- 第 246 回研究会（1990 年 2 月 10 日） 岡村忠生「税務訴訟における証明責任」
- 第 255 回研究会（1991 年 4 月 13 日） 岩崎政明「課税処分における所得認定の過誤と国家賠償の可否」
- 第 258 回研究会（1991 年 9 月 14 日） 占部裕典「基地会社課税の諸問題」
- 第 288 回研究会（1995 年 2 月 4 日） 水野武夫「慰安旅行として海外旅行についての基本通達 60-30 の適用の可否」
- 第 292 回研究会（1995 年 9 月 9 日） 小池正明「不動産所得における『事

## 業成』について」

第301回研究会(1996年9月14日) 小川正雄「現在の法人税改革の動向」

第303回研究会(1996年11月9日) 渡邊徹也「アメリカ税法における株式配当と租税回避」

第317回研究会(1998年5月9日) 黒川功「仕入税額控除否認に関する試論」

第326回研究会(1999年5月8日) 山下学「電子帳簿保存制度とKSKシステムについて~米国の現状との比較をふまえて~」

第327回研究会(1999年10月7日) 西山由美「消費税における税額控除一帳簿/請求書等記載の架空名義」

第328回研究会(1999年9月11日) 佐々木潤子「課税最低限と最低生活費—アメリカ連邦個人所得税法における展開—」

第333回研究会(2000年2月12日) 増田英敏「租税法律主義の形骸化の危機・・・租税行政立法の氾濫の問題を中心に」

第334回研究会(2000年4月3日) 三木義一「開業前の病院取得の借入利息の経費性について」

第345回研究会(2001年7月14日) 山崎広道「判例における裁量権について」

第347回研究会(2001年10月20日) 奥谷健「市場所得と必要経費」

第362回研究会(2003年5月10日) 高橋祐介「ストックオプションの権利行使利益が一時所得とされた事例」

※編者注 高橋祐介会員は現在、中部地区研究委員長

またこの前後より来ていただく先生が固定化し1月田中治会員、2月小林敬和会員、4月山崎広道会員、5月渡邊徹也会員、7月谷口勢津夫会員、9月西山由美会員10月林仲宣会員11月奥谷健会員12月右山昌一郎会員というパターンが多くなりました。

第447回研究会(2012年11月10日) 山本洋一郎「最近の勝訴判決紹介・消費者被害の損害回復金は課税所得か、船舶営業権は消費税不課税仕入れか、弁護士会の役員活動費用は事業所得の必用経費にならないか」

※編者注 山本先生は158回にお越しいただいた山本鮮一会員のご子息で、親子二代で研究会にお越しいただいたのは1組だけだと思います。

- 第 454 回研究会 (2013 年 9 月 14 日) 末崎衛「一時所得と雑所得の区分—はづれ馬券の経費該当性の問題を中心に」
- 第 473 回研究会 (2015 年 11 月 14 日) 金井恵美子「消費税複数税率制度の検討」
- 第 474 回研究会 (2015 年 12 月 12 日) 一高龍司「損金の算入時期に関する基本的考察」
- 第 483 回研究会 (2016 年 12 月 10 日) 宮本十至子「出国課税の動向—日独を中心にして」
- 第 487 回研究会 (2017 年 5 月 13 日) 酒井貴子「オーストラリアにおける一般的租税回避否認規定についての考察」
- 第 492 回研究会 (2017 年 12 月 9 日) 高野幸大「制限行為能力者と税務行政」(日税研論集 72 号 19 頁参照)

## 現在の中部地区会員として活動中の会員の研究会のデビュー報告

- 第 146 回研究会（1978 年 12 月 16 日） 林眞義「判例評釈、所得の区分、譲渡所得と不動産所得」（最高裁第二小法廷昭和 45 年 12 月 23 日判決・民集第 24 卷 11 号 1617 頁）
- 第 152 回研究会（1979 年 6 月 16 日） 杉村圭照「判例研究、利子所得」（東京高裁昭和 39 年 12 月 9 日判決・行裁例集 15 卷 12 号 2307 頁）】
- 第 212 回研究会（1986 年 5 月 10 日） 加藤歌子「使途不明金」
- 第 248 回研究会（1990 年 6 月 16 日） 松井宏「親族にかかる租税法上の判例等」
- 第 251 回研究会（1990 年 11 月 10 日） 真野郁久「土地の評価について」
- 第 265 回研究会（1992 年 7 月 11 日） 吉田典保「判例研究、所得税譲渡費用否認更正処分取消」（大阪高裁平成 3 年 1 月 30 日判決・シュトイエル 354 号 35 頁）
- 第 269 回研究会（1993 年 1 月 9 日） 加藤義幸「判例研究、法人税の重加算税の賦課決定取消請求（東京地裁平成 3 年 1 月 31 日判決（シュトイエル 356 号 33 頁）」
- 第 297 回研究会（1996 年 2 月 10 日） 森田辰彦「実務家雑感『市民の法的感覚』と『法律専門家の法的感覚』の相違」
- 第 345 回研究会（2001 年 7 月 14 日） 伊藤透「判例研究、相続開始前 3 年以内に被相続人が取得した土地についてはその取得価格を相続税の課税価格に算入すべき価格とする旨定めた租税特別措置法 69 条の 4 を削除した租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 17 条 17 号）の制定に伴う経過措置を定めた同法律附則 19 条 3 項が、憲法 84 条、31 条、14 条 1 項、29 条 1 項、2 項に違反しないとされた事例」（大阪高裁平成 10 年 4 月 14 日判決・判例時報 1674 号 40 頁）

第 346 回研究会(2001 年 9 月 8 日) 井川源太郎「判例研究、①譲渡担保としての土地の取得は地方税法附則 31 条の 5 第 1 項にいう土地の『取得』に該当するか②右土地に設けられた駐車場施設が地方税法施行令 54 条の 47 第 2 項 2 号の定める『その利用が相当の期間内にわたると認められること』との基準に適合しないとされた事例」(東京地裁平成 10 年 8 月 27 日・判例時報 1702 号 51 頁)

第 376 回研究会(2004 年 12 月 11 日) 竹本守邦「判例研究、所得税更正処分等の取消訴訟において、訴訟上の和解によって取得した不動産を譲渡した場合の譲渡益の算出に当たり、和解当事者の意思を合理的に解釈することにより、原告が本来取得すべきであった和解金の支払いを受けていないことが考慮された事例」(東京地裁平成 15 年 12 月 12 日判決・判例時報 1850 号 51 頁)

第 381 回研究会(2005 年 7 月 9 日) 萩原芳宏「判例研究、外国親会社から付与されたストック・オプションの行使に係る経済的利益が一時所得に当たるとされた事例」(東京地裁平成 15 年 8 月 26 日判決・判例時報 1824 号 52 頁)

第 383 回研究会(2005 年 10 月 8 日) 加藤恒彦「研究報告、青色申告承認取消事由である『仮装』の意義—東京地裁平成 16 年 2 月 26 日判決・判例タイムズ 1172 号 164 頁) を参考にして」

第 393 回研究会(2006 年 11 月 11 日) 伊藤雄太「判例研究、第二次納税者の主たる課税処分に対する不服申立適格」(東京高裁平成 16 年 6 月 15 日判決・判例時報 1903 号 18 頁)

第 396 回研究会(2007 年 2 月 10 日) 林隆一「所得区分の見直しについて」(税法学 556 号 125 頁参照)

第 410 回研究会(2008 年 10 月 11 日) 伊川正樹「ペット葬祭事業に使用する建物とその敷地に対する固定資産税」

第 427 回中部地区研究会高橋祐介「税法と私法－他の公的分野との比較を通じて」

第 445 回研究会(2012 年 9 月 8 日) 加藤玲子「判例研究、法人税の決定を受けた法人が都民税の申告納税をした後に法人税の減額更正がされ、これに伴い都民税の法人税割額について減額更正がされたことにより過納金が生じた場合において、その還付に際して加算すべき還付加算金の算定の起算日が、地方税法(平成 14 年法律第 80 号による改正前のもの)17 条の 4 第 1 項 1 号の場合と同様に、納付の日の翌日であると解された事例」(最高裁平成 20 年 10 月 24 日判決・判例時報 2025 号 22 頁)

第 471 回研究会(2015 年 9 月 12 日) 本部勝大「事業年度途中の吸収合併と事業所税」(税法学 574 号 139 頁)

第 472 回研究会(2015 年 10 月 10 日) 馬場陽「租税争訟における和解—合法性の原則の行政法学的意義とその限界についての一考察」(税法学 574 号 173 頁参照)

第 480 回研究会(2016 年 9 月 10 日) 加藤恭子「判例研究、社長と呼ばれていた者が源泉徴収義務者に該当しないとされた事例」(大阪高裁平成 27 年 11 月 20 日判決)(税法学 576 号 155 頁参照)

第 488 回研究会(2017 年 7 月 8 日) 橋本彩「米国における高等教育資金に対する優遇措置」(税法学 578 号 103 頁参照)

第 490 回研究会(2017 年 10 月 14 日) 富永生志「国税通則法第 68 条《重加算税》の課税要件について～近時の裁決例を基に『特段の行動』について検討する～」

第 494 回研究会(2018 年 2 月 10 日) 山田麻未「育児費用についての一考察」(税法学 579 号でのタイトルは「保育費の控除可能性についての一考察」)

第 495 回 (2018 年 4 月 14 日) 齋藤孝一「民事信託における信託内借入に対する相続税法上の取扱いについて」

第 496 回研究会 (2018 年 5 月 12 日) 木村幹雄「仮想通貨に関する税務上の取り扱い」

第 497 回研究会 (2018 年 7 月 14 日) 鈴木恵・高橋祐介「NPO 法人の建物貸付業・ホンモロコ養殖事業等の収益事業該当性などが争われた事例（東京地裁平成 28 年 3 月 29 日・税務訴訟資料第 266 号- 57 (順号 12835)）

第 499 回研究会 2018 年 (平成 30 年) 10 月 13 日服部 由美「IBM 事件～要件事実論を中心に～」

# 日本税法学会中部地区研究会 500 回記録資料

500 回の記録の基本的編集方針は下記のとおりです。

- ① 税法学の掲載を基本として作成した。
- ② 税法学に未掲載のものでも杉村前総務委員長・真野総務委員長の案内記録出席記録、伊藤雄太会員の記録、編者林真義の記録及び発表者の配布資料により補遺した。
- ③ 掲載されていた判例はすべてチェックし、判決年月日、裁判所、掲載書等について明らかに違っていた部分は補正した。発表者の思いに反する場合があるかも知れませんが、その場合はお許しください。
- ④ 『和歌山地裁昭和 50 年 6 月 23 日判決、シュトイエル 161 号 45 頁』のような表示がしてあった場合シュトイエルの保有者しか内容がわからないので「資産の譲渡所得による所得で、営利を目的とする継続的行為により生じた所得を、譲渡所得と区別し、事業所得又は雑所得とすべきものとする根拠」(和歌山地裁昭和 50 年 6 月 23 日判決・シュトイエル 161 号 45 頁) というように判決の内容が分かるように引用してあった書籍の見出しに合わせて変更した。
- ⑤ 同様に「贈与税決定処分等取消請求控訴事件」というような記載では内容がわからないので判決の内容を調べ「書面によらない贈与についての贈与税の納税義務の成立時期」というように事件の内容が分かるように変更した。
- ⑥ 税法学掲載・案内状と当日報告のレジメの表題が異なっていた場合は当日のレジメの表題を選択して表示の変更をした。
- ⑦ 査読論文として報告されたものは発表日以後に税法学等に掲載された場合は(参照)として括弧書きで追加しました。
- ⑧ それ以外の(参照)については発表者の説明があった場合と編者が調べて掲載したものもあり、発表者の方の意図と異なっていた場合はお許し下さい。
- ⑨ 第〇回は開催回数、税法学〇〇号は掲載されている号数、年月日は開催日です。

第1回中部地区税法研究会 税法学 128号 1961年(昭和36年)8月20日

名古屋市中区 丸栄ホテル3階 司会 中川一郎

テーマ 国税通則法制定に関する答申に対する批判研究会

第2回中部地区税法研究会 税法学 200号 1961年(昭和36年)9月

名城大学 司会 中川一郎

テーマ 国税通則法制定に関する答申に対する批判研究会

第3回中部地区税法研究会 税法学 200号 1961年(昭和36年)10月

名城大学 司会 中川一郎

テーマ 国税通則法制定に関する答申に対する批判研究会

※編者注 第2回、第3回の記録、及び第4回から名称を中部地区研究会に変更されたことは税法学 200号中川一郎著「日本税法学会15年史」276頁記述による。

第4回中部地区研究会 税法学 168号 1964年(昭和39年)12月5日

日本通運(株)名古屋支店 会議室 司会 中川一郎

課題 法人税法基本通達改正中

(1)工事負担金関係 (2)準備金、引当金の通則関係 (3)貸倒金引当金関係

第5回中部地区研究会 税法学 169号 1965年(昭和40年)1月23日

名古屋税理士会館 司会 中川一郎

テーマ 実質課税の原則 実質主義 経済的観察法

法人税基本通達 退職給与引当金

第6回中部地区研究会 税法学 170号 1965年(昭和40年)2月27日

名古屋税理士会館 司会 中川一郎

テーマ ①低額譲渡と寄付金に関する判例

②税法における信義誠実に関するBHFの判例

第7回中部地区研究会 税法学 171号 1965年(昭和40年)3月27日

日本通運(株)名古屋支店会議室 司会 中川一郎

研究課題 法人税法及び所得税法改正法案中の問題点

第8回中部地区研究会 税法学 172号 1965年(昭和40年)4月24日

名古屋税理士会館 報告者 中川一郎

報告 改正所得税法・法人税法等の審議に関する衆議院大蔵委員会議録を中心として

第9回中部地区研究会 税法学174号 1965年(昭和40年)6月12日  
名古屋税理士会館 報告者 中川一郎  
報告 新法人税法の逐条研究(1) — 法1条から22条迄

第10回中部地区研究会 税法学175号 1965年(昭和40年)7月10日  
名古屋税理士会館 報告者 中川一郎  
報告 新法人税法の逐条研究(2) — 法22条2項～23条迄

第11回中部地区研究会 税法学176号 1965年(昭和40年)8月10日  
名古屋税理士会館 報告者 中川一郎  
① 判例研究「更正理由附記に関する諸問題」  
② 新法人税法の逐条研究(3) — 法30条、令34条～37条

第12回中部地区研究会 税法学177号 1965年(昭和40年)9月18日  
名古屋税理士会館 司会中川一郎  
判例研究「手附と権利確定主義」名古屋高裁昭和39年11月9日判決(高刑17巻7号685頁) 報告者 中川一郎  
大会におけるゼミナールの課題の選択につき懇談「借地権等に関する新法人税法行令137条～139条の解釈・適用」と「税務行政の実情」を課題とすることについて強い要請があった。

第13回中部地区研究会 税法学179号 1965年(昭和40年)11月20日  
名古屋税理士会館 司会中川一郎  
ゼミナール ①法人税法37条(寄付金の不算入)の解釈論・立法論  
②法人税法42条以下の圧縮記帳に関する解釈論及び立法論

第14回中部地区研究会 税法学180号 1965年(昭和40年)12月23日  
名古屋税理士会館 司会 中川一郎  
判例評釈  
税法における禁反言の原則(信義誠実の原則)の適用の要件とその限界(東京地裁昭和40年5月26日判決・判例時報411号29頁)及び同判例評釈(中川一郎シュトイエル44号5頁参照) 中川一郎  
ゼミナール 法人税法52条の貸倒引当金、第54条の賞与引当金に関する解釈論・立法論

第 15 回中部地区研究会 税法学 181 号 1966 年(昭和 41 年)1 月 31 日

名古屋税理士会館 司会 中川一郎

ゼミナール新法人税通達 1 ~ 13

第 16 回中部地区研究会 税法学 182 号 1966 年(昭和 41 年)2 月 26 日

名古屋税理士会館 司会 中川一郎

ゼミナール 新法人税通達 10 ~ 12 の立案当局の解説の批判

第 17 回中部地区研究会 税法学 183 号 1966 年(昭和 41 年)3 月 26 日

名古屋税理士会館 司会 中川一郎

報告 相続税法 9 条および取扱通達 60 条に基づく借地権の認定課税について

桐山靖作 新法人税通達批判 中川一郎

第 18 回中部地区研究会 税法学 184 号 1966 年(昭和 41 年)4 月 23 日

名古屋税理士会館 司会 中川一郎

判例研究 法人税法において法人の行為計算を否認できる基準 竹下重人

ゼミナール 税務訴訟における訴訟物 司会 中川一郎

第 19 回中部地区研究会 税法学 186 号 1966 年(昭和 41 年)6 月 4 日

名古屋税理士会館 司会 中川一郎

ゼミナール 同族会社の行為・計算の否認

報告 新法人税通達批判 中川一郎

第 20 回中部地区研究会 税法学 187 号 1966 年(昭和 41 年)7 月 7 日

名古屋税理士会館 司会 中川一郎

ゼミナール 税法における実質主義は必要であるか

報告 新法人税通達批判 中川一郎

中部地区研究大会 税法学 188 号 1966 年(昭和 41 年)8 月 2 日

岐阜グランドホテル 司会 中川一郎

研究報告 旧法人税法施行規則 10 条の 3 第 6 項 4 号の規定の租税法律主義違反を理由とする不適用性(大阪地裁昭和 41 年 5 月 30 日判決)(シュトイエル 52 号 1 頁参照 3.) 中川一郎

討論 1 税法における実質主義について

2 会員より提出の諸問題につき討論

- ① 法人税法 11 条、所得税法 12 条の収益の法律上帰属するとみられる者の意義 増田三郎
- ② 売上原価か寄付金か
- ③ 貸倒金について
- ④ 措置法 35 条居住用財産買換の特例 早瀬磯雄
- ⑤ 償却資産にかかる固定資産税の納税義務者 竹下重人

第 21 回中部地区研究会 税法学 189 号 1966 年(昭和 41 年)9 月 17 日

名古屋税理士会館 司会 中川一郎

- 報告 1 マイリッケの租税法総論 波多野弘
- 2 雑所得についてのちに貸倒れが生じた場合これに対応する税額が不当利得なるとした事例(東京地裁、昭和 41 年 6 月 30 日判決) 竹下重人

第 22 回中部地区研究会 税法学 190 号 1966 年(昭和 41 年)10 月 22 日

名古屋税理士会館 司会 竹下重人

ゼミナール 税法における実質主義の裁判例(大会ゼミナールの準備)

第 23 回中部地区研究会 税法学 191 号 1966 年(昭和 41 年)11 月 22 日

名古屋税理士会館 司会 竹下重人

秋季総会における研究課題(判例を中心とする実質主義)の討論の検討と中部地区研究会の態度 司会 竹下重人

第 24 回中部地区研究会 税法学 192 号 1966 年(昭和 41 年)12 月 13 日

名古屋税理士会館 司会 中川一郎

- ゼミナール ① 「税法と企業会計との調整に関する意見書」に関する税法学的研究
- ② 同族会社の行為・計算否認に関する実例 2 件の検討

第 25 回中部地区研究会 税法学 193 号 1967 年(昭和 42 年)1 月 28 日

名古屋税理士会館 司会 中川一郎

報告 判例研究 稅務事務所長の非課税扱いの決定通知とその後になされた過年度課税処分(東京高裁昭和 41 年 6 月 6 日判決・判例時報 461 号 31 頁)及び同判例の評釈(須貝修一・シュトイエル 57 号 1 頁参照) 中川一郎

第 26 回中部地区研究会 税法学 194 号 1967 年(昭和 42 年)2 月 25 日

名古屋税理士会館

研究課題 ① 株式の贈与と取得（大阪高裁昭和41年12月26日判決・税務訴訟  
資料 第45号673頁）  
② 株式の贈与と取得（名古屋高裁金沢支部昭和41年9月30日判決・  
税務訴訟資料第45号307頁）  
③ 名義株式についての討論  
④ その他贈与及び相続についての討論 竹下重人

第27回中部地区研究会 税法学195号 1967年(昭和42年)3月25日

名古屋税理士会館 司会中川一郎

研究報告 損益の帰属時期に関する比較検討(中国法・米国法・日本法)(税法学194  
号1頁以下) 梁基恩

第28回中部地区研究会 税法学196号 1967年(昭和42年)4月22日

名古屋税理士会館

研究報告 税務訴訟における訴訟物 波多野弘

第29回中部地区研究会 税法学198号 1967年(昭和42年)6月10日

名古屋税理士会館 司会竹下重人

課題 ① 第32回定期大会研究発表の検討  
② その他

第30回中部地区研究会 税法学199号 1967年(昭和42年)7月22日

名古屋税理士会館

判例研究 人格なき社団と入場税(東京地裁昭和42年4月11日判決・税法学196  
号9頁)を )中川一郎

ゼミナール 法人税法22条4項論 司会 中川一郎

第31回中部地区研究会 税法学201号 1967年(昭和42年)9月26日

名古屋税理士会館 司会 竹下重人

報告 須貝修一「米国税法上の会計処理の基準」 市川浩平

清永敬次「ドイツ税法上の正規簿記の原則と引当金の容認」 津田顕雄  
中川一郎「法人税法22条4項に関する問題点について」 竹下重人

第32回中部地区研究会 税法学202号 1967年(昭和42年)10月24日

名古屋税理士会館 司会 中川一郎

ゼミナール 法人税法 22 条 4 項に関する問題点

第 33 回中部地区研究会 税法学 204 号 1967 年(昭和 42 年)11 月 22 日

名古屋税理士会館 司会 竹下重人

- 報告 ① 第 33 回大会・総会報告  
② 地区出身役員紹介  
③ 新年度運営方針の検討  
④ 税法における経済的利益の取扱いについて 津田顕雄

第 34 回中部地区研究会 税法学 204 号 1967 年(昭和 42 年)12 月 16 日

名古屋税理士会館 司会 中川一郎

判例研究 申告是認通知後のこれに反する更正処分と禁反言の法理(信義誠実の原則)  
(大阪地裁昭和 42 年 5 月 30 日判決・シュトイエル 68 号 9 頁)

ゼミナール 法人税法・同法施行令の簡易平明化に関する具体的方法

第 35 回中部地区研究会 税法学 205 号 1968 年(昭和 43 年)1 月 26 日

名古屋税理士会館 司会 中川一郎

判例研究 更正処分の取消を求める訴訟の係属中に右更正処分の瑕疵を是正するため  
の再更正および再々更正が行なわれた場合と訴の利益(最高裁第三小法廷昭  
和 42 年 9 月 19 日判決・税務訴訟資料第 48 号 411 頁)

討論 税法の簡易平明化に関する具体的方法

第 36 回中部地区研究会 税法学 206 号 1968 年(昭和 43 年)2 月 24 日

名古屋税理士会館 司会 竹下重人

研究発表 ① 税務訴訟における訴訟物の理論マルテンスの諸説に関する  
波多野弘  
② 納税申告の法的構造 竹下重人

第 37 回中部地区研究会 税法学 207 号 1968 年(昭和 43 年)3 月 16 日

名古屋税理士会館 司会 竹下重人

研究発表 ① 法人税法の簡素化に関する意見  
② 利息制限法の制限超過利息と所得税法上の収入すべき金額  
③ 所得「民商判決」

第38回中部地区研究会 税法学209号 1968年(昭和43年)4月20日

名古屋税理士会館 司会 竹下重人

研究発表 ① 税理士制度について 入江慶次

② 所謂民商判決批評 津田顕雄

③ 「税務借地権精講」の疑問点について 堀田正之

第39回中部地区研究会 税法学210号 1968年(昭和43年)6月15日

名古屋税理士会館 司会 竹下重人

報告及び研究課題

1 第34回大会総会結果報告及び当地区研究会の今後の予定

2 研究事項

○ 大阪地裁昭42年4月24日判決(編者注 大阪地裁昭和42年4月24日  
は存在せず、誤記又は同日の山口地裁「法人が役員に対して支払った年一  
割を超す利息を役員報酬と認定して損金算入を否認した」(税務訴訟資料第  
47号753頁)と思われます。

○ 不動産の交換・理由付記(大阪地裁昭和42年7月18日判決・税務訴訟  
資料第48号323頁)

○ 損害賠償請求権の相続税課税

第40回中部地区研究会 税法学211号 1968年(昭和43年)7月20日

名古屋商工会議所ホール

講演 同族会社の行為計算否認規定について 清永敬次

第41回中部地区研究会 税法学212号 1968年(昭和43年)8月12日

名古屋税理士会館 司会 竹下重人

判例通達研究

① 法人税青色申告承認取消処分の通知書の記載(附記)程度(大阪地裁昭  
和42年6月24日判決・行集18巻5・6号786頁)及び同判例評釈(中  
川一郎・シュトイエル73号28頁参照)中川一郎

② 地方税法72条の22第2項の法人事業税の軽減税率不適用の要件の判  
定基準(名古屋高裁昭和43年2月27日判決・判例時報518号42頁)  
及び同判例評釈(中川一郎・シュトイエル75号12頁参照)中川一郎

③ 旧会社更生法269条3項にいう「更正手続開始の時までの各事業年度  
の法人額」の意義(福岡高裁昭和43年5月23日判決・シュトイエル76  
号44頁)(判例評釈中川一郎・シュトイエル76号1頁参照)中川一郎

## 税務行政研究

① 信託船舶の減価償却（中川一郎・シュトイエル 76 号 32 頁） 中川一郎

第 42 回中部地区研究会 税法学 213 号 1968 年（昭和 43 年）10 月 20 日

名古屋税理士会館

報告 税制簡素化についての第三次答申に関する問題点の説明 中川一郎

第 43 回中部地区研究会 税法学 217 号 1968 年（昭和 43 年）12 月 23 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

シンポジューム「税務調査に関する問題点と立法論」報告者 竹下重人

今後提起された問題点毎に報告者を定め、この報告をもとに共同研究をし、意見交換することになった。

第 44 回中部地区研究会 税法学 217 号 1969 年（昭和 44 年）1 月 18 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

報告 学会近況報告 中川一郎

判例研究 譲渡担保による不動産の取得は地方税法（36 年法 74 による改正前）73 条の 2 第 1 項にいう「不動産の取得」に当たるか（東京高裁、昭和 43 年 5 月 29 日判決・行集 19 卷 5 号 948 頁）（判例評釈 中川一郎・シュトイエル 81 号 19 頁参照）

討論 借地権に関する税務取扱についての問題定立

第 45 回中部地区研究会 税法学 218 号 1969 年（昭和 44 年）2 月 15 日

名古屋税理士会館 司会 竹下重人

課題 （1）借地権に関するシンポジュームの課題の定立及び討論

（2）税務調査に関する研究

（3）兼務役員賞与に対する課税をめぐって（税理 1 月号所収）の研究

編者注：「岡部勇二『税理』第 12 卷 第 1 号（1969 年 1 月号）73 頁」

第 46 回中部地区研究会 税法学 219 1969 年（昭和 44 年）4 月 5 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

法案批判 国税通則法の一部を改正する法律案——国税不服審判所制度について——

（税法学 218 号 18 頁・シュトイエル 83 号 26 頁）の批判 中川一郎

第 47 回中部地区研究会 税法学 222 号 1969 年(昭和 44 年) 6 月 7 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

報告 (1) 第 36 回総会における決定事項

(2) 規約改正常務理事案の検討

(3) 名古屋地裁(昭和 44 年 4 月 5 日判決・シュトイエル 85 号 28 頁)を中心として同族会社の行為・計算否認の限界(判例評釈 中川一郎シュトイエル 85 号 1 頁) 中川一郎

第 48 回中部地区研究会 税法学 223 号 1969 年(昭和 44 年) 7 月 19 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

研究課題

(1) 「借家人の受けた立退料が譲渡所得である」と認定された事例(昭和 44 年 1 月 28 日大阪地裁判決・税務訴訟資料』第 56 号 3 頁) 竹下重人

(2) 昭和 43 年(行ウ) 161 号事件「財産処分と譲渡所得税及び名古屋税理士会争訟審理室取扱同種事例」 竹下重人

(3) 同族会社が支店を分離し、別法人を設立し、これに建設工事下請をさせていた際、その別法人発行の手形に裏書保証していたところその別法人が倒産した場合、同族会社が履行した裏書手形の支払金額の税務処理について 市川浩平

第 49 回中部地区研究会 税法学 224 号 1969 年(昭和 44 年) 8 月 17 日

(関西地区第 76 回と合同研究大会)

洛北鞍馬山麓「歓喜園」東光坊 司会 中川一郎

研究課題

(1) 新法人税基本通達を中心として通達の使命・あり方

(2) 質問検査権の濫用とその法的効果

いずれも今秋の第 37 回大会の研究課題であるので、いかなる点を問題とすべきであるか、主として問題の定立にしばり、討論した。

第 50 回中部地区研究会 税法学 225 号 1969 年(昭和 44 年) 9 月 27 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

役員候補者 6 名の選出

報告 (1) 租税回避に関する B H F の判例 - — 整理番号 25 及び 27  
中川一郎

(2) 通達のあり方 竹下重人

第 51 回中部地区研究会 税法学 226 号 1969 年(昭 44 年)10 月 18 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

報告 (1) 租賃問検査権の行使と限界についての討論

(2) 通達をめぐる第 37 回大会発表の梗概 竹下重人

第 52 回中部地区研究会 税法学 228 号 1969 年(昭和 44 年)12 月 13 日

名古屋税理士会館 司会 竹下重人

報告 税法における信義誠実の原則の法的根拠 中川一郎

第 53 回中部地区研究会 税法学 229 号 1970 年(昭和 45 年)1 月 25 日

名古屋税理士会館 司会 竹下重人

報告 (1) 事業企画

(2) 監査役の賞与に関する旧法人税法施行規則 10 条の 3 第 6 項 3 号の規定  
の効力—申告是認通知と信義誠実の原則(横浜地裁昭和 44 年 11 月 6 日判  
決・シュトイエル 92 号 30 頁)及び同判例評釈(中川一郎・同 93 号 7 頁参  
照) 中川一郎

第 54 回中部地区研究会 税法学 230 号 1970 年(昭和 45 年)2 月 21 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

報告 質問検査権の内容について 早瀬磯雄 竹下重人 津田顕雄

第 55 回中部地区研究会 税法学 231 号 1970 年(昭和 45 年)3 月 28 日

名古屋税理士会館 司会 竹下重人

議題 質問検査権の内容についての討論

第 56 回中部地区研究会 税法学 232 号 1970 年(昭和 45 年)4 月 25 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

演題 改正国税通則法 84 条 5 項の解釈論(税法学 231 号) 中川一郎

※編者注: 名古屋税理士会協賛の公開講演会として行われた。

第 57 回中部地区研究会 税法学 233 号 1970 年(昭和 45 年)5 月 16 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

事例研究 株式の相続税評価の取扱い変更による過納額について

飯田田鶴男(林錦三代理)

研究報告 西ドイツにおける税務調査について 波多野弘

第 58 回中部地区研究会 税法学 235 号 1970 年(昭和 45)年 6 月 27 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

報告 1. 第 38 回大会・総会経過報告

2. 第 39 回以降の運営企画

早瀬税理士より「税理士法改正に際しての問題点」、堀田理事より「税務監査制度について」の研究課題の提案があり、これらについて税法学会で討議することの適否についての意見もあった。

研究報告

1. 国税不服審判所経過及び現状について 村瀬茂

2. 判例紹介

(1) 「非上場株式の評価について」(大阪地裁昭和 44 年 3 月 18 日判決・税務訴訟資料 第 56 号 164 頁)

(2) 「税理士の懲戒処分について」(東京地裁昭和 44 年 12 月 25 日判決・判例時報 586 号 48 頁)

第 59 回中部地区研究会 税法学 235 号 1970 年(昭和 45 年)7 月 25 日

名古屋税理士会館 司会 竹下重人

判決研究 「更正通知の附記理由と不服申立て及び訴訟における審理との関係について(大阪地裁昭和 38 年 1 月 16 日判決・訟務月報 9 卷 2 号 302 頁、大阪高裁昭和 43 年 6 月 27 日判決・判例時報 533 号 23 頁)山口地裁(昭和 45 年 1 月 19 日判決・税務訴訟資料第 59 号 1 頁)及び東京地裁(昭和 45 年 2 月 20 日判決・税務訴訟資料 第 59 号 142 頁)の比較検討」

第 60 回中部地区研究会 税法学 237 号 1970 年(昭和 45 年)9 月 19 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

研究報告 1. 不服審査事例——相続税評価通達の法的地位について 早瀬磯雄

2. 税務訴訟の諸問題について 竹下重人

第 61 回中部地区研究会 税法学 238 号 1970 年(昭和 45 年)10 月 24 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

研究報告 1. AO における経営検査 波多野弘

2. 理由が明示された処分に対する不服審査及び訴訟 竹下重人.

討議 通則法附則(昭 45)6 条 2 項に基づく裁判の性格

第 62 回中部地区研究会 税法学 240 号 1970 年(昭和 45 年)11 月 28 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

- 報告 1. 大会における発表について 波多野弘  
2. 法人税法施行令(昭和 45 年政令 106 号による改正前) 71 条 4 号に規定する「同族会社であることについての判定の基礎となった株主等」の範囲並びに使用人たる職務に従事する取締役の賞与につき法人税法施行令(昭和 45 年政令 106 号による改正前) 71 条 4 号に該当するものとしてその損金算入を否認した課税処分が取り消された判決(東京地裁昭和 45 年 7 月 7 日判決・税務訴訟資料第 60 号 1 頁)を紹介 竹下重人.

第 63 回中部地区研究会 税法学 240 号 1970 年(昭和 45 年)12 月 14 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

- 研究報告 1. 租税逋脱犯における故意の範囲 波多野弘  
2. 税務事件における事実認定と立証責任について 竹下重人.

第 64 回中部地区研究会 税法学 241 1971 年(昭和 46 年)1 月 16 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

- 報告 1. 納税申告における錯誤の重大明白性(東京地裁, 昭和 45 年 1 月 22 日判決・判例時報 583 号 46 頁)及び同判例評釈(波多野弘シュトイエル 102 号 33 頁参考)その他 波多野弘  
2. 遺産分割によって現実に取得した財産を基礎として算出した相続税額にもとづいてする更正請求、修正申告の性質(東京地裁昭 45 年 3 月 4 日判決・判例時報 411 号 31 頁) 竹下重人.

第 65 回中部地区研究会 税法学 242 号 1971 年(昭和 46 年)2 月 21 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

- 報告 第 49 回関東地区研究会と同じと記載してあったので関東地区第 49 回の議題を下記に記載
1. 学会報告
  2. 欠損金額の是認通知後になされた欠損金額の減額更正と信義誠実の原則(大阪高裁, 昭和 45 年 11 月 30 日判決・シュトイエル 106 号 39 頁、大阪地裁, 昭和 45 年 5 月 7 日判決・シュトイエル 99 号 30 頁)及び同判例評釈(中川一郎シュトイエル 105 号 12 頁参照)
  3. 不服審査に関する改正規定の主眼点(コメントール国税通則法 2 卷 KA 1 頁以下)

4. 税法における信義誠実論の弁証法的発展(杉村先生古稀記念371頁以下)/  
報告者 中川一郎(1~4の報告)

第66回中部地区研究会 税法学243号 1971年(昭和46年)3月20日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

- 報告 1. 「源泉所得税についての納税告知の法律的性格等」(最高裁第一小法廷昭和45年12月24日判決・税務訴訟資料第62号15頁)  
2. 「課税価格決定のための借地権の評価方法」(東京地裁昭和45年7月29日・税務訴訟資料第60号166頁)

以上2件(判例時報616号59頁)の紹介及び研究 竹下重人

第67回中部地区研究会 税法学245号 1971年(昭和46年)4月17日

名古屋税理士会館 司会 波多野弘

- 報告 1. 「西ドイツ所得税法における収入について(1)」(税法学243号32頁)  
波多野弘  
2. 「木村事件」千葉地方裁判所判決について(昭和42(行ワ)9)  
編者注:「税務調査の拒否に合理的な理由がある場合に推計によってした所得税更正処分が違法とされた事例」(千葉地裁昭和46年1月27日判決・税務訴訟資料第62号87頁) 桂田斐

第68回中部地区研究会 税法学246号 1971年(昭和46年)6月19日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

- 報告 1. 第40回大会・総会経過報告 竹下重人・波多野弘  
2. 次期役員候補者選挙の件

現役員において下記の通り推薦し、研究会に諮ったところ、満場異議なく承認した。なお、更に7月例会の通知で再度地区全会員の意見を聴取の上決定することとした。

市川浩平、川村清好、竹下重人、津田顕雄、波多野弘、堀田正之

- 研究 1. 所得の収入金額、取得費および譲渡経費につき課税庁の認定(高松地裁昭和46年2月16日判決・経費につき課税庁の認定)(昭和46年2月16日高松地裁判決・シュトイエル110号52頁)の判例評釈 竹下重人

編者注:シュトイエル110号52頁に同じ裁判所で年月日も全く同じですが、表題の部分の言い回しが少し異なって「第二次納税義務・形式的に無償であるが、実質的に相当の代価による売買と認定し、国税徴収法39条所定の処分には該当しないとした事例」として掲載されており内容も報告者の内容と異なるものではないのでこの判例だと思われます。

2. 減額再更正処分および加算税を減額する賦課決定処分がなされた場合において、当初の更正処分および賦課決定処分の取消、更正の理由附記、非同族法人の行為計算を否認、申告是認通知後になされた更正処分は信義則に反する等の判決（東京地裁昭和46年3月30日判決・税務訴訟資料第62号427頁、岡山地裁昭和45年8月13日判決・税務訴訟資料第60号244頁）の評釈 波多野弘 編者注この二つの判決は報告では日付と地裁名は別々な項目になっていたが、判例内容は全く同じなので一つにまとめた。

異議決定書謄本の送達、受領につき代理権、審査請求期間の不遵守につき「やむを得ない理由」（名古屋高裁昭和46年4月8日判決・税務訴訟資料第62号544頁）の判決についての評釈 波多野弘

3. 司法書士たる親子が従来親の名義で確定申告をしていたのを、親子が別々で確定申告をした事例についての研究

第69回中部地区研究会 税法学247号 1971年(昭和46年)7月17日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

報告 申告納税制度における推計課税(シュトイエル100号所収)について  
新井隆一

第70回中部地区研究会 税法学248号 1971年(昭和46年)8月21日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

判例研究 報告者 波多野弘

- 1 所得の計算に推計方式の是非と平均所得率(大阪地裁昭和46年5月12日判決・シュトイエル111号34頁)
- 2 売上にたいする一般経費、裁決長が認めた減価償却費を訴訟において税務署長否認した場合の信義則適用等(大阪地裁昭和46年5月24日判決・シュトイエル111号49頁)
- 3 青色申告書承認取消処分通知書と取消理由(秋田地裁昭和46年4月5日判決・シュトイエル112号26頁)
- 4 土地売買に關し口添えに対する謝礼と雑所得の認定(名古屋高裁昭和46年5月26日判決・シュトイエル112号29頁)
- 5 電気ガス税における合金鉄の意義と15年間にわたる非課税処置と信義則(山形地裁昭和46年6月14日判決・シュトイエル112号32頁)

第 71 回中部地区研究会 税法学 249 号 1971 年(昭和 46 年)9月 18 日

名古屋税理士会館 司会 竹下重人

協議事項 役員 1 名増員に伴う役員候補者の選衡について

全員一致で岡村俊夫氏を推せんすることに異議なく次回研究会までに再度全  
当地区研究会院の了解を求ることとした。

- 報告 1 同族会社の行為計算否認(名古屋高裁 昭和 46 年 6 月 30 日判決・シト  
イエル 113 号 49 頁)について 竹下重人
- 2 稅務職員の誤った指導と異なる更正・決定と信義則(東京地裁 昭和 45 年  
1 月 26 日判決・シトイエル 113 号 36 頁)について
- 3 推計の適法性(大阪地裁昭和 46 年 6 月 28 日判決 シトイエル 113 号  
42 頁)について 以上 2 件 波多野 弘

中部地区第 72 回研究会 税法学 250 号 1971 年(昭和 46 年)10 月 23 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

議題 1 役員候補者及び監事候補者選衡報告諒承の件

「税法学」249 号 44 頁学会記事欄所収の緊急役員会の経過及び結果について  
報告、諒承を求めたところ、出席者全員異議なく諒承した。

- 2 次回以後の大会、総会の開催及び運営方法について  
学会専務理事より諮問のあった上記議案について審議の結果、その趣旨に全  
面的に賛成であり地区選出役員はこの方向で、今後の役員会等で行動する  
こととされた。

3 年内地区研究会の予定について

11 月 20 日(土)東京大学金子教授が来名される予定があるので、波多野理  
事が交渉に当たり発表をお願いできれば開催 12 月 18 日(土)中川専務理  
事、清永常務理事が来名される予定であるので、忘年会を兼ねて開催

4 報告

- (1) 役員報酬賞与について——主として認定賞与の限界 竹下重人
- (2) 西ドイツにおける推計課税 波多野弘

第 73 回中部地区研究会 税法学 251 号 1971 年(昭和 46 年)11 月 20 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

審議事項 昭和 46 年 11 月 13 日(土)緊急現、旧合同役員会決定別紙原案通り承認  
可決された。

- 報告 (1) 第 41 回大会、総会の結果報告 竹下重人
- (2) 租税条約における税額免除及び控除について 金子宏

(別紙) A 今後の地区研究会及び地区大会の運営について

1 今後の運営については、当分の間地区会則、運営内規等は制定せず申合せにより行い、必要な都度役員会を開催して、その協議の結果による。

2 新年度（自昭和46年11月7日至昭和49年3月末日）の事業計画

(イ) 地区研究会 原則として毎月1回第2土曜日午後1時半より税理士会館において行う。

(ロ) 地区大会 原則として毎年1回行う

(ハ) 会員研究資料の蒐集保管

主として全国会員及び全員保管図書論文の内、研究に必要なものの印刷物又はコピーを購入又は無償提供を受け、これを保管して地区会員の研究資料とする。

当分の間資料の保管は津田常務理事宅とし、蒐集文献の目録を作成し会員に配布する。

(二) 地区会員名簿の発行

学会会員名簿の発刊後速やかに発刊する。

3 地区会計

(イ) 本会会計期間に併せ月当り100円（本年度は昭和48年3月分迄1,500円とする）を通信その他諸経費分担金として会員よりお支払い願うこととする。

(ロ) 地区研究会、大会等の案内、名簿等は今後全会員に配布する。但し、経費分担金を納付されない

会員については、配布しないこともできる。

(ハ) 役員会の決定により、収入の範囲内で経費を支出し、大会等の際に特別負担金を徴収することができるとしてする。従って、特に予算は作成せず毎年3月末日をもって決算を行い、その結果を次の役員会報告し、その承認を求める。

(二) 通常経費分担金（イ）については、学会会費を値上げして地区交付金とされることを要望する。

4 地区会員の構成及び分掌

(イ) 地区研究会に幹事13名を置く、学会の理事は当然幹事となる。学会の監事は地区監事となる。

地区役員の任期は学会の役員の任期と同一とする。

(ロ) 地区役員及びその分掌は下記の通りとする。

(ハ) 中部地区研究会事務局は当分の間津田常務理事事務所に置く。

(B) 第41回総会における議案外の発言について

- 1 総会における議案外報告については、会議の原則に基づき議題に関係ある事項を除いて、理事会にまず発言の趣旨を諮り、理事会の協議結果により、議題とすること
- 2 学会の本旨に鑑み発言の趣旨は、いやしくも個人の意見の誹謗に至る虞れのないよう配慮し、又関係諸団体の意見にとらわれることのないよう配慮すること。
- 3 卷頭言は、編集者個人の責任において、従来通り継続掲載されることが、むしろ望ましいこと。月刊誌である以上あまりに専門的研究発表機関紙の体裁のみにとらわれる必要はなく、隨筆的、提言的コラムがあつてもよいと思われること

第 74 回中部地区研究会 税法学 252 号 1971 年 12 月 昭和 46 年 12 月 18 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

審議事項 中部地区研究大会の開催予定の昭和 47 年 12 月 2 日（土）、3 日（日）開催することとし、中川専務理事、清永常務理事及び当地区会員の研究発表を予定する。

報告 1 税法学 250 号の卷頭言について

筆者注：中川一郎先生がこれまで続けてきた税法学の卷頭言を税法学界の発展運営に専念するため 250 号の卷頭言をもって終焉の辞と記された。

2 学会運営、特に大会・総会の運営についての専務理事私案

3 「西ドイツ B F H 判例集」の読み方及び利用方法 中川一郎

第 75 回中部地区研究会 税法学 253 号 1972 年（昭和 47 年）1 月 29 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

報告 実質所得者課税の原則、源泉徴収制度（最高裁第一小法廷昭和 45 年 12 月 24 日判決・税務訴訟資料第 62 号 15 頁）、判例評釈を兼ねて）

京都大学教授 清永敬次

審議事項 会員研究資料の蒐集保管について

第 76 回中部地区研究会 税法学 254 号 1972 年（昭和 47 年）2 月 19 日

名古屋税理士会館 司会 波多野弘

報告 1 租税刑事法の若干の問題点について 波多野弘

2 民法第 177 条及び第 754 条中の第三者の範囲についての税法学的考察  
中部地区理事 川村清好

第 77 回中部地区研究会 税法学 255 号 1972 年(昭和 47 年)3 月 25 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

報告 判例研究

(A) 譲渡所得課税の本質

(B) 慰藉料及び財産分与に基づく債務の履行としての不動産の譲渡と譲渡所得の成否(名古屋高裁昭和 46 年 10 月 28 日判決・シュトイエル 115 号 61 頁)

事例研究

被合併法人の繰越欠損金の合併法人の所得からの控除について 竹下重人

第 78 回中部地区研究会 税法学 256 号 1972 年(昭和 47 年)4 月 22 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

報告 判例研究

1 役員の海外視察旅行費用を賞与と認定された事例(岡山地裁昭和 47 年 2 月 3 日判決・シュトイエル 119 号 50 頁)

2 不当利得返還請求事件(名古屋高裁昭和 47 年 2 月 16 日判決・シュトイエル 120 号 22 頁) 波多野弘

第 79 回中部地区研究会 税法学 257 号 1972 年(昭和 47 年)5 月 20 日

名古屋税理士会館 司会 波多野弘

紹介と討論

1 フィナンシャルリースその実態分析と税務処理

2 損害賠償金算出に於ける所得税

3 資産課税に於ける鉱業権及び租鉱権の評価

波多野弘

第 80 回中部地区研究会 税法学 259 号 1972 年(昭和 47 年)7 月 15 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

報告 判例研究

1 審査決定取消請求控訴事件・特別の経費存在についての納税者の主張・立証責任(大阪高裁(昭和 47 年 2 月 16 日判決・シュトイエル 120 号 16 頁))

2 同族会社等の行為または計算の否認の規定に基づき更正する場合の理由  
附記の要

否および程度(最高裁第二小法廷昭和 47 年 3 月 31 日判決・シュトイエル 122 号 22 頁) 竹下重人

## 審議事項

次回中部地区研究会は8月12日、13日に浜松地区に出かけ開催する。詳細については後日案内状を出す。

第81回中部地区研究会 税法学260号 1972年(昭和47年)8月12日

浜松商工会議所 司会 波多野弘

報告 1 最近の租税判例における若干の問題点(推計課税判例評釈)

I 同業者1件の売上差益率および一般経費率により所得を推計することは合理的でないとされた事例(大阪地裁昭和47年3月22日判決・シュトイエル121号47頁)

II パチンコ営業者につき調査収入金額に所得標準率を乗じて所得を推計する方法は合理的であるとされた事例(鳥取地裁昭和47年4月3日判決・シュトイエル122号33頁)

III 紳士用ズボンの縫製加工業者の外注費について同業者7件の加重平均外注費率(対収入金額割合)により推計する方法は合理的であるとされた事例(東京地裁昭和47年4月11日判決・シュトイエル123号33頁)

波多野弘

2 国税不服審判所審査事務提要の要点解説 村瀬茂

3 借地権課税についての討論 川村清好外浜松地区会員

第82回中部地区研究会 税法学261号 1972年(昭和47年)9月15日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

報告

1 学会運営状況報告

2 青色申告承認取消権の成立要件(税法学260号1頁)

3 租税回避行為の否認による課税と租税法律主義(東京高裁昭和47年4月25日判決・シュトイエル123号47頁)(中川一郎 同判決評釈・シュトイエル124号1頁以下参照) 中川一郎

第83回中部地区研究会 税法学262号 1972年(昭和47年)10月16日

名古屋税理士会館 司会 波多野弘

報告 1 利息制限法超過利息・損害金に関する判例について、(最高裁第三小法廷昭和46年11月9日判決・シュトイエル117号58頁)  
清永敬次

2 建物の権利の譲渡価格とその建築原価との差額が法人税法第37条6項に

より寄附金とみなされた事例について(東京地裁昭和47年5月9日判決・  
シュトイエル124号36頁) 波多野弘

第84回中部地区研究会 税法学263号 1972年(昭和47年)11月18日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

報告 1 借地権課税における二、三の問題 井川源造

2 関西、中国四国地区大会研究発表概要 竹下重人

3 九州沖縄地区大会研究発表概要 波多野弘

協議 12月3日開催中部地区大会の運営について。要項決定。

日本税法学会第1回 中部地区大会 税法学264号 1972年(昭和47年)12月3日

名古屋市千種区「東山会館4階会場」

(編者注 中部地区研究大会は第20回と第21回研究会の間の1966年(昭和41年)8月2日  
に岐阜グランドホテルにて開催(税法学188号)されている。)

司会 法学博士・税法研究所長・弁護士 中川一郎

京都大学法学部教授・税法研究所研究員 清永敬次

税理士 税法研究所研究員 津田顕雄

大会

開会の挨拶 中川一郎・津田顕雄

研究報告 1 借地権課税における二三の問題 税理士 井川源造

研究報告 2 離婚に基づく財産分与と贈与税課税

東邦学園短期大学助教授 小津昭一

研究報告 3 日本税理士会連合会の「税理士法改正に関する基本要綱」につ  
いての日弁連の意見に関して 弁護士 大橋茂美

研究報告 4 税務訴訟の訴訟物 一西独連邦裁判所大法廷決定を中心として—  
(波多野弘「税務訴訟における訴訟物」税法学262号1頁参照、波多野弘「税  
務訴訟における訴訟物について・・・グレーベルの所説を手がかりとして」  
税法学264号1頁参照) 税法研究所研究員 波多野弘

講演

納税義務の成立について 清永敬次

閉会の挨拶 波多野弘

第85回中部地区研究会 税法学265号 1973年(昭和48年)1月20日

名古屋税理士会館 司会 竹下重人

報告 判例研究

- 1 使用貸借を合意解除して無償で土地の返還を受けた土地所有者に経済的利益があるか（名古屋高裁昭和47年12月21日判決・シュトイエル129号47頁）
- 2 旧所得税法70条・63条に規定する検査及び質問は憲法38条に違反するか。憲法35条・38条は行政手続きに適用されるか（最高裁大法廷昭和47年11月22日判決・シュトイエル128号41頁）弁護士 竹下重人

第86回中部地区研究会 税法学266号 1973年(昭和48年)2月17日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

研究・討論

- 1 質問検査権と憲法35条、38条（最高裁大法廷昭和47年11月22日判決・シュトイエル128号41頁）
- 2 同上判例評釈、質問検査権と憲法35条、38条（シュトイエル129号22頁）
- 3 その他関連問題について

波多野弘、竹下重人、津田顕雄

第87回中部地区研究会 税法学267号 1973年(昭和48年)3月17日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

報告 1 学会現況報告

- 2 無利息貸付の否認の可否（大津地裁昭和47年12月13日判決・シュトイエル129号55頁）、及び同判例の評釈（中川一郎・同129号1頁参照）  
中川一郎
- 3 1973年AO改正草案について（税法学266号1頁以下） 中川一郎

第88回中部地区研究会 税法学268号 1973年(昭和48年)4月21日

名古屋市千種区丘上町 東山会館 司会 津田顕雄

報告 使途不明支出金に関する判決について

- 1 会社の支出・損金に算入すべきでない場合（神戸地裁昭和29年11月20日判決・行政事件裁判例集』第5巻第11号2624頁）
- 2 新聞購入費、出張旅費、従業員の昼食の副食賄費等の必要経費としての判断（神戸地裁昭和34年3月7日判決・税務訴訟資料第29号216頁）
- 3 法人税法上損金となるべき法人の交際費（松江地裁昭和36年3月23日判決・行集12巻3号438頁） 竹下重人

第 89 回中部地区研究会 税法学 269 号 1973 年(昭和 48 年)5 月 19 日

名古屋税理士会館 司会 津田顕雄

報告 1 稅務訴訟における訴訟物理論について

2 租税判例評釈

(1) 外注費の推計の合理性(東京地裁昭和 47 年 4 月 11 日判決・シュトイエル 123 号 33 頁)

(2) 収入金額の推計のための基礎資料の適否(大阪地裁昭和 47 年 10 月 31 日判決・シュトイエル 129 号 39 頁) 竹下重人

第 90 回中部地区研究会 税法学 271 号 1973 年(昭和 48 年)7 月 26 日

名古屋税理士会館 司会 波多野弘、津田顕雄

報告 1 学会近況、西欧税務訴訟調査団について

2 「西ドイツ税理士制度」(中川一郎・税法研究所論叢創刊号 83 頁以下)についての質問

3 不動産取得税の非課税及び免除に関する最近の判例評釈

・代物弁済予約の形式をとり、仮登記により公示される不動産担保において、債権者が当該土地につき所有権取得登記をした後、債務者が調停により当該土地を取得した場合に地方税法 73 条の 7 第 8 号を適用して不動産取得税を非課税とした事例(大阪高裁昭和 48 年 1 月 30 日判決・シュトイエル 131 号 49 頁)

・上記判決の判例評釈(中川一郎シュトイエル 132 号 32 頁参照)

・地方税法 73 条の 7 第 8 号及び 73 条の 27 の 3 第 1 項にいう「被担保債権の消滅」は例示であるか(松山地裁昭和 48 年 3 月 31 日判決・シュトイエル 132 号 58 頁)及び同判例評釈(中川一郎・同 133 号 1 頁参照)

中川一郎

第 91 回中部地区研究会 税法学 272 号 1973 年(昭和 48 年)8 月 23 日

岐阜県恵那市 旅館 品の家 司会 津田顕雄

報告 1 ゴルフ会員権の法的性格と税務上の問題点について 津田顕雄

2 判例評釈 村民税の課税と地方税法 315 条等(札幌高裁昭和 48 年 2 月 28 日判決・シュトイエル 135 号 23 頁)及び同判例評釈(波多野弘 同 135 号 13 頁参照) 波多野弘

第 92 回中部地区研究会 税法学 274 号 1973 年(昭和 48 年)9 月 22 日

名古屋税理士会館 司会 竹下重人

研究及び討論

英國における税務訴訟（第44回大会研究報告）について（宮谷俊胤税法学  
272号22頁、同273号1頁） 竹下重人

第93回中部地区研究会 税法学274号 1973年(昭和48年)10月24日

名古屋税理士会館 司会 竹下重人  
報告 代物弁済と譲渡所得について 竹下重人

第94回中部地区研究会 税法学275号 1973年(昭和48年)11月17日

花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 津田顕雄  
研究及び討論

- 1 ゴルフ会員権の相続税法上の評価について
- 2 所得税法上の非課税所得について 津田顕雄

第95回中部地区研究会 税法学276号 1973年(昭和48年)12月15日

花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 津田顕雄  
報告 1 常務理事会における決定事項の説明  
2 BFH62年1月26日判決(西ドイツBFH判例集TG162)の解説  
3 利息制限法による制限超過の未収利息・遅延損害金は課税の対象になるか  
(最高裁第三小法廷昭和48年9月18日判決・シュトイエル139号50頁)  
(同判例評釈同139号1頁参照) 中川一郎

第96回中部地区研究会 税法学277号 1974年(昭和49年)1月19日

花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 津田顕雄  
報告 1 西欧税務訴訟調査団に関する緊急問題について  
2 日本税法学会第1回運営委員会の開催報告 波多野弘  
3 判例評釈  
商品先物取引による商品取引清算益について(東京高裁昭和48年9月  
12日判例・シュトイエル139号45頁) 竹下重人

第97回中部地区研究会 税法学278号 1974年(昭和49年)2月23日

花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 波多野弘  
報告 1 課税処分を無効とする瑕疵の重大明白性(最高裁第三小法廷昭和48年  
10月2日判決・シュトイエル141号32頁)(波多野弘「課税を無効とする  
瑕疵について」税法学276号16頁、277号8頁参照) 波多野弘

- 2 第二次納税義務を争う方法等（大阪地裁昭和48年11月8日判決・シュトイエル141号56頁）及び同判例評釈（清永敬次 同142号6頁参照）  
清永敬次

第98回中部地区研究会 税法学279号 1974年(昭和49年)3月30日

花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 津田顕雄、竹下重人

報告 1 判例評釈

物上保証人に対する求償債務の損金算入の範囲（横浜地裁昭和48年9月28日判決・シュトイエル142号17頁） 竹下重人

2 学会近況、特に第45回大会の運営及び賛助会員入会勧誘について  
中川一郎

3 拘束的確言に関する73年AO草案の規定及び信義誠実に関する判例（73年AO草案の納税者の信頼保護の規定・中川一郎・税法学278号1頁、保証債務の履行として出捐した金額が雑損に当たるとの税務職員の口頭指示と禁反言の法理（名古屋地裁昭和48年12月7日判決・シュトイエル142号62頁、同判例評釈中川一郎同号1頁参照） 中川一郎

第99回中部地区研究会 税法学280号 1974年(昭和49年)4月20日

花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 津田顕雄

報告 いわゆる総額主義について（松山地裁昭和48年10月1日判決・シュトイエル142号21頁）及び同判例評釈（波多野弘・同143号5頁参照）  
波多野弘

第100回中部地区研究会 税法学282号 1974年(昭和49年)6月15日

花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 津田顕雄

報告 判例評釈

会社財産に対する持分として与えられたものと認めることが相当である非上場会社の株式評価額を帳簿価格による純資産価格法によるのが他の方法によるよりも合理的であるとした事例（大阪地裁昭和49年2月8日判決・シュトイエル144号37頁） 竹下重人

第101回中部地区研究会 税法学285号 1974年(昭和49年)8月17日

花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 津田顕雄

報告 1 法人が確定決算において買換資産につき所定の経理上の経理をした金額が圧縮限度額に満たない時とき、法人が確定申告をする際にこの金額を超

える金額を損金に算入することの許否(東京地裁昭和49年2月20日判決・  
シュトイエル148号32頁以下) 竹下重人

2 訪欧調査視察の報告 津田顕雄

第102回中部地区研究会 税法学285号 1974年(昭和49年)9月21日

花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 津田顕雄

報告 いわゆるサラリーマン訴訟について(京都地裁昭和49年5月30日判決・シュトイエル147号1頁)及び同判例評釈(波多野弘 同148号9頁・149号9頁参照) 波多野弘

第103回中部地区研究会 税法学286号 1974年(昭和49年)10月20日

花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 津田顕雄

報告 課税所得計算における収益の計上時期について——権利確定主義への疑問——  
(税法学285号1頁参照) 竹下重人

第104回中部地区研究会 税法学287号 1974年(昭和49年)11月16日

花車ビル 司会 津田顕雄

報告 1 法人税法に於ける営業権の意義及び評価について  
2 動産の売却代金債権の確定時期について(大阪地裁昭和49年3月7日判決・シュトイエル同149号24頁) 波多野弘

※編者注 学会記事にはシュトイエル148号149号150号と記載されているが148号150号には該当事例はない。ただし148号にいわゆるサラリーマン訴訟判決について、150号には青色申告承認取消しの遡及効と逋脱犯の成立等についての波多野先生の判例評釈が掲載されており、その関係で報告されていた可能性もあるが不明。

第105回中部地区研究会 税法学288号 1974年(昭和49年)12月21日

花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 津田顕雄、竹下重人

講演 • 最近の租税判例(青色申告承認取消処分に対する法定期間経過後の異議申立て通則76条3項(大阪地裁昭和49年7月30日判決・シュトイエル151号26頁)、及び同判決の判例評釈(中川一郎・同151号8頁)、昭和37年法44号による改正前の旧所得税法のもとで雑所得として課税の対象とされた金銭債権が後日回収不能となった場合における徴収税額の不当利得による返還請求最高裁第二小法廷昭和49年3月8日判決(民集28巻2号200頁)及び同判決の判例評釈(中川一郎・シュトイエル152号1頁参照)  
• 西ドイツ1975年所得税法草案(日本税法学会運営委員会 税学286号1頁、日本税法学会運営委員会 税法学287号1頁以下) 中川一郎

第 106 回中部地区研究会 税法学 290 号 1975 年(昭和 50 年)1月 25 日

花車ビル 日本経営協会第 4 教室 司会 竹下重人

報告 判例評釈、脱税があった場合の更正の期間制限等(東京高裁昭和 49 年 9 月 30 日判決・シュトイエル 152 号 56 頁)及び同判例評釈(竹下重人 同 153 号 12 頁参照) 竹下重人

第 107 回中部地区研究会 税法学 291 号 1975 年(昭和 50 年)2月 15 日

花車ビル 日本経営協会第 4 教室 司会 津田顕雄

報告 1 A、B 農地の課税問題について(税法学 289 号 38 頁以下参照)  
早瀬磯雄  
2 建物所有を目的としない借地権の評価等(大阪地裁昭和 49 年 8 月 6 日判決・シュトイエル 151 号 37 頁、及び同判例評釈(熊本敬一郎・同 153 号 6 頁参照) 津田顕雄

第 108 回中部地区研究会 税法学 291 号 1975(昭和 50 年)3 月 22 日

花車ビル 日本経営協会第 4 教室 司会 津田顕雄

報告 1 判例評釈  
① 青色申告承認取消と逋脱犯の成否(最高裁第二小法廷昭和 49 年 9 月 20 日判決・シュトイエル 152 号 32 頁及び同判決の判例評釈(清永敬次同 154 号 1 頁参照))  
② いわゆるサラリーマン訴訟判決(京都地裁昭和 49 年 5 月 30 日判決・シュトイエル 147 号 1 頁) 清永敬次  
2 最近の訴訟にあらわれた税法上の問題について  
① 法人税の更正と認定賞与の運命  
② 土地譲渡税について 竹下重人

第 109 回中部地区研究会 税法学 293 号 1975 年(昭和 50 年)4 月 26 日

花車ビル 日本経営協会第 4 教室 司会 津田顕雄

報告 認定利息について(法人がその代表者に貸し付けた貸付金に利息を年 1 割と認定したことが適正とされた事例(横浜地裁昭和 48 年 6 月 5 日判決・シュトイエル 138 号 38 頁)、利息制限法違反の未収超過利息の益金計上の要否—消極(広島地裁昭和 46 年 7 月 1 日判決・シュトイエル 114 号 43 頁)、利息制限法違反の未収超過利息の益金計上の要否(名古屋高裁昭和 46 年 6 月 30 日判決・シュトイエル 113 号 49 頁)及び同判例評釈(中川一郎・シュトイエル 114 号 1 頁参照) 竹下重人

※編者注 税法学の地区研究会報告には「認定利息について(シュトイエル 114 号 138 号)」としか記載されていないが、編者がそれぞれのシュトイエルを検討した結果は上記のような内容になると思われる。)

第 110 回中部地区研究会 税法学 293 号 1975 年(昭和 50 年)5 月 17 日

花車ビル 日本経営協会第 4 教室 司会 竹下重人

報告 1 第 47 回大会経過報告

2 損害賠償と損益計上時期について 竹下重人

第 111 回中部地区研究会 税法学 294 号 1975 年(昭和 50 年)6 月 21 日

花車ビル 日本経営協会第 4 教室 司会 津田顕雄

報告 1 財産分与と譲渡所得税について(最高裁第三小法廷昭和 50 年 5 月 27 日

判決・税務訴訟資料第 81 号 648 頁)竹下重人

2 預託金制ゴルフクラブの法人格その他について(東京高裁昭和 49 年 12  
月 20 日判決・判例時報 774 号 46 頁) 津田顕雄

第 112 回中部地区研究会 税法学 295 号 1975 年(昭和 50 年)7 月 26 日

花車ビル 日本経営協会第 4 教室 司会 津田顕雄

報告 預託金制ゴルフクラブの法人格その他について(東京高裁(九民)昭和 49 年  
12 月 20 日判決・判例時報 774 号 46 頁)(前回より継続) 津田顕雄

第 113 回中部地区研究会 税法学 296 号 1975 年(昭和 50 年)8 月 9 日

花車ビル 日本経営協会第 4 教室 司会 竹下重人

報告 税法学講義—テキスト「税法学体系全訂版」各論第 18 章 所得税 307 頁  
竹下重人

第 114 回中部地区研究会 税法学 298 号 1975 年(昭和 50 年)9 月 27 日

花車ビル 日本経営協会第 4 教室 司会 津田顕雄

報告 1 税法学講義(テキスト「税法学体系全訂版」312 頁以下) 所得税法  
津田顕雄

2 税法上における営業権について 早瀬磯雄

第 115 回中部地区研究会 税法学 298 号 1975 年(昭和 50 年)10 月 18 日

花車ビル 日本経営協会第 4 教室 司会 津田顕雄

報告 判例評釈 所得税法上の所得の分類について

1 土地の譲渡による所得が旧所得税法(昭和 22 年法律第 27 号) 9 条 1 項

- 8号にいう「営利を目的とする継続的行為」に該当するか否かの判断基準（横浜地裁昭和50年5月6日判決・シュトイエル161号9頁）
- 2 土地の譲渡による所得が不動産業に係る事業所得と認められた事例（和歌山地裁昭和50年6月23日判決・シュトイエル161号45頁）
- 3 借家人が受けた立退料は一時所得に該当するとされた事例（東京地裁昭和44年2月26日判決、税務訴訟資料56号42頁）
- 4 賃借建物の明渡しによる立退料収入の所得の種類（大阪地裁昭和46年10月21日判決、行裁集22巻10号1,643頁）
- 5 家屋の立退料は家屋賃借権消滅の対価として譲渡所得に当るとされた事例・譲渡所得を一時所得としてなした処分の適法性（大阪地裁昭和44年1月28日判決、行裁集20巻1号80頁）
- 6 家屋賃借権は譲渡所得の基となる資産に当るとされた事例（原審判決引用）家屋の立退料は、家屋賃借権消滅の対価として譲渡所得に当る譲渡所得を一時所得としてなした処分はとされた大阪高裁昭和45年4月6日判決、税務訴訟資料59号586頁）
- 7 家屋の立退料が家屋賃借権消滅の対価として譲渡所得にあたるとされた事例（大阪地裁昭和50年4月24日判決、判例時報786号34頁）

竹下重人

第116回中部地区研究会 税法学301号 1975年(和50年)11月22日

花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 入江慶次

報告 1 昭和50年11月15・16日両日開催の第48回大会経過報告

津田顕雄

2 税法学講義 所得の概念及び所得の種類（テキスト「税法学体系全訂版」319頁以下） 小津昭司

第117回中部地区研究会の 税法学301号 1975年(昭和50年12月20日)

花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 竹下重人、津田顕雄

講演 「法人税法コメントタール」刊行記念講演を、中川一郎及び波多野弘が行う

第118回中部地区研究会の開催報告が税法学に掲載されていない、118回の記録がない

第119回中部地区研究会 税法学303号 1976年(昭和51年)2月20日

花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 竹下重人

報告 1 会員制企業とこれをめぐる税務の問題点（税法学300号記念号135

(頁参照)

- 2 稅務指導と税務相談の理論について(税法学302号5頁参照) 1・2とも 津田顕雄

第120回中部地区136回関西地区合同研究会 税法学303号

1976年(昭和51年)3月19日 京都府立労働会館 司会 太田全彦

報告 1 改正商法等による決算確定手続と法人税法(税法学300号記念号125頁参照) 道下義昌

2 稅務指導と税務相談の理論(税法学302号5頁参照) 津田顕雄

第121回中部地区研究会 税法学329号 1976年(昭和51年)4月17日

花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 入江慶次

報告 稅務指導税務相談の理論(税法学302号5頁参照) 津田顕雄

第122回中部地区研究会 税法学329号 1976年(昭和51年)5月15日

花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 入江慶次

報告 1 法人税につき青色申告承認取消処分及び更正処分が課税庁の職権によって取消されたとしても、それにより源泉徴収所得税納税告知の効力に消長を及ぼさないとされた事例(大阪高裁昭和51年1月29日判決・税務訴訟資料第87号230頁)竹下重人

2 西ドイツの1977年租税基本法草案第30条 波多野弘

第123回中部地区研究会 税法学329号 1976年(昭和51年)7月17日

花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 入江慶次

報告 1 第149回大会報告 竹下重人

2 青色申告承認取消処分に対する期間的制限について(最高裁第二小昭和51年2月20日判決・税務訴訟資料 第87号433頁)竹下重人

第124回中部地区研究会 税法学329号 1976年8月 昭和51年8月21日

花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 入江慶次

報告 調査することなくされた更正の効力(大阪高裁昭和51年1月29日判決・税務訴訟資料』第87号221頁) 波多野弘

第125回中部地区研究会 税法学329号 1976年(昭和51年)9月18日

花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 入江慶次

報告 修正申告について更正の請求をなしうる期限(横浜地裁昭和51年5月27日  
判決・税務訴訟資料 第88号959頁) 竹下重人

第126回中部地区研究会 税法学329号 1976年(昭和51年)10月16日  
花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 入江慶次  
報告 1 学会報告 津田顕雄  
2 資産税評価通達について若干の考察 津田顕雄

第127回中部地区研究会 税法学329号 1976年(昭和51年)11月20日  
花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 入江慶次  
報告 1 第50回大会報告 津田顕雄  
2 税理士法改正に関する基本要綱について 出席者全員

第128回中部地区研究会 税法学329号 1976年(昭和51年)12月18日  
花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 入江慶次  
報告 1 判例評釈 竹下重人  
2 税法学研究の最近の動向について 波多野弘  
3 税理士法改正に関する基本要綱について 特に代理権の問題  
出席者全員

第129回中部地区研究会 税法学329号 1977年(昭和52年)1月21日  
花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 入江慶次  
報告 1 土地譲渡重課々税の譲渡益計算上の実績値方式について 村田長造  
2 税務相談について 津田顕雄

第130回中部地区研究会 税法学329号 1977年(昭和52年)2月19日  
花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 入江慶次  
報告 営業権について 井川源造

第131回中部地区研究会 税法学329号 1977年(昭和52年)6月4日  
花車ビル 日本経営協会第4教室 司会 入江慶次  
報告 みなし譲渡課税と憲法14条 岡崎信之

第132回中部地区研究会 税法学329号 1977年(昭和52年)7月16日  
花車ビル 日本経営協会第4教室

報告 1 法人格否認の法理 波多野弘

2 第 51 回大会報告 津田顕雄

※ 1977 年(昭和 53 年)8 月 6 日

役員選考委員会 佐野明治・竹下重人・岩崎定生・岡崎信之・林眞義

小津昭司 ⇒ 佐野明治

市川浩平 ⇒ 伊藤啓三

高須藤高 ⇒ 井川源造

柳田芳一 ⇒ 岩崎定生

第 133 回中部地区研究会 税法学 329 号 1977 年(昭和 53 年)8 月 20 日

花車ビル 日本経営協会第 4 教室 司会 竹下重人

報告 1 中部地区役員候補者選衡委員による審議事項

2 使用人から役員に昇格した者の退職金と役員賞与について(神戸地裁昭和

52 年 4 月 22 日判決・税務訴訟資料 第 94 号 228 頁) 竹下重人

第 134 回中部地区研究会 税法学 329 号 1977 年(昭和 52 年)9 月 10 日

花車ビル 日本経営協会第 4 教室 司会 竹下重人

報告 最近の事例研究 竹下重人

審議事項 今後の中部地区研究会のあり方について 出席者全員

第 135 回中部地区研究会 税法学 329 号 1977 年(昭和 52 年)10 月 15 日

花車ビル 日本経営協会第 4 教室 司会 竹下重人

報告 第 52 回大会シンポジウムの課題「税理士法の改正」について 津田顕雄

第 136 回中部地区研究会 税法学 329 号 1977 年(昭和 52 年)12 月 17 日

花車ビル 日本経営協会第 4 教室 司会 竹下重人

報告 西ドイツ評価法「財産税」について 中川一郎

第 137 回中部地区研究会 税法学 329 号 1978 年(昭和 53 年)2 月 18 日

名古屋税理士会館

報告 「米国連邦所得税における必要経費控除の研究」碓井光明著の批判

津田顕雄

第 138 回中部地区研究会 税法学 328 号 1978 年(昭和 53 年)3 月 26 日

新名古屋ホテル 司会 津田顕雄

報告 西ドイツの非上場株式の評価について 中川一郎

第 139 回中部地区研究会 税法学 329 号 1978 年(昭和 53 年)5 月 20 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 津田顕雄

報告 第 53 回大会研究報告解説 波多野弘

審議事項 1. 事務局代行承認 井川源造

2. 今後のテーマについて

第 140 回中部地区研究会 税法学 330 号 1978 年(昭和 53 年)6 月 17 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 津田顕雄

報告 1 第 53 回全国大会総会・研究報告 竹下重人

2 税法上の公益性・公共性の配慮について 副題 社会保険診療報酬の所得計算の特例と関連づけて(1) 井崎千恵子

第 141 回中部地区研究会 税法学 332 号 1978 年(昭和 53 年)7 月 23 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 津田顕雄

報告 1 税法上の公益性公共性の配慮について—社会保険診療報酬の所得計算の特例と関連づけて…(2) 井崎千恵子  
2 租税体系論 牛嶋正

第 142 回中部地区研究会 1978 年(昭和 53 年)8 月 19 日

中部地区研究会の開催日の記録はあるが、内容の記録がないし、報告が税法学にも掲載されていない。

第 143 回中部地区研究会 税法学 333 号 1978 年(昭和 53 年)9 月 16 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 津田顕雄

報告 1 「西ドイツ租税刑法の改正と問題点(1)(2)—経済犯罪」  
中・四国地区 小林敬和  
2 判例評釈 「認定賞与について」(神戸地裁昭和 53 年 2 月 27 日判決・税務訴訟資料第 97 号 328 頁) 竹下重人

第 144 回中部地区研究会 税法学 335 号 1978 年(昭和 53 年)10 月 21 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 津田顕雄

報告 1 付加価値税の問題点 入江慶次

2 韓国の付加価値税について視察報告 津田顕雄

第 145 回中部地区研究会 税法学 335 号 1978 年(和 53 年)11 月 18 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 課税要件事実の認定の構造 仮説例によるゼミナール 竹下重人

第 146 回中部地区研究会 税法学 337 号 1978 年(昭和 53 年)12 月 16 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 津田顕雄

報告 1 判例評釈「所得の区分、譲渡所得と不動産所得」(最高裁第二小法廷昭和 45 年 12 月 23 日判決・民集第 24 卷 11 号 1617 頁) 林真義  
2 非課税規定と禁反言の法理 (関信越地区会員) 新井隆一

第 147 回中部地区研究会 税法学 338 号 1979 年(昭和 54 年)1 月 27 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 津田顕雄

報告 1 判例評釈「国税徴収法 39 条について特別の事情がない限り、時価のおおむね 2 分の 1 に満たない価格をもって『著しく低い額』と解するのが相当」(大阪地裁昭和 52 年 12 月 7 日判決・判例時報 896 号 18 頁) 伊藤貞利  
2 財産分与と譲渡所得課税 関西地区会員 吉良実

第 148 回中部地区研究会 税法学 339 号 1979 年(昭和 54 年)2 月 17 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 COMPREHENSIVE TAX BASE について「包括的所得概念について我が国における問題との関連」(関西地区) 石島弘

第 149 回中部地区研究会 税法学 339 号 1979 年(昭和 54 年)3 月 17 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 財産分与の課税問題—吉良論文を読んで— 津田顕雄  
2 53 年分の所得税の確定申告に際しての問題点の検討 参加会員

第 150 回中部地区研究会 税法学 340 号 1979 年(昭和 54 年)4 月 21 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 無償譲渡と第二次納税義務(昭和 53 年 12 月 25 日大阪高裁判決・シュトイエル 204 号 47 頁) 竹下重人  
2 日米法人税負担に関する若干の考察 牛嶋正

第 151 回中部地区研究会 税法学 341 号 1979 年(昭和 54 年)5 月 19 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 判例評釈、書面によらない贈与についての贈与税の納稅義務の成立時期（東京高裁昭和53年12月20日判決・シュトイエル205号43頁、原審横浜地裁昭和52年4月13日判決・シュトイエル185号33頁） 報告者名なし編者記録では 波多野弘

第152回中部地区研究会 税法学343号 1979年(昭和54年)6月16日  
ターミナルビル キタンクラブ  
報告 1 判例研究 利子所得（東京高裁昭和39年12月9日判決・行裁例集15巻12号2307頁)(租税判例百選ジュリスト第17号66頁参照)  
杉村圭照  
2 第55回全国大会研究報告 津田顕雄

第153回中部地区研究会 税法学344号 1979年(昭和54年)7月21日  
ターミナルビル キタンクラブ 司会 津田顕雄  
報告 判例研究「資産の取得に要した借入金の利子の取得原価性」(東京高裁昭和54年6月26日判決・税務訴訟資料第105号885頁) 竹下重人

第154回中部地区研究会 税法学345号 1979年(昭和54年)8月18日  
ターミナルビル キタンクラブ  
報告 1 生命保険契約と税法の接点について 三村国夫  
2 米国税法と法人格(関西地区) 浅沼潤三郎

第155回中部地区研究会 税法学346号 1979年(昭和54年)9月22日  
ターミナルビル キタンクラブ  
報告 1 「77年AO租税处罚法」に関する問題点 中川一郎先生古希賀税法学論文集 清永論文を読んで 小林敬和  
2 簿外資産と合併の未引継並びに相続税三年目の修正申告期限迄に発生した誤還付金の更正について 津田顕雄

第156回中部地区研究会 税法学347号 1979年(昭和54年)10月20日  
ターミナルビル キタンクラブ 司会 津田顕雄  
報告 借入金利子と譲渡所得課税 武山和正

第157回中部地区研究会 税法学349号 1979年(昭和54年)12月15日  
十洲樓 司会 津田顕雄

- 報告 1 第 56 回全国大会研究・総会報告 津田顕雄  
2 研究報告 ゼロベース予算について 牛嶋正

第 158 回中部地区研究会 税法学 350 号 1980 年(昭和 55 年)1 月 19 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 津田顕雄

- 報告 1 土地所有をめぐる紛争を解決し、固定資産税等の精算をするために支払われた和解金は和解まで所有していた権利者が負担する場合、和解した事業年度の損金算入の可否、権利を得るための対価であった場合は取得原価を構成するのが一般原則(大阪地裁昭和 54 年 4 月 26 日判決・シュトイエル 207 号 24 頁) 竹下重人  
2 税務行政の法的限界 九州地区会員 山本鮮一

第 159 回中部地区研究会 税法学 351 号 1980 年(昭和 55 年)2 月 16 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 津田顕雄

- 報告 1 【判例評釈】特別土地保有税等決定処分取消請求事件「特別土地保有税の性質及び同税につき条例に規定がない場合の地方税法第 587 条の規定の適用の有無」(東京地裁昭和 54 年 4 月 19 日判決・シュトイエル 208 号 40 頁) 浦野利雄  
2 【判例評釈】非上場株式の評価(昭和 55 年 1 月 25 日 京都地裁判決・税務訴訟資料第 110 号 35 頁) 竹下重人

第 160 回中部地区研究会 税法学 353 号 1980 年(昭和 55 年)4 月 19 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 津田顕雄

- 報告 1 税法における法人格否認の法理 波多野弘  
2 支払利息をめぐる税務上の問題点 津田顕雄

審議事項 中部地区研究会は 55 年 5 月より原則として第 2 土曜日に開催することに決定

第 161 回中部地区研究会 1980 年(昭和 55 年)5 月 10 日

中部地区研究会の開催報告が税法学に掲載されていないし、資料も残っていない

第 162 回中部地区研究会 税法学 355 号 1980 年(昭和 55 年)6 月 14 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 第 57 回全国大会研究、総会報告 津田顕雄  
2 事実認定 個人の資産損失について 井崎千恵子

第 163 回中部地区研究会 税法学 360 号 1980 年(昭和 55 年)7月 12 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 事例研究「税法の解釈とその適用 1」 早瀬磯雄  
2 隠れた利益処分と租税回避 波多野弘

第 164 回中部地区研究会 税法学 356 号 1980 年(昭和 55 年)8 月 9 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 最近の税制改正から見た経営税務の問題点 武山和正  
2 所得税法における家事費、家事関連費の控除に関する若干の研究  
津田顕雄

第 165 回中部地区研究会 税法学 358 号 1980 年(昭和 55 年)9 月 13 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 竹下重人

- 報告 1 事例研究「税法の解釈とその適用 2」 早瀬磯雄  
2 判例評釈 地方税法 73 条の 2 第 1 項に言う「不動産取得」の意義及び地方税法 73 条の 7 第 8 号の非課税規定の趣旨(横浜地裁昭和 54 年 10 月 1 日判決・シュトイエル第 214 号 1 頁) 竹下重人

第 166 回中部地区研究会 税法学 360 号 1980 年(昭和 55 年)10 月 18 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 所得税法における家事費・家事関連費試論 津田顕雄

第 167 回中部地区研究会 税法学 361 号 1980 年(昭和 55 年)12 月 13 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 竹下重人

- 報告 1 違法裁決の判決について 村田長造  
2 I 西独における租税法研究・教育  
II 租税法と私法 (関西地区) 村井正

第 168 回中部地区研究会 税法学 362 号 1981 年(昭和 56 年)1 月 17 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 津田顕雄

- 報告 1 判例評釈 所得税法 64 条 2 項の規定により譲渡なかりしものとみなされた事例(大阪地裁昭和 55 年 5 月 29 日判決・シュトイエル 223 号 15 頁)  
竹下重人  
2 シンポジウム 実務研究 沖縄の「門中墓」譲渡の取扱について等  
(沖縄地区) 中村理鶴代

第 169 回中部地区研究会 税法学 363 号 1981 年(昭和 56 年)2 月 14 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 弁護士報酬の性質 津田顕雄

2 事業主報酬の必要経費性と事業主控除(税務弘報 28 卷 7 号 6 頁)  
(関東地区) 新井隆一

第 170 回中部地区研究会 税法学 364 号 1981 年(昭和 56 年)3 月 28 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 津田顕雄

報告 講渡所得における取得費の意義について—若干の事例を素材として—  
(関東地区) 金子宏

第 171 回中部地区研究会 税法学 366 号 1981 年(昭和 56 年)4 月 18 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 所得税と相続税の「二重課税?」及び「二重免税?」について  
三村国夫

2 判例研究 源泉所得税と申告所得税(東京地裁昭和 53 年 5 月 25 日判決  
・シュトイエル 195 号 27 頁、東京高裁昭和 55 年 10 月 27 日判決・シュトイエル 225 号 1 頁) 竹下重人

第 172 回中部地区研究会 税法学 366 号 1981 年(昭和 56 年)5 月 9 日)

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 ゴルフコースの改良改造の税務 津田顕雄

2 判例評釈 債権償却特別勘定繰入れについて、否認できる時期(東京地裁  
昭和 55 年 9 月 29 日判決・シュトイエル 227 号 19 頁) 竹下重人

第 173 回中部地区研究会 税法学 367 号 1981 年(昭和 56 年)6 月 13 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 証券価格の形成と評価 証券アナリスト 住ノ江佐一郎(愛知学院大学教授)

第 174 回中部地区研究会 税法学 368 号 1981 年(昭和 56 年)7 月 11 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 第 59 回全国大会報告 津田顕雄

2 青色申告承認取消処分の効果(広島地裁昭和 56 年 2 月 26 日判決・シュトイエル 231 号 21 頁) 竹下重人

第 175 回中部地区研究会 税法学 368 号 1981 年(昭和 56 年)8 月 8 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 中小企業承継税制に関する報告書について (関東地区) 右山昌一郎

第 176 回中部地区研究会 税法学 370 号 1981 年(昭和 56 年)9 月 12 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 相続開始直前に被相続人が所有権留保特約付で売却した土地の相続税評価について、(東京高裁昭和 56 年 1 月 28 日判決・シュトイエル 232 号 1 頁)  
竹下重人
- 2 故諸隈正会員「法人税法上の所得計算の体系と諸原則」日本税法学会創立 30 周年記念祝賀税法論文集(6)275 頁 津田顕雄

第 177 回中部地区研究会 税法学 373 号 1981 年(昭和 56 年)12 月 12 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 記帳義務制度について 創立 30 周年記念大会報告 津田顕雄

第 178 回中部地区研究会 税法学 373 号 1982 年(昭和 57 年)1 月 9 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 所得の平均化と不公正税制 牛嶋正
- 2 商法改正と税務の問題点—圧縮 / 引当金と特別引当金の問題を中心に—  
(関東地区) 吉牟田勲

第 179 回中部地区研究会 税法学 375 号 1982 年(昭和 57 年)2 月 13 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 キャピタルゲイン課税の実務研究 武山和正
- 2 西ドイツ課税手続における職権探知主義と協力義務  
(関東地区) 木村弘之亮

第 180 回中部地区研究会 税法学 377 号 1982 年(昭和 57 年)3 月 27 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 医療費控除否認裁決について 村田長造

第 181 回中部地区研究会 税法学 379 号 1982 年(昭和 57 年)5 月 8 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 昭和 57 年度の税制改正と今後の方向 津田顕雄

2 相続税法 64 条第 1 項の「行為計算否認規定」の趣旨等 (浦和地裁昭和 56 年 2 月 25 日判決・シュトイエル 229 号 12 頁、判例時報 1016 号 52 頁)  
竹下重人

第 182 回中部地区研究会 税法学 387 号 1982 年(昭和 57 年)7 月 10 日  
ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 会計と商法の弁証法的発展における引当金の諸問題について——税法との関連を考慮しつつ—— 野口浩司  
2 実例資産合算の問題点 早瀬磯雄  
3 生命保険と保険年金、雑所得の関係、固定資産の協同利用の評価  
川村清好

第 183 回中部地区研究会 税法学 386 号 1982 年(昭和 57 年)9 月 11 日  
ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 収益事業の通達について 波多野弘  
審議事項  
57 年秋全国大会質問者 佐野明治  
58 年春全国大会報告者 村田長造  
58 年秋全国大会報告者 佐野明治

第 184 回中部地区研究会 税法学 383 号 1982 年(昭和 57 年)10 月 9 日  
ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 医療法人と税法 津田顕雄  
2 税務に関する一覧書 (NBL NO. 266 号、48 頁以下)  
(関東地区) 大塚正民

第 185 回中部地区研究会 税法学 386 号 1982 年(昭和 57 年)12 月 11 日  
ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 民・商法と税務判断 竹下重人  
2 医療法人について 津田顕雄

第 186 回中部地区研究会 税法学 387 号 1983 年(昭和 58 年)1 月 8 日  
ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 実例資産合算の問題点 57 年 7 月報告の審判所裁決報告 早瀬磯雄  
2 役員報酬・役員退職金給与の相当性について

横浜国立大学教授 碓井光明

第 187 回中部地区研究会 税法学 387 号 1983 年(昭和 58 年)2 月 12 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 自動車取得税の課税と免除 浦野利雄  
2 判例評釈

「(イ) 通達の遡及適用の可否(名古屋地裁昭和 57 年 8 月 27 日判決・シュトイエル 247 号 1 頁)

(ロ) 預託会員と同等またはそれ以上の利用料金でプレーできる株主優遇措置の付されたゴルフ場会社の株式の譲渡が所得税法施行令 28 条の 2 の株式の譲渡に当たらないとされた事例」(大分地裁昭和 57 年 5 月 17 日判決・シュトイエル 250 号 1 頁) 津田顕雄

第 188 回中部地区研究会 税法学 389 号 1983 年 3 月(昭和 58 年)3 月 26 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「修正申告額を下回る部分についての更正処分の取消しを求める訴えが不適法とされた事例(大分地裁昭和 57 年 5 月 17 日判決・シュトイエル 250 号 1 頁) 津田顕雄  
2 実務研究 確定申告に際しての問題点の検討 参加者全員

第 189 回中部地区研究会 税法学 390 号 1983 年(昭和 58 年)5 月 14 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「不動産の時効取得と税務」 早瀬磯雄  
2 「有価証券売買の所得区分試論——判例を中心とする——」(税法学 388 号 24 頁参照) 林眞義

第 190 回中部地区研究会 税法学 391 号 1983 年(昭和 58 年)6 月 11 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「借地権認定課税をめぐる問題点—通達改正を機に—」(税法学 388 号 46 頁参照) 川村清好  
2 「直間比率について」 牛嶋正

第 191 回中部地区研究会 税法学 394 号 1983 年(昭和 58 年)9 月 10 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 「1 日本税法学第 63 回全国大会総会報告

- 2 法人税法における人格なき社団の社団性について」 津田顕雄
- 3 法人税法上の寄附金について」(鳥取地裁昭和 57 年 6 月 24 日判決・シュトイエル 250 号 9 頁、広島高裁松江支部昭和 57 年 9 月 30 日判決・シュトイエル 253 号 24 頁) 竹下重人

第 192 回中部地区研究会 税法学 394 号 1983 年(昭和 58 年)10 月 8 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 交通事故と税務 早瀬磯雄  
2 最近の税制をめぐる諸問題 牛嶋正

第 193 回中部地区研究会 税法学 397 号 1983 年(昭和 58 年)12 月 10 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 國際税務小考 村田長造  
2 判例研究

「納税義務者が修正申告について錯誤による無効を主張できるのは、申告書の記載内容についてその錯誤が客観的に明白かつ重大であり、所得税法の定める過誤是正以外許されないとすれば、納税義務者の利益を著しく害するという特段の事情がある場合に限られる。」(東京地裁昭和 57 年 12 月 20 日判決・シュトイエル 255 号 14 頁)、通達の遡及適用の可否(名古屋地裁昭和 57 年 8 月 27 日判決・判例時報 1069 号 60 頁)  
福家俊郎

第 194 回中部地区研究会 税法学 398 号 1984 年(昭和 59 年)1 月 14 日

名城大学法商研究棟

- 報告 1 破産と税務 津田顕雄  
2 アメリカ合衆国租税法の最近の動向 佐橋義金

第 195 回中部地区研究会 税法学 399 号 1984 年(昭和 59 年)2 月 18 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 最近の事例研究 津田顕雄  
2 資産税の時価以下評価による課税と租税法律主義 (中・四国地区)  
石島弘

第 196 回中部地区研究会 税法学 401 号 1984 年(昭和 59 年)4 月 14 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「閲覧拒否の正当性」（税法学 399 号 14 頁参照） 佐野明治  
2 「記帳義務について」 中里実

第 197 回中部地区研究会 税法学 403 号 1984 年(昭和 59 年)6 月 16 日  
ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 「所得税法 30 条 1 の規定にいう退職金の意義」(最高裁第三小法廷昭和 58 年 12 月 6 日判決・シートイエル 263 号 20 頁) 竹下重人  
2 「第 65 回全国大会報告」 津田顕雄

第 198 回中部地区研究会 税法学 404 号 1984 年(昭和 59 年)7 月 14 日  
ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 「税理士法 41 条(帳簿作成義務)の解釈と実務」 早瀬磯雄  
2 「青色申告の承認の取消処分の取消と納税者の救済方法」(最高裁第三小法廷昭和 57 年 2 月 23 日・判例時報 1037 号 91 頁) 福家俊郎

第 199 回中部地区研究会 税法学 405 号 1984 年(昭和 59 年)8 月 11 日  
ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 営業譲渡における営業権の概念 井川源造  
2 青色申告に対する更正理由差替え主張の制限 (関東地区) 松沢智

第 200 回中部地区研究会(中部地区研究大会) 税法学 406 号  
1984 年(昭和 59 年)9 月 8 日

名古屋市千種区 東山会館

司会 津田顕雄、竹下重人、井川源造

大会 開会の挨拶及び来賓のご紹介 津田顕雄

来賓祝辞 日本公認会計士協会東海会長 服部義之  
名古屋税理士会会长 柳田芳一  
関東地区総務委員長 佐藤義行

祝電披露 中川一郎・金坂勲・岡本弘嗣・井村直・楠本住雄・沖縄地区会員一同

研究報告 1 「事業所得者等の記帳義務について」 岡崎信之  
2 「税務訴訟における立証責任と証拠申出の順序」  
大東文化大学法学院教授 波多野弘  
3 「同族会社の行為計算否認規定の今日における意義」  
(関西地区) 清永敬次

閉会のあいさつ 竹下重人

懇親会 出席者：来賓 9 名：会員 55 名：関係団体参加者 14 名：傍聴者 2 名・  
総数 80 名

第 201 回中部地区研究会 税法学 407 号 1984 年(昭和 59 年)10 月 13 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「中華民国の源泉徴収制度について」 村田長造  
2 「第 200 回記念第二回大会業務報告」 津田顕雄

第 202 回中部地区研究会 税法学 409 号 1984 年(昭和 59 年)12 月 8 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「社会的公正と所得課税」(テキスト「社会的公正と所得課税」牛嶋正著)  
牛嶋正  
2 「ゴルフ会員権の譲渡所得について」(札幌国税不服審判所裁決 NO. 札裁[所]  
58 第 160 号) 評釈 津田顕雄  
※ 編者注：記載の書物は見つからず『裁決事例集』No.29(昭和 60 年分・第 1 )  
49-55 頁に該当

第 203 回中部地区研究会 税法学 412 号 1985 年(昭和 60 年)2 月 9 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「裁決の理由に従った更正の請求の可否」(名古屋地裁昭和 58 年 9 月  
28 日判決・税務訴訟資料第 133 号 705 頁) 竹下重人  
2 「相続税法における債務控除について」 津田顕雄

第 204 回中部地区研究会 税法学 413 号 1985 年(昭和 60 年)4 月 13 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「韓国における付加価値税制—その現状と問題点—」 関西地区 京都大学  
法学部招聘教授 金元主  
2 「法人税法における減価償却制度の考察」 川村清好

第 205 回中部地区研究会 税法学 417 号 1985 年(昭和 60 年)8 月 10 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「店舗譲渡における権利金の性質」(東京地裁昭和 53 年 2 月 27 日・判例  
タイムズ 374 号 156 頁) 井川源造  
2 「個人事業税において事業主報酬の必要経費性・事業主控除しか控除で  
きないことの違憲性」(東京高裁昭和 59 年 2 月 15 日判決・判例時報 1105  
号 38 頁) 小山広和

審議事項 「次期役員選出についての銓衡委員選出」

波多野弘、竹下重人、津田顕雄、井川源造、太田藏治、入江慶次

第 206 回中部地区研究会 税法学 418 号 1985 年(昭和 60 年)9 月 14 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 「相続税法における控除すべき債務と評価」 津田顕雄

第 207 回中部地区研究会 税法学 420 号 1985 年(昭和 60 年)10 月 12 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 「特別の更正請求の諸問題」(税法学 417 号 20 頁参照) 竹下重人

第 208 回中部地区研究会 税法学 421 号 1985 年(昭和 60 年)12 月 14 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 「いわゆる「クロヨン問題」と大島サラリーマン税金訴訟判決」(報告要旨税法学 421 号 42 頁) 小山広和  
2 「所得課税における資産の時価・評価」(報告要旨税法学 421 号 43 頁)(関西地区) 伊藤雅夫

第 209 回中部地区研究会 税法学 423 号 1986 年(昭和 61 年)1 月 18 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 「新税導入における代替税の役割」(報告要旨税法学 423 号 44 頁)  
牛嶋正  
2 「イギリスの税務調査について」(報告要旨税法学 423 号 44 頁)  
(九州地区) 宮谷俊胤

第 210 回中部地区研究会 税法学 424 号 1986 年(昭和 61 年)2 月 15 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 「税務資料収集制度と質問検査権について」(報告要旨税法学 424 号 42 頁)  
津田顕雄  
2 「勤続 10 年定年制による退職金名義の金員の所得分類について」(報告要旨税法学 424 号 43 頁) 吉良実

第 211 回中部地区研究会 税法学 426 号 1986 年(昭和 61 年)4 月 19 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 「R.O.C における付加価値営業税導入の紹介」 村田長造

2 「公正証書による贈与契約と徐斥期間について」（報告要旨税法学 426 号 42 頁）津田顕雄

第 212 回中部地区研究会 税法学 426 号 1986 年(昭和 61 年)5 月 10 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 「青色事業専従者給与の税務上の問題点」（報告要旨税法学 426 号 43 頁）鍋島大平

2 使途不明金 加藤歌子

第 213 回中部地区研究会 税法学 429 号 1986 年 7 月(昭和 61 年)7 月 19 日

高山短期大学商経学科棟

報告 1 「西ドイツ所得税法における事業上の費用、事業支出又は必要経費と私的支出(生計費)」（報告要旨税法学 429 号 44 頁）山崎広道

2 「税法における所得の年度帰属…権利確定主義の論理と機能」(大阪府立大學經濟研究。(耳野皓三教授還暦記念号) 1987 年 32 卷 2 号 161 頁参照)(報告要旨税法学 429 号 45 頁) (関西地区) 田中治

第 214 回中部地区研究会 税法学 429 号 1986 年(昭和 61 年)8 月 9 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 「税制改革に関する日税連税制審議会の答申について」(要旨税法学 429 号 46 頁) 津田顕雄

2 税法秩序と私法秩序(報告要旨税法学 429 号 46 頁) 和田正明

第 215 回中部地区研究会 税法学 431 号 1986 年(昭和 61 年)9 月 13 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 「負担付贈与とその課税問題」（報告要旨税法学 431 号 39 頁）竹下重人

2 「審査請求中に新たに発見された脱漏所得に対する修正申告の勧奨と納税義務者の対処について」(横浜地裁昭和 58 年 4 月 27 日判決・判例時報 1099 号 42 頁、東京高裁昭和 61 年 5 月 28 日判決・シュトイエル 297 号 18 頁)(報告要旨税法学 431 号 39 頁) (関東地区) 佐藤義行

第 216 回中部地区研究会 税法学 432 号 1986 年(昭和 61 年)10 月 25 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 「フランス相続税 その 1」（報告要旨税法学 432 号 45 頁）林眞義

2 「地方税法における消費課税の諸問題について」(報告要旨税法学 432 号  
46 頁) (関西地区) 谷口勢津夫

第 217 回中部地区研究会 税法学 434 号 1986 年(昭和 61 年)12 月 13 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「フランスの相続税 その 2」(報告要旨税法学 434 号 43 頁) 林眞義  
2 「医療関係法令の諸問題」(報告要旨税法学 434 号 44 頁) 藤井誠一

第 218 回中部地区研究会 税法学 434 号 1981 月(昭和 62 年)1 月 17 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「商法改正について」(報告要旨税法学 434 号 45 頁) 太田藏治  
2 「法形式の否認とクリーン・ハンズの原則」(報告要旨税法学 434 号 45 頁)  
(関西地区) 浅沼潤三郎

第 219 回中部地区研究会 税法学 436 号 1987 年(昭和 62 年)2 月 14 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「資本取引について」(報告要旨税法学 436 号 44 頁) 橋本博孔  
2 「所得権移転以前に代金受領済みのとき農地の譲渡所得の課税時期」  
(報告要旨税法学 436 号 45 頁) (関東地区) 高梨克彦

第 220 回中部地区研究会 税法学 438 号 1987 年(昭和 62 年)4 月 11 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「損失(欠損金)の繰越し、繰戻しの検討」(税法学 435 号 14 頁)  
鍋島太平  
2 「アメリカの売上税(sales tax・use tax)について—わが国の売上税(案)  
との比較においてー」(報告要旨税法学 438 号 45 頁) (中・四国地区)  
石島弘

第 221 回中部地区研究会 税法学 439 号 1987 年(昭和 62 年)6 月 13 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「売上税について」(報告要旨税法学 439 号 44 頁) 津田顕雄  
2 「負担付贈与と譲渡所得課税について」(報告要旨税法学 439 号 44 頁)  
(中・四国地区) 岡本弘嗣

第 222 回中部地区研究会 税法学 441 号 1987 年(昭和 62 年)8 月 1 日

静岡産業技術専門学校

報告 1 「みなし法人課税の租税的焦点」(報告要旨税法学 441 号 43 頁)

鍋島太平

2 「使途不明金についての立証責任」(報告要旨税法学 441 号 43 頁)

(関東地区) 木村弘之亮

第 223 回中部地区研究会 税法学 443 号 1987 年(昭和 62 年)9 月 12 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 「中華民国付加価値型営業税法施行後の状況について」(報告要旨税法学 443 号 43 頁) 村田長造

2 「国税犯則取締法と黙秘権の告知」(報告要旨税法学 443 号 43 頁)

(関西地区) 太田全彦

第 224 回中部地区研究会 税法学 443 号 1987 年(昭和 62 年)10 月 24 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 「イギリスにおける質問検査権について」(報告要旨税法学 443 号 43 頁) 林真義

2 「キースレポートについて」(税法学 440 号 34 頁、同 441 号 19 頁参照)

波多野弘

第 225 回中部地区研究会 税法学 446 号 1987 年(昭和 62 年)12 月 19 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 「西ドイツ所得税法における事業支出と生計費の区分(P. ベッターの所説を中心とする)」(報告要旨税法学 446 号 42 頁) 山崎広道

2 地価の高騰と固定資産税について(報告要旨税法学 446 号 42 頁)

牛嶋正

第 226 回中部地区研究会 税法学 448 号 1988 年(昭和 63 年)1 月 16 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 「イギリス 1910 年の税制改革と土地課税について」(報告要旨税法学 448 号 43 頁) 小山広和

2 「イギリスにおける弁護士等に対する税務調査—キースレポートを中心として—」(報告要旨税法学 448 号 44 頁) 宮谷俊胤

第 227 回中部地区研究会 税法学 449 号 1988 年(昭和 63 年)2 月 13 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「書面によらない贈与の取得時期について」(報告要旨税法学 459 号 42 頁) 林眞義  
2 「国際租税回避の諸問題」(関西地区) 村井正

第 228 回中部地区研究会 税法学 451 号 1988 年(昭和 63 年)4 月 16 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「イギリスにおける付加価値税管理訪問」(税法学 447 号 17 頁参照)  
林眞義  
2 「重加算税の課税要件について」(報告要旨税法学 451 号 43 頁)  
竹下重人

第 229 回中部地区研究会 税法学 452 号 1988 年(昭和 63 年)6 月 18 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「R.O.C(中華民国)の土地税制のあらまし」(報告要旨税法学 452 号 42 頁)  
村田長造  
2 日税連、「税審の税制の抜本改革とその問題点」(「税理士界」掲載一次答  
申参照) 津田顕雄

第 230 回中部地区研究会 税法学 453 号 1988 年(昭和 63 年)7 月 16 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「キースレポートにおける租税回避」 波多野弘

第 231 回(臨時研究会) 中部地区研究会

税法学 453 号 1988 年(昭和 63 年)7 月 23 日

名古屋市中区栄 波多野法律事務所

- 1 「消費税法案の検討」(税法学 453 号 21 頁参照)

第 233 回中部地区研究会 税法学 453 号 1988 年(昭和 63 年)8 月 6 日

名古屋市中区栄 波多野法律事務所

- 1 「消費税法案の検討と同法案に対する中部地区研究会の意見のまとめ」(税  
法学 454 号 33 頁参照)

第 234 回中部地区研究会 税法学 455 号 1988 年 9 月(昭和 63 年)9 月 10 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「キースレポートにおける租税回避」(報告要旨税法学 455 号 42 頁)  
小山広和  
2 「消費税法案の問題点について」太田蔵治、佐野明治、林眞義、小山広和、岡崎信之、井川源造

- 第 235 回中部地区研究会 税法学 455 号 1988 年(昭和 63 年)10 月 8 日  
ターミナルビル キタンクラブ
- 報告 1 「所得計算における収益及び収入金額の計上時期について」(報告要旨税法学 455 号 44 頁) 佐野明治  
2 「消費税法案の検討」(税法学 454 号 33 頁参照) 小山広和、岡崎信之、井川源造

- 第 236 回中部地区研究会 税法学 458 号 1988 年(昭和 63 年)12 月 17 日  
ターミナルビル キタンクラブ
- 報告 1 「西ドイツ所得税法における法律上控除できない事業支出及び必要経費」  
(報告要旨税法学 458 号 43 頁) 山崎廣道  
2 「不動産業者の棚卸資産と固定資産の区分について」(報告要旨税法学 458 号 43 頁) 竹下重人

- 第 237 回中部地区研究会 税法学 458 号 1989 年(平成元年)1 月 14 日  
ターミナルビル キタンクラブ
- 報告 1 「イギリスの相続税について」(報告要旨税法学 458 号 44 頁)  
林眞義  
2 「租税条約のみなし外国税額控除について」(報告要旨税法学 458 号 44 頁)(関西地区) 浦東久男

- 第 238 回中部地区研究会 税法学 461 号 1989 年(平成元年)2 月 18 日  
名古屋市中村区 安保ビルディング 401 号室
- 報告 1 「民法第 34 条の公益法人の公益性について」(報告要旨税法学 461 号 41 頁)  
久保田富也  
2 「コンピュータ雑学(職業会計人の立場から)」(報告要旨税法学 461 号 42 頁)(中・四国地区) 香取季則

- 第 239 回中部地区研究会 税法学 462 号 1989 年(平成元年)4 月 15 日  
ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「不服審査制度の比較一試論」(報告要旨税法学 462 号 45 頁) 村田長造  
2 「負担付与贈与についてー(最高裁第二小法廷昭和 63 年 7 月 19 日判決・  
税務訴訟資料 第 165 号 352 頁、同 第 165 号 340 頁)を中心として」(報告要旨税法学 462 号 45 頁) 波多野弘

- 第 240 回中部地区研究会 税法学 463 号 1989 年(平成元年)5 月 20 日  
ターミナルビル キタンクラブ
- 報告 1 「宗教法人の公益性一補論」(報告要旨税法学 463 号 39 頁)  
久保田富也  
2 「現物出資における譲渡所得課税について」(報告要旨税法学 463 号 40 頁)  
加藤正和

- 第 241 回中部地区研究会 税法学 466 号 1989 年(平成元年)7 月 15 日  
ターミナルビル キタンクラブ
- 報告 1 「修正申告の錯誤と更正請求」(報告要旨税法学 466 号 43 頁)  
竹下重人  
2 「ゴルフ会員権一試論」(報告要旨税法学 466 号 44 頁) 波多野弘

- 第 242 回中部地区研究会 税法学 466 号 1989 年(平成元年)8 月 19 日  
ターミナルビル キタンクラブ
- 報告 1 「最近のゴルフ会員権に係る税務判例及び裁決例について」(報告要旨税  
法学 466 号 45 頁) 津田顕雄  
2 「近視、乱視用の眼鏡は医療費控除の対象外とした判例について」(報告  
要旨税法学 466 号 46 頁) (関西地区) 道下義昌

- 第 243 回中部地区研究会 税法学 467 号 1989 年(平成元年)9 月 22 日  
ターミナルビル キタンクラブ
- 報告 1 「交換をめぐる特殊事例研究」橋本博孔  
2 「資産課税制度について」(報告要旨税法学 467 号 43 頁) 津田顕雄

- 第 244 回中部地区研究会 税法学 469 号 1989 年(平成元年)10 月 21 日  
名古屋市中区栄 波多野法律事務所
- 報告 1 「シャウプ勧告における青色申告制度の意義」(報告要旨税法学 469 号  
44 頁) 鍋島太平  
2 「西ドイツにおける税理士の刑事责任一序説」(報告要旨税法学 469 号 45

頁) 波多野弘

第 245 回中部地区研究会 税法学 470 号 1989 年(平成元年)12 月 9 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「青色申告制度比較一試論」(要旨税法学 470 号 46 頁) 村田長造  
2 「今後における相続税・贈与税のあり方」(報告要旨税法学 470 号 46 頁)  
(関東地区) 右山昌一郎

第 246 回中部地区研究会 税法学 471 号 1990 年(平成 2 年)2 月 10 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「株式節税と非上場株式の評価をめぐる基本スタンス」(報告要旨税法学 471 号 39 頁) 津田明人  
2 「税務訴訟における証明責任」(報告要旨税法学 471 号 40 頁)  
(関西地区) 岡村忠生

第 247 回中部地区研究会 税法学 473 号 1990 年(平成 2 年)4 月 14 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「イギリスにおける付加価値税反則調査」(税法学 471 号 16 頁、同 472 号 23 頁参照) 山崎広道  
2 「不動産を財産分与の対象とした場合の譲渡所得の課税を適法とする判例は見直す必要はないのか」(報告要旨税法学 473 号 43 頁) (九州地区)  
桑野義政

第 248 回中部地区研究会 税法学 476 号 1990 年(平成 2 年)6 月 16 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「親族にかかる租税法上の判例等」 松井宏  
2 「協議離婚に伴い不動産分与する夫が、自己には、課税負担がないものと誤解して妻と締結した財産分与契約の効力が問われる民事訴訟において、この錯誤が默示的に表示されていたから同契約は無効とする余地があるとして原審に差し戻された事例」 竹下重人

第 249 回中部地区研究会 税法学 476 号 1990 年(平成 2 年)7 月 14 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「ゴルフ会員権に関する判例裁決例研究について」 津田顯雄  
2 「修正の経理」 波多野弘

第 250 回中部地区研究会(記念大会) 税法学 478 号 1990 年(平成 2 年)9 月 8 日

名古屋市千種区 東山会館

- 報告 1 「第二次納税義務者の訴訟手続」(報告要旨税法学 478 号 42 頁)  
竹下重人  
2 「ゴルフ会員権について」(報告要旨税法学 478 号 45 頁) 津田顕雄  
3 「西ドイツの税理士法について」(報告要旨税法学 478 号 46 頁)  
波多野弘  
4 「租税手続法の法理論的構造」(報告要旨税法学 478 号 47 頁) (関東地区)  
松沢智

第 251 回中部地区研究会 税法学 480 号 1990 年(平成 2 年)11 月 10 日

日本生命名古屋南支社合同育成部会議室

- 報告 1 「土地の評価について」(報告要旨税法学 480 号 39 頁) 真野郁久  
2 「東西ドイツ統一にともなうドイツ税法の移行」(報告要旨税法学 480 号  
40 頁) 波多野弘

第 252 回中部地区研究会 税法学 481 号 1990 年(平成 2 年)12 月 15 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「改正商法(附則)による、物的社會から人的社會への組織変更について  
(税務上の取扱い 法人税基本通達 1-2-2)」(報告要旨税法学 481 号 41 頁)  
松井宏  
2 「租税特別措置 35 条の『居住の用に供している家屋』の意義」(報告要旨  
税法学 481 号 43 頁) 竹下重人

第 253 回中部地区研究会 税法学 483 号 1991 年(平成 3 年)1 月 12 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「イギリスにおける税務調査」(報告要旨税法学 489 号 42 頁) 林眞義  
2 「平成 2 年度日税連の税制審議会答申について」 津田顕雄

第 254 回中部地区研究会 税法学未掲載 1991 年(平成 3 年)2 月 9 日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「社会保険診療報酬の所得計算の特例適用を受けた申告は、錯誤であると  
して、実額経費への計算変更が認められた事例」(最高裁第三小法廷 昭  
和 62 年 11 月 10 日判決・裁判集民事 152 号 155 頁、税務訴訟資料第  
176 号 1237 頁) 加藤歌子

2 「1986年付加価値税裁判所制度について」 小山広和

第255回中部地区研究会 税法学未掲載 1991年(平成3年)4月13日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 「課税処分における所得認定の過誤と国家賠償の可否」 岩崎政明  
2 「確定申告の錯誤」(大阪地裁 平成2年1月25日判決・シュトイエル  
345号20頁) 竹下重人

第256回中部地区研究会 税法学未掲載 1991年(平成3年)5月11日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 判例研究

「租税特別措置法62条3項の規定は「交際費等」の具体的な内容及び範囲を定める定義規定である」(東京地裁平成元年12月18日判決・シュトイエル345号6頁) 林眞義

「譲渡所得の計算で譲渡収入から取得費を控除すべきものとされているのは増差分を算出するためである。相続があった場合に収入から取得費を控除すべき『資産の取得に要した金額』は被相続人が該当資産の取得に要したと認められる費用である」(浦和地裁平成元年2月27日判決・シュトイエル332号5頁) 湯本三平

- 2 研究報告

「イギリスの付加価値税裁判所—1985年歳入法改正直後までを中心として—」 小山広和

第257回中部地区研究会 税法学490号 1991年(平成3年)7月13日

ターミナルビル キタンクラブ

- 報告 1 判例研究

①「固定資産評価審査委員会は、土地の登録価格の不服審査を口頭審理手続によって行う場合において、合理的な範囲で当該土地の評価の根拠等を知らせる措置を講ずべきであるが、審査申出人に了知できるような措置を講ずることまでは要請されていないし、口頭審理外で行った職権調査の結果を判断の基礎として採用し、審査の申出を棄却するときでも、右職権調査の結果を口頭審理に上程する手続を経ることは要しない」(最高裁第一小法廷 平成2年1月18日判決・民集44巻1号253頁)  
小山広和

②「資産の状態の悪化・有価証券の価値の低下による評価損として損金算

入が認めら れる状態について」(東京地裁平成元年9月25日判決・シュトイエル342号22頁) 岡崎信之

2 研究報告 「所得費と譲渡費用との税務上の取扱いの差異」 三村国夫

第258回中部地区研究会 税法学未掲載 1991年(平成3年)9月14日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 判例研究

① 「信義則の法理の適用要件」(東京高裁 平成2年1月30日・シュトイエル345号27頁) 加藤歌子

② 「推計課税の基礎となる同業者の数は個別性を平均化するに足りるだけの業者数が得られるのがのぞましいが、特定な場合には少數の業者の資料を推計の基礎にすることもできる」(岡山地裁 平成2年2月6日判決・シュトイエル346号1頁) 飯田嘉勝

2 研究報告

「基地会社課税の諸問題」(関西地区) 占部裕典

第259回中部地区研究会 税法学491号 1991年(平成3年)10月12日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 判例研究

「共同相続の場合、代償取得者のみが譲渡所得の課税を受けることとなるのは増差益のある不動産の分割取得した結果であり、所得税法60条の予期しない不公平ということはできない」(浦和地裁 平成元年2月27日判決・シュトイエル332号5頁) 湯本三平

2 研究報告

「『山林所有の課税年度について』収入金額・必要経費の計上時期」(関西地区)  
浦東久男

3 委員選考 「税務事例研究(仮称)検討委員選出について、研究委員が兼務する:竹下重人、林眞義、岡崎信之、小山広和」

第260回中部地区研究会 税法学494号 1991年(平成3年)12月14日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 判例研究

① 「株式の売買の回数算定基準について、及び課税対象となる所得を生ずべき株式等を他人名義、または架空名義で所得を得ていることは隠ぺいすることを目的で行ったと推論できる」(東京地裁平成元年4月25日判決・シュ

トイエル 338 号 12 頁) 野口浩司

② 「贈与者と受贈者の納税義務の連帶債務、使用貸借による土地の使用権、  
相続税法 22 条にいう時価とは」(静岡地裁 平成元年 6 月 9 日判決・シュ  
トイエル 340 号 1 頁) 出口紀幸

2 研究報告 「イギリスの税務調査その 1」(報告要旨税法学 494 号 40 頁)  
林眞義

第 261 回中部地区研究会 税法学 494 号 1992 年(平成 4 年)1 月 11 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 判例研究

「過払い電気料金の返還金の収益計上の時期の判断」(新潟地裁平成 2 年 7  
月 5 日判決・シュトイエル 350 号 21 頁) 佐野明治

2 研究報告 「税制改正および事業承継税制のあり方」(関東地区)  
右山昌一郎

第 262 回中部地区研究会 税法学 495 号 1992 年(平成 4 年)2 月 8 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 判例研究

「固定資産税課税台帳に登録すべき固定資産の価格とは、賦課期日における  
当該固定資産の適正な交換価値であり、それは独立した当事者間の自由取  
引において成立すべき価格を意味するものと解するのが正常である」(福岡  
地裁平成 2 年 9 月 27 日判決・シュトイエル 353 号 22 頁) 八田和彦

2 研究報告 「ドイツ租税法について」(報告要旨税法学 495 号 47 頁)  
山崎広道

第 263 回中部地区研究会 税法学 501 号 1992 年(平成 4 年)4 月 11 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 判例研究

「租税特別措置法(昭和 56 年法律 13 号による改正前) 37 条の 5 第 1 項(既  
成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び  
交換の場合の譲渡所得の課税の特例) の適用上、1 棟の建物の一部に地上階  
数 4 に満たない部分があっても、土地の有効利用に反しない理由によるもので  
ある場合には、全体として地上階数 4 以上の建物として取り扱うことを妨げられ  
ないとされているが、2 階建の本件建物が 6 階建の隣接建物と接合している場  
合における、租税特別措置法(昭和 56 年法律第 13 号による改正前) 37 条

の5第1項に規定する『地上階数4以上の中高層の耐火共同住宅』に該当するか否かの判断基準』(名古屋地裁平成2年11月30日判決・シュトイエル352号28頁)(報告要旨税法学501号33頁) 杉村圭照

2 研究報告 「イギリスの税務調査その2」(林眞義:イギリスにおける情報請求権・ シュトイエル341号1頁参照) 林眞義

第264回中部地区研究会 税法学501号 1992年(平成4年)6月13日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 判例研究

① 「前事業年度以前に生じた純損失等はその生じた課税期間における純損失として更正をして正当な金額とし、その後の事業年度の欠損金額を順次是正する必要があり、その誤りを前提として、後の事業年度に更正請求をしたり、更正処分の取り消しを求めるることは許されないとした事例」(東京高裁 平成3年1月24日判決・シュトイエル352号38頁、同353号16頁)  
加藤歌子

② 「所得税法156条は推計による場合の要件を定めてないが、納税者が帳簿書類を備え付けていない、備え付けていても誤記脱漏等が多く、収入・支出の状況を直接資料により明らかにできない場合には例外的に推計課税は認められる」(福岡地裁 平成2年11月8日判決・シュトイエル351号20頁、同352号28頁)(報告要旨税法学501号35頁) 山崎広道

2 研究報告 「イギリスにおける付加価値税裁判所判決とヨーロッパ経済共同体指令の効力」(津田顕雄・竹下重人先生古希記念論文集311頁)  
小山広和

第265回中部地区研究会 税法学501号 1992年(平成4年)7月11日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 判例研究

① 「相続税の更正が減額更正処分であるときは、これに対する訴えは訴えの利益を欠く」(神戸地裁 平成3年1月28日判決・シュトイエル354号5頁) 岡崎信之

② 「資産の取得に要した金額とは、資産取得のための対価のほか、境界紛争決解のための弁護士費用等その取得のために実質的に欠かせないと認められる費用を含むが、土地の鑑定料等その取得後の所有権の保全、確保するための費用は含まれない」(大阪高裁平成3年1月30日判決・シュトイエル354号35頁) 吉田典保

## 2 研究報告

「『事実上の子の扶養控除該当性』—最高裁判所第一小法廷平成3年10月17日判決

・税務訴訟資料第186号927頁)の検討」(報告要旨税法学501号36頁)  
(関西地区) 田中治

### 参考文献

- ・吉良実「税法上の借用概念と固有概念」波多野弘先生還暦祝賀記念論集61頁
- ・二宮周平「本件上告審評釈」法学教室141号103頁

第266回中部地区研究会 税法学503号 1992年(平成4年)9月12日

ターミナルビル キタンクラブ

### 報告 1 研究報告

① 「台湾の税理士制度について」(報告要旨税法学503号44頁)

林眞義

② 「『更正の請求』秘抄(その2)」(関東地区) 高梨克彦

参考文献 津田・竹下先生古希記念論文集171頁

第267回中部地区研究会 税法学未掲載 1992年(平成4年)10月17日

ターミナルビル キタンクラブ

### 報告 1 判例研究

「役員報酬と役員賞与の区分の判断基準及び裏帳簿を作成して売上除外を行い、簿外利益の中から本件金員(役員賞与)を秘密裡に支給していた行為は仮装隠ぺいに該当するとされた事例」(名古屋地裁平成4年2月28日判決・シュトイエル362号19頁) 小山広和

2 研究報告 「租税法規にかかる憲法判断の判例」(報告要旨税法学506号44頁) 松井宏

第268回中部地区研究会 税法学506号 1992年(平成4年)12月12日

ターミナルビル キタンクラブ

### 報告 1 判例研究

「源泉所得税と申告所得税との各租税債務の間には、同一性がなく、源泉所得税の徴収・納付における過不足の清算を行うことの出来るのは、国と法律関係を有する支払者のみで、国と受給者との間には直接の法律関係がないので源泉所得税の徴収・納付における過不足の清算を行うことは出来な

いとされた事例」(最高裁第三小法廷 平成4年2月18日判決・シュトイエル362号13頁) 林眞義

2 研究報告 「所得税法157条第1項(同族会社の行為計算の否認)を適用した裁判例」(関西地区) 伊藤雅夫

第269回中部地区研究会 税法学506号 1993年(平成5年)1月9日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 判例研究

「納税義務者が、決算書及び確定申告書の作成に当たって、原告会社代表者は故意に本件有価証券売却益が存在することを秘して、所得金額を過少に申告していたものといわざるを得ないとして、重加算税の賦課決定処分は適法であるとされた事例」(東京地裁 平成3年1月31日判決・シュトイエル356号33頁) 加藤義幸

2 研究報告 「ドイツ租税基本法における納税義務者の協力義務」  
波多野弘

第270回中部地区研究会 税法学508号 1993年(平成5年)2月13日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1. 研究報告「不動産鑑定について」 名古屋不動産鑑定所(株) 不動産鑑定士 近藤信衛  
2. 研究報告「平成4年度の税制の諮問に対する答申書」  
① 所得税のあり方について  
② 地方税における土地の保有税 特に固定資産税の課税について  
(関東地区) 右山昌一郎

第271回中部地区研究会 税法学510号 1993年(平成5年)4月10日

ターミナルビル キタンクラブ

1. 判例研究 「青色申告承認取消事由としての帳簿不提示の認定基準」  
(東京地裁平成3年1月31日判決・シュトイエル356号21頁)  
飯田嘉勝  
2. 研究報告  
(1)「換価分割か代償分割か」(横浜地裁平成3年10月30日判決・判例時報1440号66頁) 竹下重人  
(2)「ヨーロッパのタックスプロフェショナルの制度について」(報告要旨:税法学510号38頁) 林眞義

第 272 回中部地区研究会 税法学 510 号 1993 年(平成 5 年)5 月 8 日

ターミナルビル キタンクラブ

報告 1 判例研究

- ① 質問検査権の行使と権限を有する税務職員の合理的な裁量及び青色申告の承認の取消しの事由
  - ② 「推計の合理性」(東京地裁平成 3 年 3 月 27 日判決・シュトイエル 358 号 35 頁、同 359 号 1 頁) 佐野明治
- 2 研究報告「環境税序説— ドイツの場合—」(税法学 507 号 16 頁参照)  
山崎広道

第 273 回中部地区研究会 税法学 514 号 1993 年(平成 5 年)7 月 10 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「更正が減額更正処分であるときは、これに対する訴えは訴えの利益を欠く」(神戸地裁平成 3 年 1 月 28 日判決・シュトイエル 354 号 5 頁) 安屋謙一
2. 研究報告「相続税法における債務控除—贈与者の死亡後にその相続財産から贈与税が納付された場合に、相続税の課税価格の計算にあたって、贈与税相当額を債務控除の対象とすることができるかどうか—」  
裁判例 静岡地裁平成元年 6 月 9 日(訟務月報 35 卷 11 号 2138 頁) 納税者敗訴 東京高裁平成 4 年 2 月 6 日(判例タイムズ 803 号 91 頁) 納税者勝訴」(報告要旨税法学 514 号 38 頁) 松井宏

第 274 回中部地区研究会 税法学 514 号 1993 年(平成 5 年)9 月 1 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 竹下重人

- 報告 1. 判例研究「いわゆる認定賞与も、明示、又は黙示の支給者のその旨の行為を要するものであり、受給者が土地を売却し、その代金を取得したからといって、その代金が当然に賞与に当たるものではない」(東京高裁平成 3 年 2 月 7 日判決・シュトイエル 356 号 36 頁) 加藤歌子
2. 研究報告「税理士報酬に係る判例」(東京地裁 平成 4 年 4 月 23 日判決・判例タイムズ 803 号 223 参照) 松井宏

第 275 回中部地区研究会 税法学未掲載 1993 年(平成 5 年)10 月 9 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 林眞義

- 報告 1 判例研究「譲渡所得に係る譲渡費用の立証責任ならびに所得税法 64 条 2 項、並び 10 項の趣旨に関わる事例」(東京地裁平成 3 年 2 月 27 日判決・シュ

トイエル 357 号 25 頁・同 358 号 1 頁) 久保田富也

2 研究報告「租税実体法の解釈と適用」(関東地区) 松沢智

第 276 回中部地区研究会 税法学未掲載 1993 年(平成 5 年)11 月 13 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 林眞義

- 報告 1. 研究報告「英國タックスプロフェッショナルの倫理規定」林眞義  
2. 研究報告「遺留分減殺請求権の行使における租税法と民法の交錯～最高裁第一小法廷平成 4 年 11 月 16 日判決を素材として～」(税法学 512 号 2 頁参照) (関西地区) 占部裕典

第 277 回中部地区研究会 税法学未掲載 1993 年(平成 5 年)12 月 11 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 林眞義

報告 1 判例研究

- ① 調査に於ける第三者の立会と税務担当職員の裁量権の範囲。  
② 税務署の主張する推計方法は合理性に欠けるものであり納税者の自認する所得を超える部分は取消を免れない。」(金沢地裁平成 3 年 5 月 7 日判決・シュトイエル 360 号 15 頁) 杉村圭照  
2 研究報告「申告納税制度と租税行政手続」(「租税手続改革の方向」租税法研究 22 号有斐閣 1994 年 12 頁参照) (関西地区) 田中治

第 278 回中部地区研究会 税法学未掲載 1994 年(平成 6 年)1 月 8 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 杉村圭照

- 報告 1. 判例研究「勤続年数 5 年経過ごとの退職に伴う退職金」(最高裁第二小法廷昭和 58 年 9 月 9 日判決・税務訴訟資料第 133 号 636 頁) 松井宏  
2. 研究報告「イギリスの環境税について」山崎広道

第 279 回中部地区研究会 税法学未掲載 1994 年 2 月(平成 6 年)2 月 12 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「申告所得税額の計算に当たり、源泉所得税の徴収・納付における過不足の清算を行うことの適否について」(最高裁第三小法廷平成 4 年 2 月 18 日判決・シュトイエル 362 号 13 頁) 林眞義  
2. 研究報告「使途不明金の課税のあり方について」(関東地区) 右山昌一郎

第 280 回中部地区研究会 税法学未掲載

1994 年(平成 6 年)4 月 9 日

ターミナルビル キタンクラブ

司会 林眞義

報告 1. 判例研究「措置法 58 条の 2、同 58 条の 3 による探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除の制度に、探鉱費補助金が免税の対象から控除されるか否かが争われた事例」(東京地裁平成 4 年 1 月 28 日判決・シュトイエル 363 号 21 頁) 吉田典保

\* 報告者注: この「特別控除の制度」は平成 5 年度に改正された。

2. 研究報告「使途不明金について」 加藤義幸

第 281 回中部地区研究会 税法学未掲載

1994 年(平成 6 年)6 月 11 日

ターミナルビル キタンクラブ

司会 林眞義

報告 1. 判例研究「特段のない限り、裁決書謄本在中の郵便物が当事者の住所に配達されたときは当事者は裁決があったことを知ったものと推認できる」(京都地裁平成 3 年 8 月 22 日判決・シュトイエル 362 号 32 頁)

野口浩司

2. 研究報告「国際的租税回避の分野における課税権の限界」(谷口勢津夫「国際的租税回避の分野における課税権の限界—ドイツのタックス・ヘイブン対策税制と租税条約との競合問題を素材にして—」(総合税制研究 2 号 112 頁, (1993 年) 参照) (関西地区) 谷口勢津夫

第 282 回中部地区研究会 税法学 524 号

1994 年(平成 6 年)7 月 9 日

ターミナルビル キタンクラブ

司会 林眞義

報告 1. 判例研究「物品税法上の小売業者であるからと言って古物という許可業種の取引ができるとしても、逆に許可業種であることが物品税法上の小売業者から除外する理由にならない」(大阪地裁平成 3 年 8 月 27 日判決・シュトイエル 362 号 36 頁) 八田和彦

2. 研究報告「所得税法に規定する(支払い)という概念について—所得税法 181 条などに関連して—」

(参考) 地方税法 241 条 1 項 5 号、同 71 条 10 など  
(関西地区) 浦東久男

第 283 回中部地区研究会 税法学未掲載

1994 年(平成 6 年)9 月 10 日

ターミナルビル キタンクラブ

司会 波多野弘

報告 1. 判例研究「大淀税務署の署長ら及び大阪国税局管内 6 か所の税務署の署員が、原告の名誉及び信用を毀損し、原告からの脱退工作を示唆して原告

の結社の自由を侵害する発言等をしたことで、原告に損害を与えたとして、  
国家賠償法 4 条、民法 723 条に基づく謝罪文廣告掲載及び謝罪交付並びに  
国家賠償法 1 条に基づく損害賠償を求めた事例」(大阪地裁平成 3 年 8 月  
30 日判決・シュトイエル 362 号 45 頁、同 363 号 1 頁) 山崎広道

2. 研究報告「国税通則法 71 条の職権減額更正について」 竹下重人

第 284 回中部地区研究会 税法学未掲載 1994 年(平成 6 年)10 月 8 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 林真義

報告 1. 判例研究「行政事件訴訟 14 条 3 項は『出訴期間』に関するものであり、  
仮に原告主張の審査請求前置の要件として同法 8 条 2 項 3 号に定める『正  
当な理由』の主張とし善解してもこれに該当するとは認められないとされ  
た事例」(名古屋地裁平成 2 年 11 月 30 日判決・シュトイエル 363 号 19 頁)  
湯本三平

2. 研究報告「税法における立法者の裁量権 ドイツ連邦憲法裁判所の判例  
を中心として」 波多野弘

第 285 回中部地区研究会 税法学未掲載 1994 年(平成 6 年)11 月 12 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 波多野弘

報告 1. 判例研究「原告会社は正規の帳簿のほかにいわゆる裏帳簿を作成して売上  
除外を行い、簿外利益の中から本件金員（役員賞与）を秘密裡に支給して  
いたものであり、このような行為は仮装隠ぺいに該当するとされた事例」(名  
古屋地裁平成 4 年 2 月 28 日判決・シュトイエル 362 号 19 頁)  
出口紀幸

2. 研究報告「納税者番号制度について」 (九州地区) 宮谷俊胤

第 286 回中部地区研究会 税法学未掲載 1994 年(平成 6 年)12 月 10 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 林真義

報告 1. 判例研究「重加算税賦課制度の趣旨目的からすれば、会社の営業活動の  
中心となり、実質的にその経営に参画している従業員等が隠ぺい・仮装行  
為をした場合、仮にそれが同人の私的利益を図るための横領行為の一環と  
して行われたものであつても、納税者である原告会社がその一部を隠ぺい・  
仮装した資料に基づき過少申告した場合は納税者に過少申告の認識がなく  
ても国税通則法 6.8 条（重加算税）に規定する重加算税の賦課決定が認め  
られるとした事例」(名古屋地裁平成 4 年 12 月 24 日判決・シュトイエル  
375 号 1 頁) 岡崎信之

2. 研究報告「消費税改革の法的問題点」(法律時報67巻3号13頁参照)  
(関西地区) 田中治

第287回中部地区研究会 税法学未掲載 1995年(平成7年)1月14日  
ターミナルビル キタンクラブ 司会 林眞義

報告 1. 判例研究「被相続人から納税者(相続人)に対して不動産を生前贈与する旨の公正証書は、租税の負担を免れる方便として作成されたものであり、実際は被相続人が死亡した場合には納税者に贈与することを約したものと解するのが相当であるとされた事例」(名古屋地裁平成5年3月24日判決・シュトイエル376号1頁) 真野郁久

2. 判例研究「債権放棄が法人税法37条の『寄附金』とされる場合」(横浜地裁平成5年4月28日判決・シュトイエル391号8頁) 竹下重人

第288回中部地区研究会 税法学未掲載 1995年(平成7年)2月4日  
ターミナルビル キタンクラブ 司会 林眞義

報告 1. 判例研究 ①原告会社が所有する本件建物の敷地部分について法人税申告では借地権(転借地権)があったとして事業用資産の買換えの特例の適用を受けたのに本件訴訟の段階で使用貸借である旨として法人税申告と異なることになる主張をしたが、現に貸借契約上土地の使用収益の対価と目すべき給付がされているし、適正賃料の額に相当する金額を以上、貸借関係は賃貸借に当たるとして排斥された事例

②売買代金の一部を帳簿書類に記載せず簿外定期預金としたことは、法人税法127条1項3号(青色申告の承認の取消し)に該当し、本件青色取消処分は適法であるとされた事例」(東京地裁平成5年2月10日判決・シュトイエル378号1頁) 吉田典保

2. 研究報告「慰安旅行として海外旅行についての基本通達63-30の適用の可否を中心に(京都地裁昭和61年8月8日判決・税務訴訟資料153号492頁、大阪高裁昭和63年3月31日判決・税務訴訟資料163号1082頁)(関西地区) 水野武夫

第289回中部地区研究会 税法学534号 1995年(平成7年)4月8日  
ターミナルビル キタンクラブ 司会 林眞義

報告 1. 判例研究「推計課税の必要性、および推計方法の合理性に関する事例」(名古屋地裁平成5年2月3日判決・シュトイエル375号19頁)  
波多野弘(飯田嘉勝の代理)

2. 研究報告「みなし退職金について」 松井宏

第 290 回中部地区研究会 税法学 534 号 1995 年(平成 7 年)6 月 10 日

ターミナルビル キタンクラブ

司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「納税者が自ら提出した納税申告書の内容の過誤(過大)を主張する場合は、更正の請求により行うべきであり、その手続きを経ていなければ、納税申告書の記載内容の過誤が、客観的に明白かつ重大な錯誤に基づくもので、国税関係諸法所定の方法以外にその是正を許さなければ納税者の利益を著しく害すると認められるような特段の事情がある場合に限られ、その例外的要件の主張立証責任は納税者にあるとされた事例」(盛岡地裁平成 5 年 3 月 26 日判決・シュトイエル 379 号 1 頁) 岡崎信之  
2. 研究報告「土地の固定資産税評価について(固定資産の評価、地価公示価格と相続税評価の問題点と今後の課題)」 林眞義

第 291 回中部地区研究会 税法学 534 号 1995 年(平成 7 年)7 月 8 日

ターミナルビル キタンクラブ 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「納税者に適正な申告をしようとしてもできなかったような場合でも国税通則法は加算税を課さない『正当な理由』があれば加算税を課さないとしている。その『正当な理由』とは、法の不知や課税範囲の誤信など単なる申告義務者の主観的事情は含まれないとした事例。(神戸地裁平成 5 年 3 月 29 日判決・シュトイエル 380 号 9 頁) 加藤義幸  
2. 研究報告「納税義務の確定の法理」(租税行政と権利保護 / 芝池 義一 / 田中治 / 岡村 忠生【編】ミネルヴァ書房 61 頁参照)  
(関西地区) 谷口勢津夫

第 292 回中部地区研究会 税法学 534 号 1995 年(平成 7 年)9 月 9 日

ターミナルビル キタンクラブ

司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「不動産の譲渡において、収入金額から控除される『資産の譲渡に要した費用』とは譲渡を実現するための直接必要な経費であり、敷金契約は譲渡対象不動産の資産価値(売買代金額)とは本来的に無関係であり、当該不動産の譲渡を実現するために直接必要な経費には当たらないとされた事例」(福岡地裁平成 5 年 2 月 19 日判決・シュトイエル 381 号 1 頁) 加藤歌子  
2. 研究報告「不動産所得における『事業性』について」  
(関東地区) 小池正明

第 293 回中部地区研究会 税法学 535 号 1995 年(平成 7 年)10 月 14 日

ターミナルビル キタンクラブ

司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究 ①『更正請求の理由』は当初に提出された更正の請求書により確定するものであり、その後の審査請求の段階において変更することはできないものと解される。  
②滞納処分としての差押処分は、その基礎となった租税債権に係る処分の違法性を承継しない」(東京地裁平成 5 年 2 月 26 日判決・シュトイエル 383 号 1 頁) 佐野明治  
2. 研究報告「わが国におけるキャピタルゲイン課税の諸問題～土地譲渡を中心～」(関西地区) 占部裕典

第 294 回中部地区研究会 税法学 535 号 1995 年(平成 7 年)11 月 11 日

ターミナルビル キタンクラブ

司会 林眞義

- 報告 1. 研究報告「平成 6 年諮問に関する答申～所得・資産・消費課税における具体的なバランスについて～」(関東地区) 右山昌一郎  
2. 研究報告「主債務者が資力を有さず求償権の行使が不可能であることを知りながら、あえて保証債務の負担又は担保権の設定をしたものということができるから、所得税法 64 条 2 項にいう『求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったとき』の要件と、同条の特例の適用について」(名古屋地裁平成 5 年 2 月 26 日判決・シュトイエル 384 号 1 頁)  
杉村圭照

第 295 回中部地区研究会 税法学 535 号 1995 年(平成 7 年)12 月 9 日

ターミナルビル キタンクラブ

司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「法人税法 22 条(各事業年度の所得の金額の計算)における損金の意義と法人税法基本通達 9-7-20 の趣旨及び使途不明金の損金性と損金の主張、立証責任と事実上の推定」(東京地裁平成 6 年 9 月 28 日判決・シュトイエル 396 号 1 頁) 吉田典保  
2. 研究報告「推計課税の本質と推計方法の合理性—近時の裁判例の動向—」(参考資料: 鈴鹿地裁判平成 6 年 6 月 28 日判時 1534 号 19 頁)  
(関西地区) 田中治

第 296 回中部地区研究会 税法学 535 号 1996 年(平成 8 年)1 月 13 日

ターミナルビル キタンクラブ

司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「税務調査を担当する税務職員の指定する税務調査の時間や方

法が、質問検査の必要との関連において、その時間や態様等においてこれを受ける納税義務者の私的利息との衡量において社会通念上相当の範囲を逸脱するものである場合には、納税義務者においてこれに異議を述べたり、税務調査の時間や態様について変更を申し入れたりしたからといって、直ちに税務調査に対する協力を拒否するもの、あるいはこれに協力しないものと速断することは許されない」（広島高裁平成5年12月22日判決・シュトイエル389号1頁）　出口紀幸

2. 研究報告「英國歳入庁の新納税申告制度について——ケース勧告の終結にむけて——」　林眞義

第297回中部地区研究会　税法学535号　1996年(平成8年)2月10日

ターミナルビル キタンクラブ　司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究 ①法人税基本通達9-6-1及び同通達9-6-2によれば、債権額が貸倒れとして損金の額に算入されるためには、債務超過の状態が相当期間継続し、かつ財産のみならず、信用や労力をも考慮し、総合的にその貸金等の弁済を受けることができないと判断されることが必要であるから、特定時点の計算書類の数額が債務超過の状態を示していることをもって、同規定に該当するということはできないとされた事例  
②ゴルフ場の建設は、ゴルフ場開場後も当分の間は債務超過の状態が継続するのが通常なので、開始から3年ないし5年後の状況を見なければ、当該債務の弁済が不可能であるか判断出来ないので開始間もない時期の債権放棄に相当な理由があるということもできないから、本件債権放棄に係る金額を寄付金と認定したことは相当であるとされた事例」（横浜地裁平成5年4月28日判決・シュトイエル391号8頁）　林眞義

2. 研究報告「法人分割と課税—アメリカ法を参考として」  
(関西地区) 渡辺徹也

第298回中部地区研究会　税法学536号　1996年(平成8年)4月13日

ターミナルビル キタンクラブ　司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「税特別措置法62条3項（交際費等の損金不算入）にいう交際費課税の趣旨及び括弧書きの「旅行費用等」の意義」（神戸地裁平成4年11月25日判決・シュトイエル390号13頁）　野口浩司  
2. 研究報告「実務家雑感『市民の法的感覚』と『法律専門家の法的感覚』の相違」　森田辰彦

第 299 回中部地区研究会

税法学 536 号 1996 年(平成 8 年)5 月 11 日

大和生命ビル キタンクラブ

司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「租税特別措置法 37 条 1 項(特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡資産の買換えの場合の譲渡所得の課税にいう『事業の用に供しているもの』の意義及び租税特別措置法 37 条 1 項(特定税の特例)の適用における、土地区画整理事業が施行された場合の事業用資産としての性質を失わない相当の期間の始期等)」(京都地裁平成 6 年 8 月 8 日判決・シュトイエル 394 号 23 頁) 八田和彦  
2. 研究報告「税務行政手続改革の課題について—平成 7 年 10 月 13 日、日税連公開討論会資料に基づいて—」 波多野弘

第 300 回中部地区研究会

税法学 536 号 1996 年(平成 8 年)7 月 13 日

大和生命ビル キタンクラブ

司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「会計帳簿に不実の記載はないとしても所得金額の大部分を脱漏した確定申告書又は修正申告が数回にわたり提出されていることなどにより国税通則法(昭和 59 年法律第 5 号による改正前のもの)68 条 1 項所定の重加算税の賦課要件が満たされるとされた事例」(最高裁第二小法廷平成 6 年 11 月 22 日判決・判例時報 1527 号 73 頁) 山崎広道  
2. 研究報告「会社資産の定額譲渡と法人税法 22 条 2 項—宮崎地裁平成 5 年 9 月 17 日判決(税務訴訟資料第 198 号 1080 頁)及び最高裁第三小法廷平成 7 年 12 月 19 日判決(税務訴訟資料第 214 号 870 頁)を巡って ——」竹下重人

第 301 回中部地区研究会

税法学 536 号 1996 年(平成 8 年)9 月 14 日

大和生命ビル キタンクラブ

司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「法人税申告事務等の処理を委任された者が、誤って有価証券売却損を過大に計上した結果、買換資産の圧縮記帳を行わなかったことにより、委任者が多額の法人税等を納付せざるを得なくなったことにつき、受任者の債務不履行責任等が認められた事例」(東京地裁平成 5 年 12 月 15 日判決・判例時報 1511 号 89 頁) 真野郁久  
2. 研究報告「現在の法人税改革の動向」(関西地区) 小川正雄

第 302 回中部地区研究会

税法学 537 号 1996 年(平成 8 年)10 月 12 日

大和生命ビル キタンクラブ

司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「重加算税の趣旨と重加算税賦課の要件」(最高裁第二小法廷平

成7年4月28日判決・判例時報1529号53頁) 安屋謙一

2. 研究報告「重加算税についての最近の最高裁判所判例と税理士業務」  
(関西地区) 水野武夫

第303回中部地区研究会 税法学537号 1996年(平成8年)11月9日

大和生命ビル キタンクラブ 司会 杉村圭照

報告 1. 判例研究 ①地方税法348条2項ただし書きにいう『固定資産を有料で借り受けた』とされる場合  
②市が公共の用に供するために借り受けた土地につき固定資産税を非課税とすることができないのに非課税措置を探ったことによる損害と右措置を探らなかったならば必要とされる右土地の使用の対価の支払いを免れたという利益とは損益相殺の対象となるとされた事例」(最高裁第三小法廷平成6年12月20日判決・判例タイムズ871号76頁) 吉田典保  
2. 研究報告 「アメリカ税法における株式配当と租税回避」(関西地区)  
渡辺徹也

第304回中部地区研究会 税法学537号 1996年(平成8年)12月14日

大和生命ビル キタンクラブ 司会 林眞義

報告 1. 判例研究「相続税の修正申告の委任を受けた税理士に相続税の修正申告に係る租税の納付時期の説明をし、一括納付ができない場合には延納許可申請手続をするかどうかの意思確認をする義務があるとして損害賠償が認容された事例」(東京高裁平成7年6月19日判決・判例時報1540号48頁) 湯本三平  
2. 研究報告「非居住者・外国法人に対する課税管轄権」(「ソース・ルール」ジュリスト1075号(1995年)51頁、東京地判昭和60年5月13日判例タイムズ577号79頁、東京地判平成4年10月27日行裁例集第43巻10号27頁) (関西地区) 谷口勢津夫

第305回中部地区研究会 税法学537号 1997年(平成9年)1月11日

大和生命ビル キタンクラブ 司会 林眞義

報告 1. 判例研究「税務調査の際、調査担当者が、隣室にいた第三者を立会人と誤解して、納税者(被調査者)に第三者の排除を求めたが、納税者が立会人の排除に応じなかつたことから用意されていた帳簿書類を調査しなかつたことは、調査担当者の誤解に止むを得ない点があつたとしても、不当に調査をしなかつたそりを免れないとして青色申告承認取消処分が取り

消された事例」(横浜地裁平成7年6月21日判決・判例タイムズ885号182頁) (波多野弘(飯田嘉勝の代理)

2. 研究報告「税理士の民事責任~債務不履行責任を中心として~」  
(「税理士業務における不完全履行責任」日税研論集39号109頁参照)  
(関西地区) 田中治

第306回中部地区研究会 税法学537号 1997年(平成9年)2月8日

大和生命ビル キタンクラブ 司会 林真義

- 報告 1. 判例研究 ①青色申告の取消事由と帳簿提示の程度  
②類似業者の売上原価率、算出所得率の平均値を用いて納税者の所得金額を推計することは合理性があるとされた事例」(広島地裁平成6年11月24日判決・判例タイムズ886号170頁) 岡崎信之  
2. 研究報告『所得・資産・消費課税における具体的なバランスを中心として』の諮問に対する答申」 (関東地区) 右山昌一郎

第307回中部地区研究会 税法学538号 1997年(平成9年)4月12日

大和生命ビル キタンクラブ 司会 林真義

- 報告 1. 判例研究「不動産競売事件において提出された交付要求書の延滞税欄に単に『法律による金額要す』とだけ記載された場合には、交付要求の効力は、交付要求書に記載された本税額に対する延滞税額についてのみ及び、交付要求書に記載されていない内入納付済みの本税に対する延滞税には及ばないとされた事例」(東京地裁平成6年10月28日判決・判例タイムズ890号109頁) 加藤義幸  
2. 研究報告「日米租税条約19条による免税と租税条約実施特例省令7条の提出についてー交換教授の免税、届出義務、源泉徴収と租税法律主義ー」(関西地区) 浦東久男

第308回中部地区研究会 税法学538号 1997年(平成9年)5月10日

大和生命ビル キタンクラブ 司会 林真義

- 報告 1. 判例研究「所有権移転登記が租税特別措置法(平成4年法律第14号による改正前)78条の3第1項の規定する軽減税率の対象となる登記であることを知らなかつたため、通常の税率で登録免除税を納付した者がした過誤納金の還付請求が認容された事例」(千葉地裁平成7年2月22日判決・判例タイムズ894号131頁) 加藤歌子  
2. 研究報告「憲法14条に反するとして争われた租税法判例」(税法学

- 第 309 回中部地区研究会 税法学 538 号 1997 年(平成 9 年)7 月 12 日  
大和生命ビル キタンクラブ 司会 林眞義  
報告 1. 判例研究「質問検査権の行使として無断で店舗二階の居室部分に上がり、壳上集計表を取り上げたこと等が違法であるとされた事例」(京都地裁平成 7 年 3 月 27 日判決・判例タイムズ 898 号 221 頁) 杉村圭照  
2. 研究報告「ドイツにおける少子高齢化への対応」 林眞義
- 第 310 回中部地区研究会 税法学 538 号 1997 年(平成 9 年)9 月 13 日  
大和生命ビル キタンクラブ 司会 林眞義  
報告 1. 判例研究「宗教法人の收受した借地権の譲渡承諾料が借地権を譲り受けた新借地権者に対する新貸付けに基づく収入であり、収益事業に係る収入に当たるとされた事例」(東京地裁平成 7 年 1 月 27 日判決・判例タイムズ 901 号 171 頁) 森田辰彦  
2. 研究報告「カフェテリアプランと税制」(関西地区) 小川正雄
- 第 311 回中部地区研究会 税法学 539 号 1997 年(平成 9 年)10 月 4 日  
大和生命ビル キタンクラブ 司会 林眞義  
報告 1. 判例研究 ①更正理由は必ずしも適切ではないが、なお理由不備による違法があるとまではいえないとされた事例。  
②更正処分の対象は算出所得額から源泉徴収額を差引いた納付所得額であるから、納付所得税額が申告額より減少した更正の取消しを求める利益はないとされた事例」(東京地裁平成 8 年 11 月 29 日判決・判例時報 1602 号 56 頁) 波多野弘  
2. 研究報告 「『地方税における資産課税のあり方』～固定資産税負担水準の概について～」(中四国地区) 石島弘
- 第 312 回中部地区研究会 税法学 539 号 1997 年(平成 9 年)11 月 8 日  
大和生命ビル キタンクラブ 司会 林眞義  
報告 1. 判例研究「公売に際して酒類の見積価格の決定が低きに過ぎるとして違法とされた事例」(東京地裁平成 7 年 4 月 24 日判決・判例タイムズ 905 号 147 頁) 野口浩司  
2. 研究報告「地縁による団体とそれに関する課税関係～管理組合法人等との比較検討」(参考法令: 地方自治法 260 条の 2、建物の区分所有等に関する

法律 47 条以下など) (関西地区) 浦東久男

第 313 回中部地区研究会 税法学 539 号 1997 年(平成 9 年)12 月 13 日

大和生命ビル キタンクラブ 司会 林眞義

報告 1 研究報告「税理士の刑事责任～通脱犯の共犯を中心にして～」

小林敬和

2 研究報告「今後における申告納税制度のあり方」

(関東地区) 右山昌一郎

(参考 右山昌一郎著 申告納税制度 50 周年～その来し方行く末 (6) ハロルド・モス氏の国税庁開所式における挨拶「我が国における納税制度の在り方」税理 Vol.40 No.15)

第 314 回中部地区研究会 税法学 539 号 1998 年(平成 10 年)1 月 10 日

大和生命ビル キタンクラブ 司会 林眞義

報告 1 判例研究 ①租税軽減措置に関する特例条文の適用の誤りと更正処分の取消原因たる違法の該当性

②土地を譲渡するため借地権消滅の対価として借地人に支払った金員と譲渡費用の該当性」(名古屋高裁平成 8 年 1 月 31 日判決・判例タイムズ 905 号 147 頁) 林眞義

2 研究報告「不動産所得の年度帰属」(税務事例研究 42 号 53 頁 (1998) 参照) (関西地区) 田中治

第 315 回中部地区研究会 税法学 539 号 1998 年(平成 10 年)2 月 14 日

栄町ビル キタンクラブ 司会 杉村圭照

報告 1 判例研究「河川法 6 条 1 項 3 号所定の河川区域に指定された堤外の土地(いわゆる堤外民地)が地方税法 348 条 2 項 1 号の『公共の用に供する固定資産』に該当するとされた固定資産税の賦課処分の取消訴訟が棄却された事例」(福岡地裁平成 7 年 9 月 8 日判決・判例タイムズ 916 号 110 頁) 川崎賢二

2 研究報告「借用概念と目的論的解釈」(税法学 539 号 105 頁参照) (関西地区) 谷口勢津夫

第 316 回中部地区研究会 税法学 540 号 1998 年(平成 10 年)4 月 11 日

愛知県女性総合センター ウィルあいち 司会 林眞義

報告 1 判例研究「地方税法 609 条 3 項の特別土地保有税の不申告加算金について軽減税率が適用されるのは、更正があることを予知することなく自発的

に申告した税額部分のみであり更正により増額された税額部分には及ばないとした事例」(東京高裁平成7年11月29日判決・判例タイムズ919号107頁) 真野郁久

2 研究報告「『平和事件』1審判決(東京地裁 平成9年4月25日判決)による同族会社の行為計算否認の問題点」(関東地区)小池正明

第317回中部地区研究会 税法学540号 1998年(平成10年)5月9日  
名古屋市東区 愛知県女性総合センター ウィルあいち 司会 林真義  
報告 1 研究報告「中華人民共和国租税徵收管理法」(税法学538号103頁参照)  
林真義  
2 研究報告「仕入れ税額控除否認に関する試論」(中・四国地区)黒川 功  
※編注 当日配布されたレジメの表題は「消費税額控除否認の法的界～消費税法30条  
7項の位置と意義」とされている

第318回中部地区研究会 税法学540号 1998年(平成10年)7月11日  
栄町ビル キタンクラブ 司会 林真義  
報告 1 判例研究「重加算税が課されない事案については、逋脱罪は成立しないと  
解すべきであるとの主張が排訴された事例」(東京高裁平成7年12月20  
日判決・判例時報1579号141頁) 山崎広道  
2 研究報告「同族会社における税務の事例研究」(名古屋地裁平成9年1月  
31日判決・税務訴訟資料第222号285頁、名古屋高裁平成9年10月  
23日判決・税務訴訟資料第229号140頁)(税法学539号187頁参照)  
山本薰

第319回中部地区研究会 税法学540号 1998年(平成10年)9月12日  
栄町ビル キタンクラブ 司会 杉村圭照  
報告 1. 判例研究「上場株式の譲渡代金が著しく低価であるとして相続税法7条に  
より贈与税が課された事例」(東京地裁平成7年4月27日判決・判例タイ  
ムズ921号178頁) 湯本三平  
2. 研究報告「『第二次納税義務の範囲』～金融機関の一括納税を中心に～」  
(関西地区) 小川正雄

第320回中部地区研究会 税法学541号 1998年(平成10年)10月3日  
栄町ビル キタンクラブ 司会 林真義  
報告 1. 判例研究「注文を受けて家屋を新築し、その所有権を原始取得した請

負人が 6 ヶ月以内に建物を引渡さなかったために課された地方税法 73 条の 2 第 2 項ただし書きに基づく不動産取得税賦課処分が適法とされた事例」(名古屋高裁平成 8 年 4 月 17 日判決・判例タイムズ 921 号 172 頁) 安屋謙一

2. 研究報告「国際運輸業所得と租税条約」

我が国の租税条約では、原則として、居住地国課税のみが課税を行うことを約束するが、いくつかの国との租税条約では、源泉地国も課税権を一定の範囲で認めるなどを約束している。これについて考えたい。また、通常の租税条約によらず国際的な取り決めで相互主義のもとに居住地国課税のみ認める場合がある。これと租税法律主義との関係についても考えたい。

(関西地区) 浦東久男

第 321 回中部地区研究会 税法学 541 号 1998 年(平成 10 年)11 月 14 日

栄町ビル キタンクラブ

司会 林真義

報告 1 判例研究 ①新增設に係る事業所税の課税標準特例である地方税法 701 条の 41 第 3 項の適用範囲

②地方税法 701 条の 41 第 3 項の適用があるのは、取り壊された 1 棟の旧家屋の所有者とこれに代わるべき 1 棟の新家屋の所有者が同一である場合に限られる」(東京地裁平成 8 年 5 月 29 日判決・判例タイムズ 925 号 193 頁)  
吉田典保

2. 研究報告「違法な課税処分にかかる取消訴訟と損害賠償訴訟との関係」

最近の学説では、違法な課税処分の不服申立・取消訴訟等の申立・出訴期間などを徒過した後に、当該課税処分について国家賠償訴訟を提起することは許されないとする見解が有力である。このような学説、さらに最近の判例の動向を見た後に、このような学説を批判する。さらに国家賠償訴訟が認められた場合、違法性、故意過失等の要件はどのように解すべきか、検討を加える。  
(関西地区) 占部裕典

第 322 回中部地区研究会 税法学 541 号 1998 年(平成 10 年)12 月 12 日

栄町ビル キタンクラブ

司会 林真義

報告 1. 判例研究「一括支払システム契約における代物弁済条項の国税債権者に対する効力が否定され、譲渡担保権者である銀行が国税徴収法 24 条の物的納税責任を免れないとされた事例」(東京地裁平成 9 年 3 月 12 日判決・判例時報 1618 号 43 頁)  
森田辰彦

2. 研究報告「国民主権としての税制を考える」(関東地区) 右山昌一郎

第323回中部地区研究会 税法学541号 1999年(平成11年)1月9日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1 研究報告「税理士事務所開業40年雑感」 太田藏治  
2 研究報告「地方税改革の諸問題」～総論的課題～（田中治他「地方税制の諸問題・総論—税法学から」日本租税理論学会編『地方税制の諸問題』租税理論研究叢書9 谷沢書房(1999年)45頁参照）（関西地区）田中治

第324回中部地区研究会 税法学541号 1999年(平成11年)2月13日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告：1. 判例研究 ①同族会社等に対する無利子融資について所得税法157条に規定する行為、計算の否認の規定が適用され、利息相当分の雑所得があるものとしてされた所得税の更正及びこれに基づく過少申告加算税賦課決定に違法がないとされた事例  
②更正処分（増額）及びその後にされた更正（減額）を理由なしとする通知処分の双方の取消しを求める訴えにつき、いずれも訴えの利益があるとされた事例  
③所得税法157条の規定により無利子融資につき利息相当分の雑所得があるものとして更正がされた後に、債務者である同族会社が支払能力を喪失しても、所得税法64条1項による回収不能分を所得から除外する特例の適用はないとされた事例」（東京地裁平成9年4月25日判決・判例時報1625号23頁） 波多野弘（飯田嘉勝の代理）  
2. 研究報告「弁護士と税理士の共同弁護活動について～ドイツを参考にして～」 小林敬和

第325回中部地区研究会 税法学542号 1999年(平成11年)4月10日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「国税庁長官の制定した通達の内容は違法であるが、その制定行為は国家賠償法1条1項の違法ということはできないとして、国家賠償請求を棄却した原判決が相当とされた事例」（大阪高裁平成9年4月15日判決・判例時報1628号27頁） 岡崎信之  
2. 研究報告「青色申告制度における税務行政の帳簿書類確認努力義務」（波多野弘先生古希祝賀記念論文集 177頁参照）（関西地区） 谷口勢津夫

第326回中部地区研究会 税法学542号 1999年(平成11年)5月8日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 研究報告「消費税における免税業者の課税売上高の計算」 吉田典保  
2. 研究報告「電子帳簿保存制度と KSK システムについて～米国の現状との比較をふまえて～」 (関東地区) 山下学

第 327 回中部地区研究会 税法学 542 号 1999 年(平成 11 年)7 月 10 日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 研究報告「消費税における仕入税額控除一帳簿/請求書等記載の架空名義」  
(参考「アーム薬品事件」東京地裁・平成 9 年 8 月 28 日判決・行集 48-7.8-600、ドイツ連邦財政裁判所 1987 年 10 月 7 日判決(XR60/82 BDtB I . II 1988,34) (関東地区) 西山由美  
2. 研究報告「登録免許税の法的構造と権利救済」 (参考 訟務月報 43 卷 1 号別冊座談会(賦課) 223-289 頁) (関西地区) 谷口勢津夫

第 328 回中部地区研究会 税法学 542 号 1999 年(平成 11 年)9 月 11 日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究 ①法人税法 36 条に規定する過大な役員退職給与の支給と国税徴収法 39 条に規定する無償又は著しく低額の対価による財産の処分の関係  
②同族会社が会社資産を売却して解散するに当たり、その取締役に過大な退職金を支給したため法人税の徴収不足が生じたとして、退職金の支給を受けた取締役に対してされた第二次納税義務の告知処分が適法とされた事例」(東京地裁平成 9 年 8 月 8 日判決・判例時報 1629 号 43 頁) 加藤義幸  
2. 研究報告「課税最低限と最低生活費—アメリカ連邦個人所得税法における展開—」(参考: 佐々木潤子「所得税法における課税最低限と最低生活費—アメリカ連邦個人所得税法における展開—」民商法雑誌 117 卷 1 号 35 頁、2 号 32 頁(1997))・「所得税法における課税最低限と最低生活費—アメリカ連邦個人所得税法を題材として—」租税理論法学会編『法人税(租税理論研究叢書 8)』210 頁所収(1998) (中・四国地区) 佐々木潤子

第 329 回中部地区研究会 税法学 543 号 1999 年(平成 11 年)10 月 16 日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究 ①飲食業(スナック)を営む個人事業者の所得計算について、推計の必要性及び同業者比率による推計の合理性を認め、実額反証を排訴した事案  
②. 調査時に納税者が実所得の算定の基礎となる帳簿等の資料を提出している場合の推計の必要性の判定基準」(東京地裁平成 9 年 2 月 12 日判決・判例

時報 1632 号 14 頁 ) 加藤歌子

2. 研究報告「租税法における義務の承継について——納税義務など税法上の義務は相続されるか——」(関西地区) 浦東久男

第 330 回中部地区研究会 税法学 543 号 1999 年(平成 11 年)11 月 13 日

昭和ビル 会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「土地建物を賃貸し、青色申告の承認を受けていた者がした純損失の繰戻しによる所得税の還付請求に対し、同人は不動産所得を生ずる業務を廃止しているから青色申告の承認の効力が失われ青色申告書を提出する居住者に該当しないとした還付すべき理由のない旨の処分が適法とされた事例」(東京地裁平成 9 年 9 月 19 日判決・判例タイムズ 986 号 215 頁) 杉村圭照
2. 研究報告「『税理士の会計業務責任』～日税連業務対策部『税理士法第 2 条 2 項の専門家責任について(報告)』をベースにして～」(関西地区) 占部裕典

第 331 回中部地区研究会 税法学 543 号 1999 年(平成 11 年)12 月 11 日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「固定資産評価審査委員会が処分の根拠となる資料を取り調べることなく処分に対する審査申出を棄却した決定について審理不尽の違法があり、右違法が軽微な違法とはいえないとして決定を取り消された事例」(仙台高裁平成 9 年 10 月 29 日判決・判例タイムズ 984 号 143 頁、判例時報 1656 号 62 頁) 出口紀幸
2. 研究報告「フリンジ・ベネフィットに係る社宅課税の問題点—日本銀行への税務調査を基として」(関東地区) 右山昌一郎

第 332 回中部地区研究会 税法学 543 号 2000 年(平成 12 年)1 月 8 日

愛知県中小企業センター 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「国税徴収法に基づく滞納処分により公売に付された売却決定がされた不動産について、当該不動産の仮差押債権者から申し立てられた換価手続の続行の停止を求める申立てが容認された事例(東京地裁平成 9 年 12 月 5 日判決・判例時報 1653 号 77 頁) 野口浩司
2. 研究報告「違法支出の必要経費該当性」(税務事例研究 48 号 72 頁(1999) 参照)。(関西地区) 田中治

第333回中部地区研究会 税法学543号 2000年(平成12年)2月12日

金山南ビル 名古屋都市センター会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究 ①地方税法73条の21第1項ただし書にいう「当該固定資産の価格により難いとき」の意義  
②不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定するにつき、当該土地の固定資産課税台帳の登録価格により難い特別の事情があるとは認められないとした事例」(東京地裁平成10年1月27日判決・判例時報1655号107頁)  
林眞義
2. 研究報告 「租税法律主義の形骸化の危機・・・租税行政立法の氾濫の問題を中心として」(関東地区) 増田英敏

第334回中部地区研究会 税法学544号 2000年(平成12年)4月8日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「役員退職給与として土地を帳簿価格で現物支給した場合において適正な価格との差額が法人税法36条にいう『損金経理をしなかった金額』に該当するとされた事例」(最高裁第二小法廷平成10年6月12日判決・判例タイムズ980号94頁、判例時報1648号53頁) 山崎広道
2. 研究報告 「開業前の病院取得目的の借入金利息の経費性について」(税法学543号111頁参照)(関西地区) 三木義一

第335回中部地区研究会 税法学544号 2000年(平成12年)5月13日

金山南ビル 名古屋都市センター会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 研究報告「時価に関する一考察」(税法学543号145頁参照)  
森田辰彦
2. 研究報告「アメリカの税理士等の租税特権について」  
(関西地区) 小川正雄

第336回中部地区研究会 税法学544号 2000年(平成12年)7月8日

金山南ビル 名古屋都市センター会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究 ①酒税法9条1項、10条11号と憲法22条1項  
②酒類販売業免許の申請に酒税法10条11号に該当する事由があるとした免許の拒否処分が適法とされた事例」(最高裁第一小法廷平成10年7月16日判決・判例タイムズ985号118頁)、「酒類販売業免許の申請に酒税法10条10号に該当する事由があると断定することはできないとされた事例」(最高裁第二小法廷平成10年7月3日判決・判例タイムズ984号73頁)

湯本三平

2. 研究報告「地方税条例における電子帳簿保存規定について—中国地方 5 県の県税条例の比較——（関西地区） 浦東久男

第 337 回中部地区研究会 税法学 544 号 2000 年(平成 12 年)9 月 9 日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 研究報告「関与先を守るための「嘆願書」の作成・提出とその手法」(税理 1999 年 9 月号 153 頁参照) 津田明人  
2. 判例研究「税理士の指導による法人税の確定申告によって過少申告加算税の課税を受け損害を蒙ったとして、依頼者から税理士に対する損害賠償請求を認容した第一審判決が支持された事例」(大阪高裁平成 10 年 3 月 13 日判決・判例時報 1654 号 54 頁) 川崎賢二

第 338 回中部地区研究会 税法学 545 号 2000 年(平成 12 年)10 月 21 日

名古屋市中村区 愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「固定資産評価審査委員会が処分の根拠となる資料を取り調べることなく審査申出を棄却した決定について審理不尽の違法があり、右違法が軽微な違法とはいえないとして決定が取り消された事例」(仙台高裁平成 9 年 10 月 29 日判決・判例時報 1656 号 62 頁) 森田辰彦  
2. 研究報告「仕入税額控除をめぐる最近の判例」(関西地区) 水野武夫

第 339 回中部地区研究会 税法学 545 号 2000 年(平成 12 年)11 月 11 日

今池ガスビル 会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究 ①課税原因となる私法上の契約についても、当事者の合理的意思、契約の経過、前提事情等を総合して、真実の意思内容を認定すべきものであるとして、当事者が選択した相互売買と清算の合意を单一の交換であると認定された事例  
②交換契約当事者の主觀において対価的バランスがあるとする取引であっても、客觀的に等価であることを意味しないとして、取得資産の客觀的価格を認定し、これをもって譲渡所得における譲渡収入(譲渡の対価)とし、所得税に関する更正処分等が適法であるとされた事例  
③相続開始前 3 年以内の取得資産の相続価格を相続時の時価ではなく取得価格とする旨の相続税評価の特例を交換による取得資産に適用するに当たり交換取得資産の取得価格は交換譲渡資産の客觀的価値であるとして、右特例を適用した相続税に関する更正処分等が取り消された事例」(東京地裁

平成 10 年 5 月 13 日判決・判例時報 1656 号 72 頁) 真野郁久

2. 研究報告「信託による後継ぎ遺贈の私法上、租税法上の諸問題」

参考資料 水野忠恒「後継ぎ遺贈の私法上、租税法上の諸問題」税務事例研究 51 号 69 頁 (1999)、下野博文「相続税法第 4 条に関する一考察」税務大学校昭和 52 年度研究論文集第 3 分冊 (資産税編) (1977) 36 頁」(関西地区)。占部裕典

第 340 回中部地区研究会 税法学 545 号 2000 年 (平成 12 年) 12 月 9 日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「不動産の売買において、売買代金のうち約 27 パーセントにすぎない中間金が支払われた時点で、その引渡しがあったとされた事例」(東京高裁平成 10 年 7 月 1 日判決・判例タイムズ 987 号 183 頁) 安屋謙一  
2. 研究報告「事業継承税制における非上場株式評価の変換」(税法学 543 号 133 頁参照) (関東地区) 右山昌一郎

第 341 回中部地区研究会 税法学 545 号 2001 年 (平成 13 年) 1 月 13 日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「法人税の滞納者が将来発生する過納金請求権を第三者に譲渡し確定日付ある通知を備えた場合において、その後過納金が発生した際に国税局長が右過納金につき還付に代えて滞納法人税額に充当することの可否」(東京地裁平成 9 年 12 月 12 日判決・判例時報 1664 号 42 頁) 吉田典保  
2. 研究報告「事業所得の人的帰属」(税務事例研究 54 号 27 頁 (2000) 参照) (関西地区) 田中治

第 342 回中部地区研究会 税法学 545 号 2001 年 (平成 13 年) 2 月 10 日

金山南ビル 名古屋都市センター会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 研究報告「フラットタックスの理論と検討」(関東地区) 山下学  
2. 判例研究 ①地方税法 73 条の 21 第 1 項ただし書にいう『当該固定資産の価格により難いとき』の意義  
②不動産取引税の課税標準となるべき価格を決定するにつき、当該土地の固定資産課税台帳の登録価格により難い特別の事情があるとは認められないとされた事例」(東京地裁平成 10 年 1 月 27 日判決・判例時報 1655 号 107 頁)・ 波多野弘 (飯田嘉勝の代理)

第343回中部地区研究会 税法学546号 2001年(平成13年)4月14日

金沢大学大学院 司会 林眞義

報告 1. 研究報告「電子商取引に対する消費課税」(東海大学法学部編「東海法学」26号209頁参照)(関東地区) 西山由美

第344回中部地区研究会 税法学546号 2001年(平成13年)5月12日

今池ガスビル 会議室 司会 林眞義

報告 1. 研究報告「給与をめぐる不確定概念—役員報酬・青色事業専従者給与における相当」(税法学545号153頁参照) 湯本三平  
2. 研究報告「所得控除の再考」(関西地区) 小川正雄

第345回中部地区研究会 税法学546号 2001年(平成13年)7月14日

金山南ビル 名古屋都市センター会議室 司会 林眞義

報告 1. 判例研究「相続開始前3年以内に被相続人が取得した土地についてはその取得価格を相続税の課税価格に算入すべき価格とする旨定めた租税特別措置法69条の4を削除した租税特別措置法の一部を改正する法律(平成8年法律第17条17号)の制定に伴う経過措置を定めた同法律附則19条3項が、憲法84条、31条、14条1項、29条1項、2項に違反しないとされた事例」(大阪高裁平成10年4月14日判決・判例時報1674号40頁) 伊藤透  
2. 研究報告「判例における裁量権について」(九州地区) 山崎広道

第346回中部地区研究会 税法学546号 2001年(平成13年)9月8日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

報告 1. 判例研究 ①譲渡担保としての土地の取得は地方税法附則31条の5第1項にいう土地の『取得』に該当するか(積極)  
②右土地に設けられた駐車場施設が地方税法施行令54条の47第2項2号の定める『その利用が相当の期間内にわたると認められること』との基準に適合しないとされた事例」(東京地裁、平成10年8月27日判決・判例時報1702号51頁) 井川源太郎  
2. 研究報告「アメリカの寄付金控除について」(税法学546号119頁(2001)参照) (中四国地区) 佐々木潤子

第347回中部地区研究会 税法学547号 2001年(平成13年)10月20日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

報告 1. 研究報告「税務調査と明確性の原則(荒川民商事件—最高裁判決を参考に

して)」 小林敬和

2. 研究報告「市場所得と必要経費」(島大法学 45 卷 2 号 23 頁参照)(中四国地区) 奥谷健

第 348 回中部地区研究会 税法学 547 号 2001 年(平成 13 年)11 月 10 日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「遺贈の形式を持ってされた個人から政党への寄付につき、遺贈者にみなし譲渡所得が発生したとされた事例」(東京地裁平成 10 年 6 月 26 日判決・判例時報 1668 号 49 頁) 岡崎信之  
2. 研究報告「市町村の税条例・規則などにおける免税規定について—愛知県下の七つの市について」(関西地区) 浦東久男

第 349 回中部地区研究会 税法学 547 号 2001 年(平成 13 年)12 月 15 日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「消費税法(平成 6 年法律第 109 号による改正前のもの) 30 号 7 項にいう『課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿又は請求書等を保存しない場合』の意義」(大阪地裁平成 10 年 8 月 10 日判決、津地裁平成 10 年 9 月 10 日判決、東京地裁平成 10 年 9 月 30 日判決・判例時報 1661 号 31 頁)  
加藤義幸  
2. 研究報告「税理士法人制度とその問題点について」  
(関東地区) 右山昌一郎

第 350 回中部地区研究会 税法学 547 号 2002 年(平成 14 年)1 月 12 日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「合名会社を死亡退職したことによる持分払戻金の支払が和解により 約束された場合、支払会社は源泉徴収義務を負うことを理由にして源泉所得税の支払を拒絶することは許されないとされた事例」(大阪高裁平成 10 年 9 月 1 日判決・判例時報 1690 号 70 頁) 吉田典保  
2. 研究報告「給与所得者の経済的利益に対する課税」(税務事例研究 5 9 号 31 頁(2001) 参照) (関西地区) 田中治

第 351 回中部地区研究会 税法学 547 号 2002 年(平成 14 年)2 月 9 日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「特殊な販売システムに基づく酒類の販売について酒税法に違反するとされた事例」(宇都宮地裁平成 10 年 9 月 1 日判決・判例時報

1678 号 156 頁) 杉村圭照

2. 研究報告「あらたな租税回避行為の否認手法とその法的問題～わが国の最近の判例を素材にして～」(関西地区) 占部裕典

第 352 回中部地区研究会 税法学 548 号 2002 年(平成 14 年)4 月 13 日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「有限会社に対する出資の時価を評価するに当たり、純資産価額方式を前提としつつも、財産評価基本通達に定める評価方法によらず、法人税額相当額を控除しないでされた贈与税決定処分及び無申告加算税賦課決定処分が適法であるとされた事例」(東京高裁平成 13 年 3 月 15 日判決・判例時報 1752 号 19 頁) 川崎賢二  
2. 研究報告「みなし配当課税に関する平成 13 年度改正の内容と問題点」(渡辺徹也著『企業取引と租税回避』中央経済社、2002 年参照) (関西地区)  
渡辺徹也

第 353 回中部地区研究会 税法学 548 号 2002 年(平成 14 年)5 月 11 日

金山南ビル 名古屋都市センター会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 研究報告「ドイツにおける税務官庁の裁量」(税法学 546 号 321 頁参照)  
(九州地区) 山崎広道  
2. 研究報告「匿名組合契約と国際的租税回避」(関西地区) 谷口勢津夫

第 354 回中部地区研究会 税法学 548 号 2002 年(平成 14 年)7 月 13 日

今池ガスビル 会議室 司会 杉村圭照

- 報告 1. 判例研究「地方税法 72 条の 19 は、例外業種以外の事業について『事業の状況に応じて』外形標準を用いることとする場合にも、応能原則に基づく課税であることを当然の前提としているものというべきであって、具体的には、応能原則に基づいて、所得を課税標準とすることにより適切な担税力の把握ができるか否かを第一に検討し、担税力を適切に反映するものである場合には、原則どおり所得を課税標準とすべきであって、この場合には外形標準課税をすることは許されず、担税力を適切に反映しない場合には、初めて外形標準を用いることができるというべきであり、従って銀行業等につき外形標準課税による法人事業税の課税を定める条例が地方税法 72 条の 19 に違反する無効なものであるとされた事例」(東京地裁平成 14 年 3 月 26 日判決・判例時報 1787 号 42 頁) 加藤歌子  
2. 研究報告「滞納処分と第三者債務者との関係」(関西地区) 小川正雄

第355回中部地区研究会 税法学548号 2002年(平成14年)9月14日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「相続税の申告手続を受任した税理士の税務署に対する申告に債務不履行はないとして税理士の損害賠償責任が否定された事例」(神戸地裁平成10年12月9日判決・判例時報1685号77頁) 田口美和子  
2. 研究報告「重加算税に関する若干の考察」(中四国地区) 奥谷健

第356回中部地区研究会 税法学549号 2002年(平成14年)10月19日

高岡法科大学大学院会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 研究報告「徴税ミスに対する過誤納金返還の適否」 小林敬和

第357回中部地区研究会 税法学549号 2002年(平成14年)11月9日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「相続税の期限内申告書において租税財産に属する特定の財産が納付すべき税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項にいう『正当な理由』がある場合」(最高裁第一小法廷平成11年6月10日判決・判例時報1686号50頁) 野口浩司  
2. 研究報告「固定資産税の評価について」(中四国地区) 佐々木潤子

第358回中部地区研究会 税法学549号 2002年(平成14年)12月14日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「土地等の譲渡による譲渡所得金額の計算について、右の譲渡が売買ではなく交換によるものであるとして課税庁のした更正処分等が、右譲渡が交換ではなく売買によるものであったとみるべきであるとの理由で、違法として取り消された事例」(東京高裁平成11年6月21日判決・判例時報1685号33頁) 林眞義  
2. 研究報告「税理士補佐人制度の機能と問題点」(関東地区) 右山昌一郎

第359回中部地区研究会 税法学549号 2003(平成15年)1月11日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「同一の申立てに係る複数の不動産の競売における先行する配当手続で国税徴収法26条の規定による調整が行われた場合において配当を受けることができなかった国税、地方税等を後行の配当手続で私債権に優先するものとして取り扱うことの可否」(最高裁第一小法廷平成11年4月22日判決・判例時報1677号66頁) 出口紀幸

2. 研究報告「資産の取得価格をめぐる近時の紛争例」(税務事例研究 65 号  
35 頁 (2002) 参照). (関西地区) 田中治

第 360 回中部地区研究会 税法学 549 号 2003 年(平成 15 年)2 月 8 日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林真義

- 報告 1. 判例研究「相続財産たる株式が公益法人に贈与されたが、贈与の日から 2 年を経過した日までに右株式について配当がなく、他に使用収益されていない場合には、租税特別措置法 70 条 2 項に規定する『当該贈与により取得した財産を同日においてその公益を目的とする事業の用に供していない場合』に該当するとされた事例」(大阪高裁平成 13 年 11 月 1 日判決・判例時報 1794 号 39 頁) 真野郁久  
2. 研究報告「インボイス導入をめぐって韓国・イギリス・カナダにおける仕入れ税額控除可否をめぐる判例研究」(関西地区) 高正臣

第 361 回中部地区研究会 税法学 550 号 2003 年(平成 15 年)4 月 12 日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林真義

- 報告 1. 判例研究 ①税務署長が滞納処分により差し押さえて取り立てた入居保証金につき、当該当入居保証金返還請求権に質権を有していたものの、質権設定承諾書所定の期間内に支払請求しなかった銀行が、税務署長に対して自己の質権を主張して配当を要求することの可否(積極)  
②税務署長が滞納者の有する入居保証金返還請求権を差し押さえて取り立て、配当するに当たり、当該請求権に質権を主張する原告に対する配当額を零円とした配当処分につき、原告は自己の被担保債権を特定出来ないとした事例」(東京地裁平成 13 年 2 月 28 日判決・判例時報 1740 号 35 頁)  
森田辰彦  
2. 研究報告「通商条約の最惠国待遇と租税」(税法学 563 号 63 頁参照)  
(関西地区) 浦東久男

第 362 回中部地区研究会 税法学 550 号 2003 年(平成 15 年)5 月 10 日

名古屋市中村区 愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林真義

- 報告 1. 判例研究「ストックオプションの権利行使利益が一時所得とされた事例(東京地裁平成 14 年 11 月 26 日判決・判例タイムズ 1106 号 28 頁)(マイクロソフト事件・税法学 549 号 163 頁参照) (中四国地区) 高橋祐介  
2. 研究報告「時効完成後の固定資産税過誤納金返還の適否」(税法学 549 号 59 頁参照) 小林敬和

第363回中部地区研究会 税法学550号 2003年(平成15年)7月12日

中日ビル 中日コンサルティングプラザ会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 研究報告「有限会社に対する出資の時価を評価するに当たり、純資産価格方式を前提としつつも、財産評価基本通達に定める評価方法によらず、法人税額等相当額を控除しないでされた贈与税決定処分及び無申告加算税賦課決定処分が適法であるとされた事例」 山本薰  
2. 研究報告「組織再編税制の問題点」(「組織再編税制の再検討—非適格取引の再考を中心に」税経通信58巻1号88頁2003年参照) (関西地区)  
渡辺徹也

第364回中部地区研究会 税法学550号 2003年(平成15年)9月13日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 杉村圭照

- 報告 1. 判例研究「医師がカルテに人工中絶を行ったことを記載しないで収入が除外され所得税を免れたという所得税法違反の事案における収入除外金額の特定方法」(福岡高裁平成12年1月17日判決・判例時報1736号133頁)  
安屋謙一  
2. 研究報告「ドイツにおける専門弁護士制度」(京滋CPAニュース平成15年12月号6頁) (島大法学49巻4号139頁) (中四国地区) 奥谷健

第365回中部地区研究会 税法学551号 2003年(平成15年)10月11日

(中部・九州合同研究会)

熊本大学法学部 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「司法書士の年間登録業務報酬及び付随収入について、課税庁が調査した全取扱件数のほぼ一割に相当する取引の平均単価及び割合によって年間総収入を算出し、類似同業者の平均所得率によってその所得金額を推計したことに合理性があるとされた事例」(東京高裁平成11年9月28日判決・判例時報1740号28頁) 湯本三平  
2. 研究報告「法人税法22条4項公正妥当と認められる会計処理の基準の意義と問題」 (九州地区) 山崎広道

第366回中部地区研究会 税法学551号 2003年(平成15年)11月8日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「不動産競売手続により不動産を取得した者に対して不動産の元所有者が当該不動産の固定資産税及び都市計画税相当額について不当利得返還請求をすることの可否」(東京高裁平成13年7月31日判決・判例時報

1764号61頁) 吉田典保

2. 研究報告「地方税法585条1項の規定の『土地の取得』の意義について」  
(関西地区) 小川正雄

第367回中部地区研究会 税法学551号 2003年(平成15年)12月13日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「子会社に対する債権が社会通念上回収不能であるとして当該  
債権相当額を法人税の計算上損金の額に算入することができるとした事例」  
(東京高裁平成13年3月2日判決・判例時報1742号25頁) 萩原芳宏  
2. 研究報告「非上場自己株式の譲渡に係る所得税法上の問題点」(関東地区)  
右山昌一郎

第368回中部地区研究会 税法学551号 2004年(平成16年)1月10日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「国際郵便物としてホテルフロントと係員から受け取った大麻を  
同じホテル内で携帯所持した行為について大麻輸入罪に吸收されて別罪を  
構成しないとされた事例」(東京地裁平成13年9月28日判決・判例時報  
1764号151頁) 波多野弘(飯田嘉勝の代理)  
2. 研究報告「譲渡所得税における資産の譲渡費用」(税務事例研究71号33  
頁(2003)参照) (関西地区) 田中治

第369回中部地区研究会 税法学551号 2004年(平成16年)2月14日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「固定資産税課税台帳の登録価格についての固定資産評価審  
査委員会の決定に適正な価格を超える違法がある場合における取消訴訟の  
判決主文」(東京高裁平成13年8月27日判決・判例時報1766号36頁)  
伊藤透  
2. 研究報告「消費税と推定課税」  
(参考 東京地裁平成11年3月30日判決・判例タイムズ1059号133頁、  
ドイツAO162条・168条) (関東地区) 西山由美

第370回中部地区研究会 税法学552号 2004年(平成16年)4月10日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「東京と固定資産評価審査委員会が行った固定資産税に関する  
審査決定につき、当該土地にかかる登録価格が適正な時価を超えていて違

法ではあるが、訴訟において適正な時価を確定できないとして、当該超過部分だけを取り消さず、同決定の全部を取り消した原判決に対する一審被告の訴訟が棄却された事例」(東京高裁平成13年12月26日判決・判例時報1779号14頁) 井川源太郎

2. 研究報告「最近の租税訴訟について東京地方裁判所判事 藤山雅行氏の講演(2003年11月5日)内容について検討する」 林真義

第371回中部地区研究会 税法学552号 2004年(平成16年)5月8日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林真義

- 報告 1. 研究報告「税務訴訟と税理士の役割」(税法学551号139頁) 加藤義幸  
2. 研究報告「オープンシャ・ホールディング事件がもたらした諸問題の検討」  
(関西地区) 占部裕典

第372回中部地区研究会 税法学552号 2004年(平成16年)7月10日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林真義

- 報告 1. 判例研究「固定資産税の登録価格を不服とする審査申出を棄却した東京都固定資産評価審査委員会の審査決定の取消訴訟において、取消事由として主張された違法があるとして審査決定を取り消すのが原則であるが、登録価格が適正な時価を超えていて違法であり、訴訟において適正な時価として具体的な価格を認定する場合には、当該超過部分だけを取り消すこともできるとして、一部取消判決がされた事例」(東京高裁平成13年12月26日判決・判例時報1779号19頁) 岡崎信之  
2. 研究報告「租税回避論の『原点』と『現点』」(関西地区) 谷口勢津夫

第373回中部地区研究会 税法学552号 2004年(平成16年)9月11日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林真義

- 報告 1. 判例研究「本件当時において、酒類販売業免許制自体を存続させていたことが、著しく不合理であって、立法府の政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱するものとまでは断定し難いところであり、酒類販売業免許制を定めた酒税法9条1項の規定が憲法22条1項に違反するものということはできない。」  
(最高裁第三小法廷平成14年6月4日判決・判例時報1788号160頁)  
杉村圭照  
2. 研究報告「地方税の滞納」(中四国地区) 佐々木潤子

第374回中部地区研究会 税法学553号 2004年(平成16年)10月9日

四国ロースクール 司会 林眞義

- 報告 1. 研究報告「青色申告承認取消処分に関する考察—帳簿書類の備付け、記録、保存の義務、隠ぺい又は仮装とは」(税法学552号103頁参照)  
真野郁久
2. 研究報告「通告処分制度について」 小林敬和

第375回中部地区研究会 税法学553号 2004年(平成16年)11月13日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「租税特別措置法の『改築』は、建築基準法上の『改築』のように制限された意義を有するものではなく、通常の用法どおりの意義を有するものとされた事例」(東京高裁平成14年2月28日判決・判例時報1782号19頁) 加藤義幸
2. 研究報告「租税正義の実現と租税訴訟」 (関東地区) 増田英敏

第376回中部地区研究会 税法学553号 2004年(平成16年)12月11日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「東京都銀行条例無効確認等請求事件といわれる事件であり外形標準課税の選択につき、課税自主権に基づく裁量権を有する旨、東京都は主張するが、本件銀行業等については、所得が当該事業の担税力を適切に反映すると認められるのであるから、憲法94条、地方税法2条の定める自主課税権に基づき外形標準課税を行うことを許す裁量権は認められないといわざるを得ず、本件条例は、違法なものであり、無効であるというほかないとされた事例」(東京地裁平成14年2月18日判決・判例時報1782号42頁) 川崎賢二
2. 研究報告「給与所得者の意義—最近の裁判例を素材に」 安屋謙一
3. 判例研究 ①所得税更正処分等の取消訴訟において、訴訟上の和解によって取得した不動産を譲渡した場合の譲渡益の算出に当たり、和解当事者の意思を合理的に解釈することにより、原告が本来取得すべきであった和解金の支払いを受けていないことが考慮された事例  
②裁判所の釈明によってなされた予備的主張が時機に遅れた攻撃防御に当たらないとされた事例」(東京地裁平成15年12月12日判決・判例時報1850号51頁) 竹本守邦

※右山昌一郎会員の「平成16年度税制改正に係る大綱の検討事項と問題点」  
の研究報告の予定であったが右山会員の急病のため、安屋会員・竹本会員には急遽無理にお願いをして対応していただいた。

第377回中部地区研究会 税法学553号 2005年(平成17年)1月8日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究 ①銀行が法人税の珪砂安生の貸出金の金額が回収不能となつたとして行った当該金額の損金への参入を否認してなされた課税処分が違法と認められた事例  
②解除条件付き債権の放棄による損失が法人税の損金として計上することが許されるのは、当該条件の不成就が確定した時の属する会計年度である」  
(東京高裁平成14年3月14日判決・判例時報1783号52頁) 加藤歌子  
2. 研究報告 「親族が事業から受ける対価」(税務事例研究77号25頁(2004)  
参照) (関西地区) 田中治

第378回中部地区研究会 税法学553号 2005年(平成17年)2月12日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究 ①原更正処分がされた後に増額更正処分がされた場合、原更正処分は増額再更正処分に吸収されて独立の処分としての存在を失うとして、原再更正の取消しを求める訴えが不適法であるとされた事例  
②国税通則法115条1項3号後段にいう『その他その決定または裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき』に該当するとされた事例  
③原更正処分の取消しを求める訴えの後に提起された増額更正処分の取消しを求める訴えが、原更正処分の取消しを求める訴えのときにされたものと同視することができる特段の事情があるとされた事例  
④銀行がした外国法人税の控除(法人税69条)を否認した更正が違法とされた事例」(大阪地裁・平成13年5月18日判決・判例時報1793号37頁)  
田口美和子  
2. 研究報告「税務判例・税務手続に関する最近の動向と対策」「『信義則』一法人に関する無利息貸付を容認・解説をした税務当局者の著した解説書に従つて計算し申告納税をした納税者の主張が否認されたパチンコ平和事件」・最高裁第3小法廷平成16年7月20日判決、他) (関東地区) 林 仲宣

第379回中部地区研究会 税法学554号 2005年(平成17年)4月9日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. ドイツ税法「ドイツ評価法の翻訳と解説」  
参考文献:波多野弘訳「ドイツ評価法(BewG)」(光輝印刷出版・平成17年)  
波多野弘  
2. 判例研究「相続財産たる株式が公益法人に贈与されたが、贈与の日から2

年を経過した日までに配当がなく、他に使用収益処分されていない場合には、租税特別措置法 70 条 2 項に規定する『当該贈与により取得した財産を同日においてなおその公益を目的とする事業に供していない場合』に該当するとされた事例」(大阪高裁平成 13 年 11 月 1 日判決・判例時報 1794 号 39 頁) 出口紀幸

3. 研究報告「ゴルフ会員権の名義書換料に係る勝訴判決」(最高裁第三小法廷平成 17 年 2 月 1 日判決・判例時報 1893 号 17 頁) の検討 (関東地区)  
右山昌一郎

第 380 回中部地区研究会 税法学 554 号 2005 年(平成 17 年)5 月 14 日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. ドイツ税法「ドイツ評価法の翻訳と解説」

参考文献: 波多野弘訳「ドイツ評価法 (BewG)」(光輝印刷出版・2005 年)

波多野弘

2. 判例研究「配当期日後に自己の根抵当権付私債権に優先する公課債権を第三者納付した場合この納付の事実を配当意義訴訟において主張することができるとされた事例」(東京地裁平成 13 年 12 月 20 日判決・判例時報 1794 号 65 頁) 野口浩司

3. 研究論文「租税債権の発生と消滅—給与にかかる源泉所得税を通して—」  
源泉徴収による租税債権債務は、何時の時点で消滅するのか。法人税で認定賞与の課税処分を受け、訴訟で認定賞与が取り消された場合、源泉税の告知処分が自動的に取り消されることがない点について事例を通して研究発表した。(税法学 554 号 184 頁参照) 加藤義幸

第 381 回中部地区研究会 税法学 554 号 2005 年(平成 17 年)7 月 9 日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 杉村圭照

- 報告 1. ドイツ税法「ドイツ評価法および相続税法の翻訳と解説」

参考文献: 波多野弘訳「ドイツ評価法 (BewG)」(光輝印刷出版・2005 年)

波多野弘

2. 判例研究「外国親会社から付与されたストック・オプションの行使に係る経済的利益が一時所得に当たるとされた事例」(東京地裁平成 15 年 8 月 26 日判決・判例時報 1824 号 52 頁) 萩原芳宏

3. 研究報告「税制における担税力の意義」(「税制における担税力の意義」(税研税研 119 号 33 頁 (2005) 参照)。(関西地区) 谷口勢津夫

第382回中部地区研究会 税法学554号 2005年(平成17年)9月10日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. ドイツ税法「ドイツ評価法および相続税法の翻訳と解説」  
参考文献: 波多野弘訳「ドイツ評価法(BewG)」(光輝印刷出版・2005年)  
波多野弘
2. 判例研究 ①地方税法700条の3第3項所定の「炭化水素油」に含まれるべき「炭化水素とその他の物との混合物」には、炭化水素化合物を主成分としない混合物も含まれる  
②地方税法700条の3第3項ないし第5項所定の「自動車の内燃機関の燃料」にいう「自動車」とは、道路運送車両法2条2項所定の自動車をいう  
③ガイアックスという名称の、炭化水素化合物とアルコール系化合物の混合物であって、炭化水素化合物を主成分としない自動車用燃料が、軽油引取税の課税対象になるとしてなされた軽油引取税の課税処分が適法とされた事例」(東京地裁平成15年1月22日判決・判例時報1824号17頁)  
林眞義
2. 研究報告「税務調査によって収得された証拠を反則調査に利用することの可否—最高裁第二小法廷平成16年1月20日判決(判例時報1849号133頁)を参考にして」 小林敬和

第383回中部地区研究会 税法学555号 2005年(平成17年)10月8日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. ドイツ税法「ドイツ評価法および相続税法の翻訳と解説」  
参考文献: 波多野弘訳「ドイツ評価法(BewG)」(光輝印刷出版・2005年)  
波多野弘
2. 判例研究「税理士が依頼者に賠償すべき損害が消費税法に定める税制選択に必要な届書の提出を怠ったという過誤により生じたものである場合における税理士職業賠償責任保険約款の免責事項の適用の有無」(最高裁第二小法廷平成15年7月18日判決・判例時報1838号145頁) 松井宏
3. 研究報告「青色申告承認取消事由である『仮装』の意義—東京地裁平成16年2月26日判決・判例タイムズ1172号164頁)を参考にして」 加藤恒彦

第384回中部地区研究会 税法学555号 2005年(平成17年)11月12日

加賀市山代温泉ゆのくに天祥 司会 林眞義

- 報告 1. 研究報告「所得税法56条の解釈—弁護士夫妻事件(最高裁第三小法廷平

成 16 年 11 月 2 日判決・判例タイムズ 1173 号 183 頁)について」  
(中・四国地区) 佐々木潤子

第 385 回中部地区研究会 税法学 555 号 2005 年(平成 17 年)12 月 10 日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. ドイツ税法「ドイツ法人税の翻訳と解説」 波多野弘  
2. 判例研究 ①家屋の固定資産評価と建築費の関係

②固定資産評価基準の定める評価の方法によっては、家屋の適正な時価を適切に算定できない特別の事情がある場合」(東京高裁平成 16 年 1 月 22 日判決・判例時報 1851 号 113 頁) 真野郁久

研究報告 第三者間取引に対するみなし贈与税の問題点 関東地区 右山昌一郎

第 386 回中部地区研究会 税法学 555 号 2006 年(平成 18 年)1 月 14 日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. ドイツ税法「ドイツ法人税の翻訳と解説」 波多野弘  
2. 判例研究「法人税法(平成 13 年法律第 129 号による改正前のもの) 153 条ないし 155 条に規定する質問又は検査の権限の行使により取得収集される証拠資料が後に犯則事件の証拠として利用されることが想定場合と同法 156 条」 森田辰彦  
3. 研究報告「給与所得概念における従属的労務性」(税務事例研究 83 号 28 頁(2005) 参照) (関西地区) 田中治

第 387 回中部地区研究会 税法学 555 号 2006 年(平成 18 年)2 月 10 日

愛知県中小企業センター 小会議室 司会 林眞義

- 報告 1. ドイツ税法「ドイツ法人税の翻訳と解説」 波多野弘  
2. 判例研究「限定承認がされたことにより被相続人にみなし譲渡が発生場合と被相続人の所得税の法定納付期限」(東京高裁平成 15 年 3 月 10 日判決・判例時報 1861 号 31 頁) 山本薰  
3. 研究報告「租税回避行為と事実認定—航空機リース事件を題材として」(関東地区) 山下学

第 388 回中部地区研究会 税法学 556 号 2006 年(平成 18 年)4 月 8 日

今池ガスビル 会議室 司会 林眞義

- 報告 1. ドイツ税法「ドイツ営業税の翻訳と解説」 波多野弘  
2. 判例研究「所得税の不申告事案において、将来の税務調査を予期し、これ

により自己の所得を捕捉されることを免れるため、虚偽の住民登録をするなどして自己の所在を偽る工作をする行為は、所得税法 238 条 1 項の実行行為である『偽りその他不正の行為』に該当するとされた事例」

安屋謙一

3. 研究報告「法人税法 68 条の控除所得税額の計算誤りと更正請求 (熊本地裁平成 18 年 1 月 26 日判決・判例タイムズ 1274 号 153 頁) を素材として」 (九州地区) 山崎広道

第 389 回中部地区研究会 税法学 556 号 2006 年(平成 18 年)5 月 13 日

金山南ビル 名古屋都市センターハイツ会議室 司会 林眞義

- 報告 1. ドイツ税法「ドイツ租税手続法の翻訳と解説」 波多野弘  
2. 研究報告「消費税法における帳簿等の保存と提示—最高裁判例を中心に」 (税法学 555 号 271 頁 参照) 松井宏  
3. 研究報告「租税と租税法律主義—旭川市国民健康保険料訴訟最高裁第三小法廷判決の意義」 (関東地区) 林仲宣

第 390 回中部地区研究会 税法学 556 号 2006 年(平成 18 年)7 月 8 日

名古屋国際センター 第 2 研修室 司会 林眞義

- 報告 1. ドイツ税法「ドイツ租税手続法の翻訳と解説」 波多野弘  
2. 判例研究 ①法人税の所得計算において、株式を低額で譲り受けたことにより時価との差額に相当する受贈益が発生したものと認められた事例  
②法人税の所得計算において、株式を低額で譲り受けたことによる受贈益発生の有無を判断するに当たり、当該株式の評価時点が当該株式の引渡しの時点とされた事例  
③法人税の所得計算において、株式を低額で譲り受けたことによる受贈益の発生の有無を判断するに当たり、取引相場のない株式を評価する方法として、企業継続を前提とする交換価値を基準とした時価純資産価格方式によることであるとされた事例 (東京地裁平成 15 年 7 月 17 日判決・判例時報 1871 号 25 頁)  
波多野弘 (飯田嘉勝の代理 )  
3. 研究報告「法人税法における評価損益の取扱いと四層の包括的所得概念」(阪大法学 64 卷 2 号 327 頁 (2014) 参照) (関西地区) 谷口勢津夫

第 391 回中部地区研究会 税法学 556 号 2006 年(平成 18 年)9 月 9 日

金山南ビル 名古屋都市センターハイツ会議室 司会 林眞義

- 報告 1. ドイツ税法「ドイツ租税手続法の翻訳と解説」 波多野弘

2. 判例研究「米国に製品を輸出していた内国法人と米国において同種製品の製造技術につき特許権を有する外国法人との間で締結されていた和解契約に基づき内国法人から外国法人にロイヤリティとして支払われた会員が所得税法（平成 14 年法律第 15 号による改正前のもの）161 条 7 号所定の国内源泉所得に当たる使用料でないとされた事例」（最高裁第一小法廷平成 16 年 6 月 24 日判決・判例時報 1872 号 46 頁）吉田典保
3. 研究報告「扶養に係る人的控除と社会保険料負担—2005 年 1 月 11 日ドイツ連邦憲法裁判所判決の検討」（島大法学 49 卷 4 号 139 頁参照）（中四国地区）奥谷健

第 392 回中部地区研究会 税法学 557 号 2006 年(平成 18 年)10 月 14 日

下田市 外ヶ岡交流館（道の駅「開国下田みなと」）司会 林真義

報告 1. 研究報告「事例に学ぶ最近税務問題」（「歯科技工業は製造業かサービス業か」・名古屋高裁平成 18 年 2 月 9 日判決・訟務月報 53 卷 9 号 2645 頁、他）（関東地区）林仲宣

第 393 回中部地区研究会 税法学 557 号 2006 年(平成 18 年)11 月 11 日

名古屋市中区 マナハウス 7 階 F 会議室 司会 林真義

報告 1. ドイツ税法「ドイツ租税基本法」  
(参考文献 波多野弘翻訳『ドイツ租税基本法(AO1977)2005 年 改正版』(名古屋税法研究会) 波多野弘  
2. 判例研究「第二次納税者の主たる課税処分に対する不服申立適格」(東京高裁平成 16 年 6 月 15 日判決・判例時報 1903 号 18 頁) 伊藤雄太  
3. 研究報告「税理士の刑事責任—最高裁第 1 小法廷平成 18 年 4 月 20 日判決(税理士作成の虚偽申告書)と関連して」 小林敬和

第 394 回中部地区研究会 税法学 557 号 2006 年(平成 18 年)12 月 9 日

今池ガスビル 会議室 司会 林真義

報告 1. ドイツ税法「ドイツ租税基本法」  
(参考文献 波多野弘翻訳『ドイツ租税基本法(AO1977)2005 年 改正版』(名古屋税法研究会) 波多野弘  
2. 研究報告「税務署側からみた税」 糟谷修  
3. 研究報告「ゴルフ会員権の裁判に係る措置と問題点」  
(関東地区)右山昌一郎

第395回中部地区研究会 税法学557号 2007年(平成19年)1月13日

今池ガスビル 会議室 司会 杉村圭照

- 報告 1. 判例研究「事業者が帳簿又は請求書等を税務職員による検査に当たり適時に提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかった場合の消費税法(平成6年法律第109号による改正前のもの)30条7項にいう『事業者が当該課税問題の課税仕入等の税額の控除に係る帳簿又は請求書等を保存しない場合』該当性」(最高裁第一小法廷平成16年12月16日判決・判例時報1884号30頁、判例タイムズ1175号135頁) 井川源太郎  
2. 研究報告「仕入税額控除における帳簿等保存義務に関する問題点」(税法学556号77頁参照) 萩原芳宏  
3. 研究報告「同族会社の行為計算否認規定(所得税法157条)の射程」(税務事例研究84号21頁(2005)参照) (関西地区) 田中治

第396回中部地区研究会 税法学557号 2007年(平成19年)2月10日

中日ビル 中日コンサルティングプラザ会議室 司会 林真義

- 報告 1. 判例研究「事業者が帳簿及び請求書等を税務署員による検査に当たって適時に提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかった場合の消費税法30条7項にいう『事業者が当該課税問題の課税仕入等の税額の控除に係る帳簿又は請求書等を保存しない場合』該当性」(最高裁第二小法廷平成16年12月20日判決・判例時報1889号42頁、判例タイムズ1176号130頁) 伊藤透  
2. 研究報告「所得区分の見直しについて」(税法学556号125頁参照)  
林 隆一  
3. 研究報告「非営利法人制度の創設と公益法人制度の改革について」  
(中四国地区)石島弘

第397回中部地区研究会 税法学558号 2007年(平成19年)4月14日

中日ビル 中日コンサルティングプラザ 会議室 司会 林真義

- 報告 1. 判例研究「源泉徴収による所得税につき自動的に確定していた税額に含まれる金額でされた告知が適法とされた事例」(最高裁第三小法廷平成16年9月7日判決・判例時報1874号52頁参照) 加藤恒彦  
2. 研究報告「判例に見る推計課税の諸問題」(税法学555号285頁参照)  
山本薰  
3. 研究報告「法人税の外国税額控除の計算誤りについて、更正の請求が認められなかった事例」(福岡高裁平成18年10月24日判決・判例タイムズ

1274 号 148 頁) (九州地区) 山崎弘道

第 398 回中部地区研究会 税法学 558 号 2007 年(平成 19 年)5 月 12 日

中日ビル 中日コンサルティングプラザ会議室 司会 林眞義

報告 1. 判例研究「同族会社の出資者が同族会社に対し無利子貸付けに所得税法(平成 13 年法律第 6 号による改正前のもの) 157 条の規定を適用されて所得税の総額更正を受けた場合において利息相当分を更正前の税額の基礎としなかったことにつき国税通則法 65 条 4 項にいう相当な理由があるとは認められないとされた事例」(最高裁第三小法廷平成 16 年 7 月 20 日・判例タイムズ 1274 号 148 頁) 加藤義幸

2. 研究報告「債権譲渡担保と国税徴収法第 24 条 3 項の第二次納税義務」  
(税法学 557 号 3 頁参照) 伊藤雄太

第 399 回中部地区研究会 税法学 558 号 2007 年 7 月 平成 19 年 7 月 14 日

中日ビル 中日コンサルティングプラザ会議室 司会 林眞義

報告 1. 判例研究 ①過大に登録免許税を納税して登記を受けた者が登録免許法(平成 14 年法律第 152 号による改正前のもの) 31 条 2 項所定の請求手続きによらないで過誤納の還付を請求することの可否  
②登録等を受けた者が登録免許法税法(平成 14 年法律第 152 号による改正前のもの) 31 条 2 項に基づいた請求に対する登記機関の拒否通知と抗告訴訟の対象」(最高裁第一小法廷平成 17 年 4 月 14 日判決・判例時報 1897 号 5 頁) 加藤歌子

2. 研究報告「法人税法上の外国税控除制度の濫用」(ジュリスト 1516 号 14 頁(2007) 参照) (関西地区) 谷口勢津夫

第 400 回中部地区研究会(記念研究会) 税法学 559 号 2007 年(平成 19 年)9 月 8 日

島根大学 司会 林眞義

報告 1. 研究報告「課税の限界」(『課税の負担と上限ードイツ連邦憲法裁判所 2006 年 1 月 18 日決定を手がかりとして』税法学 558 号 23 頁参照)  
(中四国地区) 奥谷健

第 401 回中部地区研究会 税法学 559 号 2007 年(平成 19 年)10 月 13 日

中日コンサルティングプラザ会議室(中日ビル 6 階) 司会 林 真義

報告 1. 判例研究 「在日アメリカ合衆国大使館に勤務する職員が、所得税の申告に際し、実際に支給を受けていた給与の 37.6 パーセントないし 44.9 パーセ

ント相当額を収入金額から除外していたことにつき、それが同大使館職員の慣行に従つたものであり、その慣行の成立した経緯等に照らし、国税通法 70 条 5 項所定の「偽りその他不正の行為」に該当せず、同法 65 条 4 項所定の「正当な理由」があるとされた事例」(東京地裁平成 16 年 4 月 19 日判決・税務訴訟資料第 254-125 (順号 9632) ) 杉村圭照

2. 研究報告「非身分者に所得税ほ脱の共同正犯は成立するか」 小林敬和
3. 研究報告「韓国における権利確定主義」 (関西地区) 高正臣

第 402 回中部地区研究会 税法学 559 号 2007 年(平成 19 年)11 月 10 日

中日コンサルティングプラザ会議室(中日ビル 6 階) 司会 林 真義

- 報告 1. 判例研究「米国法人の子会社である日本法人の代表取締役が親会社である米国法人から付与されたいわゆるストックオプションを行使して得た利益が所得税法 28 条 1 項所定の給与所得に当たるとされた事例」(最高裁第三小平成 17 年 1 月 25 日判決・判例時報 1886 号 18 頁) 竹本守邦
2. 研究報告「滞納処分における税価について」 (関西地区) 小川正雄

第 403 回中部地区研究会 税法学 559 号 2007 年(平成 19 年)12 月 8 日

中日コンサルティングプラザ会議室(中日ビル 6 階) 司会 林 真義

- 報告 1. 判例研究「PHS 回線と NTT の電話を相互接続するエントランス回線に関するものとして原告が NTT パーソナルから所得した譲渡財産及び右接続のためにエントランス回線 1 回線につき支払われる設置負担金が法人税法施行令 133 条に規定する少額減価却資産に該当するとされた事例」(東京地裁平成 17 年 5 月 13 日判決・判例時報 1902 号 33 頁) 出口紀幸
2. 研究報告「種類株式と事業継承問題」(参考法令集「会社法」) (関東地区) 右山昌一郎

第 404 回中部地区研究会 税法学 559 号 2008 年(平成 20 年)1 月 12 日

中日コンサルティングプラザ会議室(中日ビル 6 階) 司会 林真義

- 報告 1. 判例研究「課税処分の違法を理由とする国家賠償請求訴訟の提起及び追行に係る弁護士費用が当該処分と相当因果関係のある損害とされた事例」(最高裁第二小法廷平成 16 年 12 月 17 日判決・判例時報 1892 号 14 頁) 野口浩司
2. 研究報告「公益法人制度の改革と税制」(税務弘報 2008 年 12 月号(VOL.56 / NO.132) 2 頁参照) (関西地区) 田中治

第 405 回中部地区研究会 税法学 559 号 2008 年(平成 20 年)2 月 9 日

中日コンサルティングプラザ会議室(中日ビル 6 階) 司会 林 真義

- 報告 1. 判例研究「事業者が消費税の課税期間に係る基準期間中の課税資産の譲渡等につき消費税を納める義務を免除された場合における当該基準期間中の消費税法(平成 15 年法律第 8 号による改正前のもの)9 条 1 項所定の課税売上高の算定」(最高裁第三小法廷平成 17 年 2 月 1 日判決・判例時報 1891 号 15 頁) 松井宏  
2. 判例研究「特定外国子会社の欠損を内国法人の損金に算入することの可否」  
高松高裁平成 16 年(行コ) 第 7 号法人税、消費税及び地方消費税更正処分取消等請求訴訟事件(控訴人今治税務署長)(原判決取消、却下・棄却)  
平成 16 年 12 月 7 日第 4 部判決(判例タイムズ 1213 号 129 頁)(税法学 558 号 197 頁参照) 吉田典保

第 406 回中部地区研究会 税法学 560 号 2008 年(平成 20 年)4 月 12 日

中日コンサルティングプラザ会議室(中日ビル 6 階) 司会 林 真義

- 報告 1. 判例研究「法人でない社団の要件を具備すると認定された法人税等の更正が当然無効であるとはいえないとした事例」(最高裁第三小法廷平成 16 年 7 月 13 日判決・判例時報 1874 号 58 頁) 萩原芳宏  
2. 研究報告「更正の請求制度とその運用の問題点」(熊本法学 113 卷 37 頁(2008) 参照) (九州地区) 山崎 広道

第 407 回中部地区研究会 税法学 560 号 2008 年(平成 20 年)5 月 10 日

今池ガスビル 7 階 会議室 司会 林 真義

- 報告 1. 研究報告「同族会社に関する近時の法改正一役員給与規制を中心として」  
鈴木尚之  
2. 研究報告「裁決の拘束力と訴訟における主張の制限—不服申立前置主義の意義を考える」(関西地区) 浦東久男

第 408 回中部地区研究会 税法学 560 号 2008 年(平成 20 年)7 月 12 日

中日コンサルティングプラザ会議室(中日ビル 6 階) 司会 林 真義

- 報告 1. 判例研究「相続税の財産である土地の相続税法 22 条にいう「時価」の評価に際し、収益還元方式による収益価格が考慮されなかったことは違法であるとして、相続税法更正処分及び過少申告加算賦課決定処分の一部が取り消された事例」(東京地裁平成 15 年 2 月 26 日判決・判例時報 1888 号 71 頁) 真野郁久

2. 研究報告「消費税率の引き上げと生存権保障～ドイツ憲法裁判所を素材として～」(参考 税法研究 719 号 16 頁) (関東地区) 西山由美

- 第 409 回中部地区研究会 税法学 560 号 2008 年(平成 20 年)9 月 13 日  
中日コンサルティングプラザ会議室(中日ビル 6 階) 司会 杉村圭照
- 報告 1. 判例研究 ①地方税法 73 条の 21 第 2 項に規定する不動産について決定された不動産所得税の課税標準となるべき価格がその適正な時価を上回る場合における不動産取得税の賦課決定の適否  
②地方税法 73 条の 21 第 2 項により決定されるべき『不動産取得税の課税基準となるべき価格』の意義(最高裁第二小法廷平成 16 年 10 月 29 日判決・判例時報 1887 号 64 頁) 山本薰
2. 研究報告「相続税の課税根拠」(『相続税の課税根拠と課税方式』税法学 561 号 255 頁)(中四国地区) 奥谷健

- 第 410 回中部地区研究会 税法学 561 号 2008 年(平成 20 年)10 月 11 日  
中日コンサルティングプラザ会議室(中日ビル 6 階) 司会 杉村圭照
- 報告 1. 判例研究 ①国税の納税者から申告の委任を受けた者が偽りその他不正の行為を行い納税者が税額の全部又は一部を免れた場合における国税通則法 70 条 5 項の適用の有無  
②税理士に取得税の申告を委任した納税者が脱税を意図しその意図に基づいて行動したとは認められないとした認定に経験則違反の違法があるとされた事例(最高裁第二小法廷平成 17 年 1 月 17 日判決・判例時報 1877 号 36 頁) 森田辰彦
2. 研究報告「ペット葬祭事業に使用する建物とその敷地に対する固定資産税」伊川正樹

- 第 411 回中部地区研究会《九州・沖縄地区との合同研究会》  
税法学 561 号 2008 年(平成 20 年)11 月 8 日  
千歳樓(岐阜県養老郡養老町養老公園) 司会 林 真義
- 報告 1. 研究報告「国税通則法改正案について」 加藤義幸  
2. 研究報告「税務調査における検査拒否罪の新たな展開」小林敬和

- 第 412 回中部地区研究会 税法学 561 号 2008 年(平成 20 年)12 月 13 日  
名古屋税理士会岐阜北税理士会館) 司会 林 真義
- 報告 1. 判例研究「固定資産税課税台帳の登録された土地の価格についての固定資

産評価審査委員会の決定の取消訴訟において同委員会の認定した価格が裁判所の認定した適正な時価等を上回っていることを理由として同決定を取り消す場合における取消の範囲」(最高裁第二小平成 17 年 7 月 11 日判決・判例時報 1906 号 48 頁) 吉田典保

2. 研究報告「余剰金の配当と法人税の取扱」(関東地区) 右山昌一郎

第 413 回中部地区研究会 税法学 561 号 2009 年(平成 21 年)1 月 10 日

中日コンサルティングプラザ会議室(中日ビル 6 階) 司会 林 真義

報告 1. 判例研究「税理士職業賠償責任保険契約を締結していた税理士が、相続の申告に際し相続税の納税猶予に必要な書類の添付を失念し、依頼者に損害を賠償したことにつき、保険会社に対する保険金の請求が容認された事例」大阪地裁平成 17 年 1 月 20 日判決・判例時報 1905 号 139 頁) 伊藤雄太

2. 研究報告「所得控除と税額控除」—その仕組みをめぐる問題点(同志社法学 62(5)(通号 345)(2011)1415 頁 参照) (関西地区) 田中治

第 414 回中部地区研究会 税法学 561 号 2009 年(平成 21 年)2 月 14 日

アイデングループ本部研修室(新城市平井字東原) 司会 林 真義

報告 1. 判例研究「昭和 62 年の非上場株式の取引に係る個人の所得金額の計算に当たり同株式を一株当たりの純資産価格を基に評価する場合に資産の時価と帳簿価格との評価差額に対する法人税額等相当額を控除して純資産を計算すべきであるとされた事例」(最高裁第三小法廷平成 17 年 11 月 8 日判決・判例時報 1916 号 24 頁) 井川源太郎

2. 研究報告「『ものとする』『ものとして……計算する』という表現が法令において使用されることがあるが、法人税法 64 条の 2(リース取引に係る所得金額の計算)の規定を素材としてどのような意味で解釈すべきか」(関西地区)

浦東久男

第 415 回中部地区研究会 税法学 562 号 2009 年(平成 21 年)4 月 11 日

中日コンサルティングプラザ会議室(中日ビル 6 階) 司会 林 真義

報告 1. 判例研究「脱税の証拠湮滅工作資金と称して金員を騙取したものに対する損害賠償請求が許されないとされた事例」(東京地裁平成 17 年 10 月 4 日判決・判例時報 1919 号 112 頁) 伊藤透

2. 研究報告「中国の増增值税について」 林真義

第 416 回中部地区研究会 税法学 562 号 2009 年(平成 21 年)5 月 9 日

中日コンサルティングプラザ会議室(中日ビル 6 階) 司会 林 真義

報告 1. 研究報告 「譲渡所得課税について～増加益清算税を中心に考える～」

伊川正樹

2. 研究報告 「税法における取引の全体的、一体的観察法の意義と問題」(税法学 561 号 159 頁参照) (関西地区) 谷口勢津夫

第 417 回中部地区研究会 税法学 562 号 2009 年(平成 21 年)7 月 12 日

中日コンサルティングプラザ会議室(中日ビル 6 階第 3 会議室) 司会 林 真義

報告 1. 判例研究 ①親会社が子会社に新株の有利発行をさせて親会社の保有する子会社株式に表章された資産価値を上記発行を受けた関連会社に移転させたことが親会社の益金の額の計算において法人税法 22 条 2 項にいう取引に当たるとされた事例—オウブンシャ追徴税更正処分等取消訴訟事件上告審判決(最高裁第三小法廷平成 18 年 1 月 24 日判決・判例時報 1923 号 20 頁)

②親会社が子会社に対して無償で移転した資産(株式)価値の評価について時価純資産方式で評価するのが相当であるとされた事件—オウブンシャ追徴税更正処分等取消請求事件差戻後控訴審判決(東京高裁平成 19 年 1 月 30 日判決・判例時報 1974 号 13 頁) 加藤恒彦

2. 研究報告「人的控除の意義と範囲」(税研 146 号 86 頁参照)

(関西地区) 谷口勢津夫

第 418 回中部地区研究会 税法学 562 号 2009 年(平成 21 年)9 月 12 日

中日コンサルティングプラザ会議室(中日ビル 6 階) 司会 林 真義

報告 1. 判例研究「映画に投資を行う名目で結成された民法上の組合が購入したとされる映画が同組合の組合員である法人の法人税の計算において法人税法(平成 13 年法律第 6 号による改正前のもの)31 条 1 項所定の減価償却資産に当たらないとされた事例」(最高裁第三小法廷平成 18 年 1 月 24 日判決・判例時報 1929 号 19 頁) 加藤歌子

2. 研究報告「租税法規の遡及適用について」(関東地区) 西山由美

第 419 回中部地区研究会 税法学 563 号 2009 年(平成 21 年)10 月 10 日

名古屋学院大学栄サテライト(中日ビル 7 階) 司会 林 真義

報告 1. 判例研究 ①輸入豚肉に関するいわゆる差額税をほ脱した食肉輸入会社に対し求刑の 10 倍の罰金刑が科されたほか、同会社の代表者らに対し懲役刑の実刑が科せられた事例

②いわゆる差額関税を免れた輸入豚肉であることを知りながら、これを有償で取得した食肉加工会社に対し求刑の3倍の罰金刑が科せられた事例」(①東京地裁平成17年12月28日判決・判例時報1932号173頁、②東京地裁平成17年12月22日判決・判例時報1932号173頁

加藤義幸

2. 研究報告 「更正請求に関する裁判例の変容」 (九州地区) 山崎広道

第420回中部地区研究会 税法学563号 2009年(平成21年)11月14日

沖縄サザンビーチホテル会議室(沖縄県糸満市西崎町) 司会 林 真義

報告 1. 研究報告 「税務職員の守秘義務について」 小林敬和

第421回中部地区研究会 税法学563号 2009年(平成21年)12月12日

名古屋学院大学 栄サテライト(中日ビル7階) 司会 林 真義

報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本的研究」 加藤義幸

※編者注: 波多野先生が昭和40年代に授業用テキストとして作成された「租税法概論講義案」を加筆修正して刊行しようという提案が名古屋税法学研究会のメンバーを中心いて中部地区会員からあって、波多野先生のお許しをいただきて地区研究会で波多野先生にもご参加していただき内容を検討することになり、今回が最初の検討会でしたが、先生のご生存中には完成できず、最終的に完成して清文社から発刊できたのは平成27年でした。

2. 判例研究 ①納税申告手続を委任された税理士が隠ぺい仮装行為をした場合と納税者本人に対する重加算税の賦課

②納税申告手続を委任された税理士が納税者に無断で隠ぺい仮装行為に基づく過少申告をした場合に納税者本人につき国税通則68条1項所定の重加算税賦課の要件を満たすものと都とすることはできないとされた事例

③国税通則法65条4項にいう「正当な理由があると認められる」場合

④納税申告手続を委任された税理士が虚偽の記載をした確定申告書を提出するなどして過少申告をした場合に納税者本人に対する過少申告加算税の賦課に関し国税通則法65条4項にいう「正当な理由」があると認めるることはできないとされた事例」(最高裁平成18年4月20日判決・判例時報1939号12頁) 杉村圭照

3. 研究報告 「みなし配当課税について」 (関東地区) 右山昌一郎

第422回中部地区研究会 税法学563号 2010年(平成22年)1月9日

名古屋学院大学 栄サテライト(中日ビル7階) 司会 林 真義

- 報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本の研究」  
加藤義幸
2. 研究報告 「申告納税制度と租税法の予測可能性について」 林眞義
3. 研究報告 「過年度分の遡及的支給と年度帰属」（税務事例研究 113号  
24 頁参照）（関西地区）田中治

第 423 回中部地区研究会 税法学 563 号 2010 年(平成 22 年)2 月 13 日

名古屋学院大学 栄サテライト(中日ビル 7 階) 司会 林 真義

- 報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本の研究」  
加藤義幸
2. 判例研究「地方税法 700 条の 3 第 3 項にいう『炭化水素とその他の物との  
混合物』の意義」（最高裁第二小法廷平成 18 年 6 月 19 日判決・判例時報  
1940 号 120 頁） 竹本守邦
3. 研究報告 「離婚の際の財産分与」（関東地区） 大塚正民

第 424 回中部地区研究会 税法学 564 号 2010 年(平成 22 年)4 月 10 日

今池ガスビル 7 階 A 会議室 司会 林 真義

- 報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本の研究」  
加藤義幸
2. 判例研究 国税の滞納処分として行われた滞納会社財産の差押えについて、  
営業譲渡が同一企業グループ内の租税の徴収を免れる意図の下で行われた  
等とし、同差押えが違法であるとする国家賠償請求が棄却された事例（東  
京地方裁判所平成 18 年 6 月 26 日判決・判例時報 1960 号 16 頁）  
野口浩司
3. 研究報告「最近の判例研究から」（税理士事務所従業員の誤回答と損害賠償・  
最高裁平成 21 年 11 月 24 日上告不受理、他）（関東地区） 林仲宣

第 425 回中部地区研究会 税法学 564 号 2010 年(平成 22 年)5 月 8 日

今池ガスビル 7 階 A 会議室 司会 波多野弘

- 報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本の研究」  
加藤義幸
2. 研究報告 「破産管財人の源泉徴収義務」（税法学 563 号 35 頁参照）  
伊藤雄太
3. 研究報告 「『申告納税制度と租税法の予測可能性』について」 林眞義

第 426 回中部地区研究会 税法学 564 号 2010 年(平成 22 年)7 月 10 日

名古屋学院大学 栄サテライト(中日ビル 7 階) 司会 波多野弘

- 報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本的研究」  
竹本守邦・吉田典保  
2. 研究報告「日本国憲法の制定過程における租税法律主義に関する条項について」(関西地区) 浦東久男  
3. 研究報告「所得の人的帰属と年度帰属」(関西地区) 谷口勢津夫

第 427 回中部地区研究会 税法学 564 号 2010 年(平成 22 年)9 月 11 日

今池ガスビル 7 階 A 会議室 司会 林 真義

- 報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本的研究」  
竹本守邦・吉田典保  
2. 研究報告「税法と私法—他の公的分野との比較を通じて」高橋祐介  
3. 研究報告「年金方式による保険金にかかる裁判例と保険数理」  
(関東地区) 木村弘之亮

第 428 回中部地区研究会 税法学 565 号 2010 年(平成 22 年)10 月 9 日

ダイテック貸会議室 6 C (旧山一証券ビル) 司会 林 真義

- 報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本的研究」  
竹本守邦・吉田典保  
2. 判例研究「公路に直接接していない無道路地であっても実際に利用している公路への通路が同一の所有者に帰属する場合は固定資産課税台帳に登録すべき価格を決定するに当たり固定資産評価基準所定の通路開設補正しないとする取扱いと地方税法 403 条 1 項」(最高裁第二小法廷平成 19 年 1 月 19 日判決・判例時報 1962 号 57 頁) 萩原芳宏  
3. 研究報告「重加算税の賦課要件について」(『重加算税の賦課要件に関する一考察(上)(下)』月刊税務事例 42 卷 8 号 31 頁、42 卷 9 号 40 頁参照)  
(中四国地区) 奥谷健

第 429 回中部地区研究会 税法学 565 号 2010 年(平成 22 年)11 月 13 日

ベイステージ下田(道の駅「開国下田港」) 4 階第 3 会議室 司会 林真義

- 報告 1. 研究報告「譲渡所得課税における「取得価額の引継ぎ制度」の日米比較」  
(関東地区) 大塚正民

第 430 回中部地区研究会 税法学 565 号 2010 年(平成 22 年)12 月 11 日

名古屋学院大学 栄サテライト(中日ビル 7 階) 司会 林 真義

報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本的研究」  
竹本守邦・吉田典保

2. 判例研究「国税の法定納期限以前に将来発生すべき債権を目的として譲渡  
担保契約が締結され第三者に対する対抗要件が具備されていた場合における  
国税徴収法 24 条 6 項の適用」(最高裁第一小法廷・平成 19 年 2 月 15 日  
判決・判例時報 1963 号 57 頁) 林隆一

3. 研究報告 「税理士の租税解釈における疑問点の解明に関する一考察」  
(関東地区) 右山昌一郎

第 431 回中部地区研究会 税法学 565 号 2011 年(平成 23 年)1 月 8 日

名古屋学院大学 栄サテライト(中日ビル 7 階) 司会 林 真義

報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本的研究」  
竹本守邦・吉田典保

2. 判例研究「違法な行為による所得の変動と税務の対応」(国税不服審判所  
平成 21 年 8 月 28 日裁決・裁決事例集第 78 集 152 頁) 松井宏

3. 研究報告 「源泉徴収をめぐる近時の紛争例」(税務事例研究 119 号 23 頁  
参照) (関西地区) 田中治

第 432 回中部地区研究会 税法学 565 号 2011 年(平成 23 年)2 月 12 日

今池ガスビル 7 階 A 会議室 司会 林 真義

報告 1. 判例研究「相続税の課税価格は、遺産分割時の財産価格ではなく相続開始  
時の財産の時価により算出すべきであるとされた事例」(東京高裁平成 18  
年 9 月 14 日判決・判例時報 1964 号 40 頁) 松井宏  
2. 研究報告「租税法律主義と罪刑法定主義の関係」 小林敬和

第 433 回中部地区研究会 税法学 566 号 2011 年(平成 23 年)4 月 9 日

今池ガスビル 7 階 A 会議室 司会 林 真義

報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本的研究」  
竹本守邦・吉田典保

2. 判例研究「納税者が平成 11 年分の所得税の確定申告において勤務先の日本  
法人の親会社である外国法人から付与されたストックオプションの権利  
行使益を一時所得として申告したことにつき国税通則法 65 条 4 項にいう『正  
当な理由』があるとされた事例」(最高裁第三小法廷平成 18 年 10 月 24 日

判決・判例時報 1952 号 76 頁) 後藤章仁

3. 研究報告「最近の最高裁判例と法の解釈」(九州地区) 山崎広道

第 434 回中部地区研究会 税法学 566 号 2011 年(平成 23 年)5 月 14 日

今池ガスビル 7 階 A 会議室

司会 林 真義

報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本的研究」

竹本守邦・吉田典保

2. 判例研究「厚生年金基金の解散に伴って支払いを受けた残余財産の分配金は、

退職所得に該当しないとされた事例」(東京高裁平成 18 年 9 月 14 日判決・

判例時報 1969 号 47 頁) 真野郁久

3. 研究報告「譲渡所得課税の特例制度の理論的根拠」伊川正樹

第 435 回中部地区研究会 税法学 566 号 2011 年(平成 23 年)7 月 9 日

今池ガスビル 7 階 A 会議室

司会 林 真義

報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本的研究」

竹本守邦・吉田典保

2. 研究報告「納税資金について」高橋祐介

3. 研究報告「租税回避論における武富士事件の意義と位置づけ」一事実認定

による 否認論に対する判例の態度(関西地区) 谷口勢津夫

第 436 回中部地区研究会 税法学 566 号 2011 年(平成 23 年)9 月 10 日

愛知県産業労働センター(リンク愛知) 小会議室 司会 杉村圭照

報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本的研究」

竹本守邦・吉田典保

2. 判例研究「土地について不動産取得税の納付後に同土地上に所定の建物を

取得することにより税額の減額規定の適用があることとなったときは、減額すべき額に相当する税額を還付する旨の規定に基づく還付請求に対し、税額の減額

決定の除斥期間の経過を理由に還付しないものとした課税事務所の処分が取り

消された事例」(東京高裁平成 18 年 10 月 31 日判決・判例時報 1978 号

3 頁) 森田辰彦

3. 研究報告「居住用財産譲渡の特例について」(『居住用財産の譲渡所得に

関する特例とその適用要件について』水野武夫先生古希記念論文集『行政と

国民の権利』・法律文化社(2011 年) 485 頁参照) (中四国地区) 奥谷健

第 437 回中部地区研究会 税法学 567 号 2011 年(平成 23 年)10 月 8 日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知)小会議室 司会 林 真義

- 報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本の研究」  
竹本守邦・吉田典保
2. 判例研究「日本法人と匿名組合契約書と題する契約書を取り交わしたオランダ法人から同契約上の地位を承継したオランダ法人が同契約に基づき当該日本法人から受領した金員が、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約 8 条 1 項に規定する「企業の利益」に該当することが否定され、同条約 23 条に規定する所得に該当することが肯定された事例」(東京高裁平成 19 年 6 月 28 日判決・判例タイムズ 1275 号 127 頁) 山本薰

第 438 回中部地区研究会 税法学 567 号 2011 年(平成 23 年)11 月 12 日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知)小会議室 司会 林 真義

- 報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本の研究」  
竹本守邦・吉田典保
2. 判例研究「いわゆるレボ取引における売買代金額と再売買代金額との差額が所得税法 61 条 6 号にいう『貸付金(これに準ずるものを含む。)』の『利子』には該当しないとして、当該差額に係る所得の源泉徴収義務があるとして行われた各納税通知処分及び不納付加算税賦課決定処分をいずれも取り消し、国に対し、納付した金員から既に還付済みの金員を除いた約 63 億円及び還付加算金の支払が命じられた事例」(東京高裁平成 22 年 5 月 27 日判決・判例時報 2115 号 35 頁) 吉田典保
3. 研究報告「発展途上国の税法の成り立ちと先進国の役割」(関東地区)  
山下学

第 439 回中部地区研究会 税法学 567 号 2011 年(平成 23 年)12 月 10 日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知)小会議室 司会 林 真義

- 報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本の研究」  
竹本守邦・吉田典保
2. 判例研究 ①建物譲渡による損失について損益通算を廃止した租税法規の遡及適用が違憲とされた事例(福岡地裁平成 20 年 1 月 29 日判決・判例時報 2003 号 43 頁)  
②建物譲渡による損失について損益通算を廃止した租税法規の遡及適用が憲法に違反しないとされた事例」(福岡高裁平成 20 年 10 月 21 日判決・判

例時報 2035号 20頁)(税法学 567号 241頁参照) 井川源太郎

3. 研究報告「清算所得に係る問題点」(関東地区) 右山昌一郎

第 440 回中部地区研究会 税法学 567 号 2012 年(平成 24 年)1月 14 日

愛知県産業労働センター(リンク愛知) 小会議室 司会 林 真義

- 報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本的研究」竹本守邦・吉田典保  
2. 判例研究 「多国籍企業グループが行った株式譲渡が仮装行為に当たるとされた事例」(東京地裁平成 20 年 2 月 6 日判決・判例時報 2006 号 65 頁)  
伊藤透  
3. 研究報告 「過誤納金の還付をめぐる問題」(税務事例研究 125 号 32 頁参照)  
(関西地区) 田中治

第 441 回中部地区研究会 税法学 567 号 2012 年(平成 24 年)2月 11 日

愛知県産業労働センター(リンク愛知) 小会議室 司会 林 真義

- 報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本的研究」  
竹本守邦・吉田典保  
2. 判例研究 「損害賠償金の法人税法上の計上時期」(東京高裁平成 21 年 2 月 18 日判決・訟務月報 56 卷 5 号 1644 頁) 伊川正樹  
3. 研究報告 「所得税法 204 条の源泉徴収義務者の範囲—最高裁平成 23 年 1 月 14 日判決(判例時報 2105 号 3 頁)を素材として」  
(九州地区) 山崎広道

第 442 回中部地区研究会 税法学 568 号 2012 年(平成 24 年)4 月 14 日

愛知県産業労働センター(リンク愛知) 小会議室 司会 林 真義

- 報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本的研究」  
竹本守邦・吉田典保  
2. 判例研究 ①親会社である外国法人からいわゆるストックアワード(当該外国法人の株式を無償で取得することができる権利)を付与された当該外国法人の子会社である日本法人の従業員に対し当該ストックアワードの「vest」時に当該株式の時価相当額の経済的利益を取得し当該経済的利益は給与所得に該当するとしてされた所得税更正処分が適法とされた事例  
②納税者が所得税の確定申告において勤務先の日本法人の親会社である外国法人から付与されたいわゆるストックアワード(当該外国法人の株式を無償で取得することができる権利)に係る株式の売却代金等を給与所得な

いし一時所得として申告したことにつき国税通則法 65 条 4 項にいう「正当な理由」がないとされた事例」(大阪地裁平成 20 年 2 月 15 日判決・判例時報 2017 号 33 頁) 伊藤雄太

3. 研究報告 「保証債務履行のための資産売却と所得税法 64 条 2 項適用の要件について—判例を素材として」  
宮岡孝之(関東地区 右山昌一郎会員代理)

第 443 回中部地区研究会 税法学 568 号 2012 年(平成 24 年)5 月 12 日

- 愛知県産業労働センター(リンク愛知)小会議室 司会 林 真義  
報告 1. 研究報告 「申告書の作成と専門職責任」(566 号 223 頁参照) 高橋祐介  
2. 判例研究 「神奈川県が条例により法人に対し法定外普通税として企業税を課税することは、法人事業税につき欠損金の繰越控除を定めた地方税法の規定の趣旨に反し違法であり、これを定める条例は違法・無効、課税処分も無効であるとして、納付済みの企業税等の還付請求が認められた事例(横浜地裁平成 20 年 3 月 19 日判決・判例時報 2020 号 29 頁) 加藤歌子  
3. 研究報告 「最近の判例について」(「有料老人ホームに入居した被相続人の生活の本拠」・東京地裁平成 23 年 8 月 26 日判決、他)  
(関東地区) 林仲宣

第 444 回中部地区研究会 税法学 568 号 2012 年(平成 24 年)7 月 14 日

- 愛知県産業労働センター(リンク愛知)小会議室 司会 林 真義  
報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本的研究」竹本守邦・吉田典保  
2. 判例研究 「宗教法人が死亡したペットの飼い主から依頼を受けて葬儀等を行う事業が法人税法 2 条 13 号所定の収益事業に当たるとされた事例」(最高裁第二小法廷平成 20 年 9 月 12 日判決・判例時報 2022 号 11 頁)  
加藤恒彦  
3. 研究報告「税法における所得の年度帰属—税法上の実現主義の意義と判断枠組み」(税法学 566 号 267 頁参照)(関西地区) 谷口勢津夫

第 445 回中部地区研究会 税法学 568 号 2012 年(平成 24 年)9 月 8 日

- 愛知県産業労働センター(リンク愛知)小会議室 司会 林 真義  
報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本的研究」竹本守邦・吉田典保  
2. 判例研究「法人税の決定を受けた法人が都民税の申告納税をした後に法人

税の減額更正がされ、これに伴い都民税の法人税割額について減額更正がされたことにより過納金が生じた場合において、その還付に際して加算すべき還付加算金の算定の起算日が、地方税法（平成 14 年法律第 80 号による改正前のもの）17 条の 4 第 1 項 1 号の場合と同様に、納付の日の翌日であると解された事例」（最高裁平成 20 年 10 月 24 日判決・判例時報 2025 号 22 頁） 加藤玲子

3. 研究報告「税理士補佐人の事例報告—長崎年金訴訟・留保対象トン数事件を題材にして」（九州地区） 福岡耕二

第 446 回中部地区研究会 税法学 569 号 2012 年（平成 24 年）10 月 13 日

愛知県産業労働センター（リンク愛知）小会議室 司会 林 真義

- 報告 1. 判例研究 ①租税特別措置法 40 条の 4 が規定する所得税に係るタックスヘイブン税制が、日本とシンガポール共和国との間の日星租税協定に違反しないと判断された事例  
②租税特別措置法 40 条の 4 第 3 項が規定する適用除外要件のうち、非持株会社等基準を充足しないとして同条 1 項に基づく課税処分が適法と判断された事例」（東京地裁平成 20 年 8 月 28 日判決・判例時報 2023 号 13 頁）（税法学 569 号 305 頁参照）加藤義幸
2. 研究報告「平成 24 年度税制改正における法人・個人税務の落とし穴と対応—税制改正の今後の動向を踏まえて」 宮森俊樹（関東地区 右山昌一郎会員の代理）
3. 研究報告「国税通則法改正による税務調査終了の際の手続  
(関東地区) 林仲宜

第 447 回中部・中四国地区合同研究会 税法学 569 号 2012 年（平成 24 年）11 月 10 日

広島修道大学 司会 林 真義

- 報告 1. 研究報告「最近の勝訴判決報告  
①消費者被害の損害回復金は課税所得か事件  
②船舶営業権は消費税不課税仕入か事件  
③弁護士会の役員活動の費用は事業所得の必要経費にならないか事件」  
(九州地区) 山本洋一郎
2. 研究報告「納税者の意義について」（『納税者』の意義についての一考察」北野弘久先生追悼論集刊行委員会編『納税者権利論の課題』（勁草書房・2012 年）377 頁（中四国地区） 奥谷健

第 448 回中部地区研究会 税法学 569 号 2012 年(平成 24 年)12 月 8 日

愛知県産業労働センター(リンク愛知) 小会議室 司会 林 真義

- 報告 1. 判例研究「破産管財人の源泉徴収義務の有無」(最高裁判第二小法廷平成 23 年 1 月 14 日判決・判例時報 2105 号 3 頁) 杉村圭照  
2. 研究報告「消費課税と人的資本」(関西地区) 岡村忠生  
3. 研究報告「新設された税務調査手続きのすべてと税理士の権利」(関東地区)  
右山昌一郎

第 449 回中部地区研究会 税法学 569 号 2013 年(平成 25 年)1 月 12 日

愛知県産業労働センター(リンク愛知) 小会議室 司会 林 真義

- 報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本的研究」竹本守邦・吉田典保  
2. 判例研究「原告が海外子会社との間で締結した再保険契約に基づく再保険料等の損金・益金該当性について、当該海外子会社が再保険会社との間で締結した再保険契約に基づく再保険料等の損金・益金該当性と同様に取り扱われるべきであるとしてされた法人税の更正処分等が、違法とされた事例」(東京高裁平成 22 年 5 月 27 日判決・判例時報 2115 号 35 頁) 竹本守邦  
3. 研究報告「還付請求権等に係る相続税と所得税との課税関係」(税務事例研究 131 号 39 頁参照) (関西地区) 田中治

第 450 回中部地区研究会 税法学 569 号 2013 年(平成 25 年)2 月 9 日

菱信ビル 306 B 号室(名古屋市中区名駅 4 丁目 8 番 12 号)

司会 林 真義

- 報告 1. 税法学研究「波多野弘著『租税法概論講義案』を中心に租税法の基本的研究」竹本守邦・吉田典保  
2. 判例研究「租税特別措置法(平成 14 年法律第 79 号による改正前のもの) 66 条の 4 の国外関連者に該当する法人への資産提供が同条及び法人税法(平成 14 年法律第 79 号による改正前のもの) 37 条の寄附金に該当するとされた事例」(東京地裁平成 21 年 7 月 29 日判決・判例時報 2055 号 47 頁) 野口浩司  
3. 研究報告「雇用関係にない経理担当者も法人税法 164 条 1 項にいう「その他の従業者」に経理担当取締役も含まれるのか、また、脱法行為は『業務に関して』なされたものか—最決平成 23 年 1 月 26 日刑集 65 卷 1 号 1 頁」小林敬和

第 451 回中部地区研究会 税法学 570 号 2013 年(平成 25 年)4 月 13 日

愛知県産業労働センター（リンク愛知）小会議室

司会 林 真義

- 報告 1. 判例研究 「税理士が、相続税の期限後納付後に依頼を受けた更正の請求を怠り、依頼者に対して還付を受けられなかった税額に相当する額を損害賠償として支払った場合における税理士職業賠償責任保険の契約約款に規定する免責条項（平成 16 年 7 月の改定後のもの）の適用の有無」（東京高裁平成 21 年 1 月 29 日判決・判例時報 2049 号 73 頁） 高橋祐介  
2. 研究報告 「処分理由の付記と理由の程度」（税法学 569 号 213 頁参照）  
(九州地区) 山崎広道

第 452 回中部地区研究会 税法学 570 号 2013 年(平成 25 年)5 月 11 日

愛知県産業労働センター（リンク愛知）小会議室

司会 林 真義

- 報告 1. 判例研究 「法人税の確定申告において、法人税法（平成 15 年法律第 8 号による改正前のもの）68 条 1 項に基づき配当等に係る所得税額を控除するに当たり、計算を誤ったために控除を受けるべき金額を過少に記載したとしてされた更正の請求が、法人税法 68 条 3 項の趣旨に反するということはできず、国税通則法 23 条 1 項 1 号所定の要件を満たすとされた事例」（最高裁平成 21 年 7 月 10 日判決・判例時報 2056 号 46 頁） 萩原芳宏  
2. 研究報告 「金融取引と消費課税」（参考 「論究 ジュリスト 24 号 217 頁」）  
(関東地区) 西山由美

第 453 回中部地区研究会 税法学 570 号 2013 年(平成 25 年)7 月 13 日

愛知県産業労働センター（リンク愛知）小会議室 司会 林 真義

- 報告 1. 判例研究 「顧問契約を締結した税理士らが誤回答をしたとし、弁護士法人が税理士らに対して不法行為に基づく損害賠償請求が認められなかつた事例」（東京地裁平成 21 年 2 月 19 日判決・判例時報 2059 号 72 頁） 林隆一  
2. 研究報告 「士業と必要経費—弁護士会役員懇親会費等必要経費事件を素材にして」（関西地区） 谷口勢津夫

第 454 回中部地区研究会 税法学 570 号 2013 年(平成 25 年)9 月 14 日

愛知県産業労働センター（リンク愛知）小会議室 司会 林 真義

- 報告 1. 研究報告「最近の判例から」「神奈川県『企業税』無効判決」（最高裁第

- 一小法廷平成 25 年 3 月 21 日判決・判例時報 2193 号 3 頁他 13 年の 12  
判例)(関東地区) 林仲宜
2. 研究報告「源泉徴収義務者の注意義務—非居住者から土地・建物を買受け  
る場合を中心に」(税法学 570 号 17 頁参照) 伊藤雄太
3. 判例研究「一時所得と雑所得の区分—外れ馬券の経費該当性の問題を中心に」  
(大阪地裁平成 25 年 5 月 23 日判決。判例タイムズ 1410 号 377 頁)(税法学 570 号 167 頁参照) (沖縄地区) 末崎衛

第 455 回中部地区研究会 税法学 571 号 2013 年(平成 25 年)10 月 12 日  
愛知県産業労働センター(リンク愛知) 小会議室 司会 林 真義  
報告 1. 研究報告 「OEKO モデル条約 17 条について—芸能人・運動家の国内源泉  
所得(2 号所得)に対する課税:わが国の条約例の検討」(関西地区)  
浦東久男  
2. 研究報告 「中小要領・中小指針・税務答申の一体化へのすすめ」(関東地区)  
右山昌一郎

第 456 回中部地区研究会 税法学 571 号 2013 年(平成 25 年)11 月 9 日  
愛知県産業労働センター(リンク愛知) 小会議室 司会 林 真義  
報告 1. 判例研究「遺留分請求にかかる真正請求の可否—東京国税不服審判所(平  
成 25 年 1 月 8 日公表裁決)を中心に関連する裁決例、判例について検討す  
る」 松井宏  
2. 研究報告「一時所得と雑所得の区分—平成 25 年 5 月 23 日大阪地裁判決(判  
例タイムズ 1410 号 377 頁)的中馬券に対する租税処分を題材として」  
(中・四国地区) 奥谷健

第 457 回中部地区研究会 税法学 571 号 2013 年(平成 25 年)12 月 14 日  
愛知県産業労働センター(リンク愛知) 小会議室 司会 林 真義  
報告 1. 研究報告 「和解をめぐる法務と税務の接点—従業員解雇の場合の未払賃金  
等」 宮森俊樹(関東地区 右山昌一郎会員代理)  
2. 研究報告 「団体の選択と法人課税? LPS 判決の波紋」(関西地区)  
岡村忠生

第 458 回中部地区研究会 税法学 571 号 2014 年(平成 26 年)1 月 11 日  
愛知県産業労働センター(リンク愛知) 小会議室 司会 林 真義  
報告 1. 判例研究「ゴルフ会員権の取得費について—東京地裁平成 23 年 12 月 13

日判決(税務訴訟資料 第261号—242(順号11832))を題材として」

後藤章二

2. 研究報告「損害賠償金の必要経費該当性」(税務事例研究137号38頁参照)  
(関西地区) 田中治

第459回中部地区研究会 税法学571号 2014年(平成26年)2月8日

菱信ビル314号室

司会 林 真義

- 報告 1. 判例研究 都市計画法56条1項(土地の買取り)の趣旨及びその要件(名古屋高裁平成20年12月18日判決・判例時報2064号25頁)  
真野郁久  
2. 研究報告 「源泉徴収の過誤の是正方法—確定申告等による是正の可否」  
高橋祐介  
3. 研究報告 「裏金が捻出されていることを認識しながら放置していたことが国税通則法68条1項にいう『隠ぺい仮装』していたことになるか」  
小林敬和

第460回中部地区研究会 税法学572号 2014年(平成26年)4月12日

愛知県産業労働センター(リンク愛知)小会議室 司会 林 真義

- 報告 1. 判例研究 ①遺産分割協議は、国税徴収法39条にいう第三者に利益を与える処分にあたり得るか  
②滞納者に詐害の意思のあることは国税徴収法39条所定の第二次納税義務の成立要件か」(最高裁第一小法廷平成21年12月10日判決・判例タイムズ1315号76頁) 森田辰彦  
2. 研究報告「租税争訟における処分理由の差替え」(九州地区) 山崎広道

第461回中部地区研究会 税法学572号 2014年(平成26年)5月10日

愛知県産業労働センター(リンク愛知)小会議室 司会 林 真義

- 報告 1. 研究報告「源泉徴収の過誤の是正方法—確定申告等による是正の可否」  
高橋祐介  
2. 研究報告「組織再編成と税務回避」(関東地区)渡辺徹也

第462回中部地区研究会 税法学572号 2014年7月 平成26年7月12日

愛知県産業労働センター(リンク愛知)小会議室 司会 林 真義

- 報告 1. 判例研究 「歯科技工所のみなし仕入率に日本標準産業分類を適用するとの可否(最高裁第三小法廷平成18年6月20日判決・税務訴訟資料 第

256号－171（順号10431）　吉田典保

2. 研究報告 「違法支出論における債務確定主義の意義と機能」（浪花健三教授退職記念論文集 立命館法學2013巻6号（掲載通号352）2909頁参照）  
(関西地区) 谷口勢津夫

第463回中部地区研究会　税法学572号　2014年(平成26年)9月13日

愛知県産業労働センター（リンク愛知）小会議室　司会 林 真義

- 報告 1. 判例研究「帳簿等の保存の立証責任と簡易課税制度におけるみなし仕入率」（福岡高裁平成14年5月10日判決・税務訴訟資料 第252号 順号9120）　井川源太郎  
2. 研究報告「推計課税について」　加藤義幸  
3. 研究報告「デジタル・サービスに対する消費課税」（参考「税務弘報63巻5号48頁」）（関東地区）　西山由美

第464回中部地区研究会　税法学573号　2014年(平成26年)10月11日

愛知県産業労働センター（リンク愛知）小会議室　司会 林 真義

- 報告 1. 研究報告「相続税と譲渡所得税との関係」　伊川正樹  
2. 研究報告「最近の判例より『弁護士業の公用経費』（最高裁第二小法廷平成26年1月17日判決・税務訴訟資料 第264号-6（順号12387））他」（関東地区）　林仲宜  
3. 研究報告「和解をめぐる法務と税務の接点—貸倒損処理か寄付行為等について」（関東地区）　右山昌一郎

第465回中部地区研究会　税法学573号　2014年(平成26年)11月8日

愛知県産業労働センター（リンク愛知）　司会 林 真義

- 報告 1. 判例研究「事業区分欄を空白で出した簡易課税の選択の効力について」（名古屋地裁平成15年5月28日判決・税務訴訟資料第253号 順号935）　伊藤透  
2. 研究報告「相続税と所得税による『二重の負担』」（立命館法學352号110頁参照）（中四国地区）　奥谷健

第466回中部地区研究会　税法学573号　2014年(平成26年)12月13日

愛知県産業労働センター（リンク愛知）小会議室　司会 林 真義

- 報告 1. 判例研究「簡易課税の合理性（本則課税を上回る簡易課税の違法性）」（東京地裁平成17年2月3日　東京高裁平成17年5月11日判決・税務訴訟資

- 料 第 255 号－ 138 (順号 10019) ) 伊藤雄太
2. 研究報告「自己株式の法律・会計・税務の取扱い—取得・保有・譲渡・消却について」 宮森俊樹 (関東地区 右山昌一郎会員代理)
3. 研究報告 「国際電子取引と消費税」 (関西地区) 岡村忠生

第 467 回中部地区研究会 税法学 573 号 2015 年 (平成 27 年)1 月 10 日

愛知県産業労働センター (リンク愛知) 小会議室 司会 林 真義

- 報告 1. 判例研究「仕入税額控除における帳簿等の『保存』の意義」(最高裁第二小法廷平成 16 年 12 月 20 日判決・判例時報 1889 号 42 頁) 加藤歌子
2. 研究報告 「取引相場のない株式の時価—株主様および各税間における差異について」 (税法学 573 号 173 頁参照) 竹本守邦
3. 研究報告 「家事関連費の必要経費該当性」(税務事例研究 143 号 36 頁参照) (関西地区) 田中治

第 468 回中部地区研究会 税法学 573 号 2015 年 (平成 27 年)2 月 14 日

愛知県産業労働センター (リンク愛知) 小会議室 司会 林 真義

- 報告 1. 判例研究「消費税における帳簿の記載事項について」 (東京地裁平成 9 年 8 月 28 日判決・税務訴訟資料第 228 号 385 頁、東京高裁平成 10 年 9 月 30 日判決・税務訴訟資料第 238 号 450 頁、最高裁第二小法廷平成 11 年 2 月 5 日判決・税務訴訟資料第 240 号 627 頁) 加藤恒彦
2. 研究報告 「消費税における簡易課税制度等の問題点—業務区分、みなし仕入率等の問題点について」 (税法学 573 号 253 頁参照) 森田辰彦
3. 研究報告 「質問検査権と国税通則法の改正」 小林敬和

第 469 回中部地区研究会 税法学 574 号 2015 年 (平成 27 年)4 月 11 日

愛知県産業労働センター (リンク愛知) 小会議室 司会 林 真義

- 報告 1. 判例研究「推計課税と消費税—使用人の不正によるリベート受領と会社の責任」 (仙台地裁平成 24 年 2 月 29 日判決・裁判所 HP 下級裁判所) 加藤義幸
2. 研究報告 「税法における『資産の譲渡』」 伊川正樹
3. 研究報告 「附記理由の不備で取り消された最近の事例」 (九州地区) 山崎広道

第 470 回中部地区研究会 税法学 574 号 2015 年 (平成 27 年)5 月 9 日

愛知県産業労働センター (リンク愛知) 小会議室 司会 林 真義

- 報告 1. 判例研究「免税事業者の基準期間における課税売上高」(最高裁第三小法廷  
判決・平成17年2月1日判決・判例時報1891号15頁) 伊川正樹  
2. 研究報告 「給与に関する課税問題」(関東地区) 渡辺徹也

第471回中部地区研究会 税法学574号 2015年(平成27年)7月11日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知) 小会議室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 判例研究 「遊園施設を運営する法人のした清掃業務の業務委託料の支出の  
一部が租税特別措置法(平成18年法律第10号による改正前のもの)61  
条の4の交際費等に当たるとされた事例」(東京地裁平成21年7月31日  
判決・税務訴訟資料 第259号-142(順号11255)) 加藤玲子  
2. 研究報告 「収入金額の計上時期に関する実現主義の意義—判例分析を中心  
に」(関西地区) 谷口勢津夫

第472回中部地区研究会 税法学574号 2015年(平成27年)9月12日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知) 1601号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 判例研究 「ホステスの業務に関する報酬の額が一定の期間ごとに計算され  
て支払われている場合における所得税法施行令第322条にいう『当該支払  
金額の計算期間の日数』の意義」(最高裁第三小法廷・平成22年3月2日  
判決・判例時報2078号8頁) 杉村 圭照  
2. 研究発表「事業年度途中の吸収合併と事業所税」(税法学574号139頁)  
本部 勝大  
3. 研究発表「オーストラリアとニュージーランドのGST(物品・サービス税)  
(参考「税理59巻5号2頁」)を解説、日本の消費税と対比する」  
(関東地区) 西山 由美

第473回中部地区研究会 税法学575号 2015年(平成27年)10月10日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知) 1004号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 研究報告「租税争訟における和解—合法性の原則の行政法学的意義とその  
限界についての一考察」(税法学574号173頁参照) 馬場 陽  
2. 研究報告「課税における遺産分割について解説する」(税法学574号3頁  
参照)(中四国地区) 奥谷健  
3. 研究報告「住民税(個人)における寄付金税額控除について  
～条例により指定される寄付金～」(関西地区) 浦東 久男

第474回中部地区研究会 税法学575号 2015年(平成27年)11月14日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知)905号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 判例研究「相続財産の範囲／取消訴訟係属中の訴訟上の権利」(最高裁第二小法廷・平成22年10月15日判決・判例時報2099号3頁)竹本守邦  
2. 研究報告「最近の判例から」(「馬券払戻金と所得区分」最高裁第三小法廷平成27年3月10日判決、他)(関東地区)林仲宜  
3. 研究報告「消費税複数税率制度の検討」(税法学573号39頁参照)  
(関西地区)金井恵美子

第475回中部地区研究会 税法学575号 2015年(平成27年)12月12日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知)1004号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 研究報告「損金の算入時期に関する基本的考察」(関西地区)一高 龍司  
2. 研究報告「税理士実務質疑応答集～個人税務編～月刊『税理』の約40年間にわたる連載『税務キャッチ・アップ』に基づく事例を紹介」宮森 俊樹  
(関東地区 右山昌一郎会員代理)  
3. 研究報告「遺産分割に伴う課税上の諸問題当性」(関東地区)小池 正明

第476回中部地区研究会 税法学575号 2016年(平成28年)1月9日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知)904号室 司会 林眞義

- 報告 1. 判例研究「減額更正後の増額更正により確定した税額と延滞税」(最高裁第二小法廷平成26年12月12日判決・判例時報2254号18頁・判例タイムズ1412号121頁)高橋祐介  
2. 研究報告「必要経費判定における債務確定の意義」(税務事例研究148号14頁参照)(関西地区)田中治

第477回中部地区研究会 税法学575号 2016(平成28年)2月13日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知)1106号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 研究報告「相続税の債務控除についての一考察——相続開始の際現に存するもので『確実と認められる』債務を中心には——」(税法学575号65頁参照)  
2. 判例研究「社団たる医療法人の出資持分の評価について」(最高裁第二小法廷平成22年7月16日判決・判例時報2097号28頁)(税法学575号307頁参照)林 隆一  
3. 研究報告「検査拒否罪は国税犯則取締法の対象事件か」小林 敬和

第477回中部地区研究会 税法学576号 2016(平成28年)4月9日

愛知県産業労働センター（ウインク愛知）1005号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 判例報告「居住用財産の特別控除／共有家屋の一部を取り壊してその敷地を譲渡した場合の取扱い」（東京高裁平成22年7月15日判決・判例時報2088号63頁）林眞義  
2. 研究報告「租税確定手続きにおける納税者救済制度」  
(九州地区) 山崎 広道

第478回中部地区研究会 税法学576号 2016年(平成28年)5月14日

愛知県産業労働センター（ウインク愛知）1105号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 判例報告 ①生命保険契約に基づき年金の方法で支払われる保険金の第1回の受給に対する所得課税が違法とされた事例  
②非課税所得からの源泉徴収が適法とされた事例」（最高裁三小法廷平成22年7月6日判決・判例時報2079号25頁）馬場 陽  
2. 研究報告「インセンティブ報酬としての譲渡制限株式と課税」  
(関東地区) 渡辺 徹也

第479回中部地区研究会 税法学576号 2016年(平成28年)7月9日

愛知県産業労働センター（ウインク愛知）1006号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 判例報告「カナダにおける一般租税回避否認規定の生成と展開Stuart事件までを中心として」 本部 勝大  
2. 研究報告「代債分割における代債債務の課税上の取扱い」（税法学576号3頁参照）伊川 正樹  
3. 研究報告「課税処分取消訴訟に係る訴えの利益と更正の請求の排他性」（税法学575号135頁参照）  
(関西地区) 谷口勢津夫

第480回中部地区研究会 税法学576号 2016年(平成28年)9月10日

愛知県産業労働センター（ウインク愛知）1108号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 判例研究「社長と呼ばれていた者が源泉徴収義務者に該当しないとされた事例」（大阪高裁平成27年11月20日第2刑事部判決・LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース【文献番号】25541872)(税法学576号155頁参照) 加藤恭子  
2. 研究報告「消費課税における租税回避否認」(参考 『公法の理論と体系思考』(信山社) 第9章) (関(関東地区) 西山 由美

第481回中部地区研究会 税法学577号 2016年(平成28年10月8日)

愛知県産業労働センター(ウインク愛知)1107号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 判例研究「非課税所得／商品先物取引に係る和解金」名古屋地裁平成21年9月30日判決・判例時報2100号28頁)松井 宏  
2. 研究報告「税理士、弁護士が調査立会、不服申立、税務訴訟で勝てないわけ」(九州地区) 山本洋一郎

第482回中部地区研究会 税法学577号 2016年(平成28年)11月12日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知)1007号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 判例研究「長期譲渡所得に係る損益通算を認めないこととした平成一六年法律第一四号による改正後の租税特別措置法三一条の規定をその施行日より前に個人が行う土地等又は建物等の譲渡について適用するものとしている平成十六年法律第一四号附則二七条一項と憲法八四条(①・②事件)①不利益遡及適用の合憲性／譲渡損失の損益通算を不可とする税制(最高裁一小法廷平成23年9月22日判決・判例時報2132号34頁)  
②不利益遡及適用の合憲性／譲渡損失の損益通算を不可とする税制改正(最高裁第二小法廷平成23年9月30日判決・判例時報2132号34頁)  
森田 辰彦
2. 研究報告「青色申告制度について」(中四国地区) 奥谷健

第483回中部地区研究会 税法学577号 2016年(平成28年)12月10日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知)1107号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 判例研究「地震保険再保険料の損金性／ファイナイト型再保険契約」(東京高裁平成22年5月27日判決・判例時報2115号35頁)吉田典保  
2. 研究報告「出国課税の動向—日独を中心に—」(関西地区)宮本 十至子

第484回中部地区研究会 税法学577号 2017年(平成29年)1月14日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知)906号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 判例研究「所得税法34条2項にいう「その収入を得るために支出した金額の支出の主体」(最高裁第二小法廷平成24年1月13日判決・判例時報2149号52頁) 井川源太郎  
2. 研究報告「損害賠償金等の非課税所得該当性」(税務事例研究154号19頁参照) (関西地区) 田中 治

第485回中部地区研究会 税法学577号 2017年(平成29年)2月11日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知)906号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 判例研究「弁護士法3条と税理士法52条の関係(大阪高裁平成24年3月8日判決・訟務月報59巻6号1733頁)馬場 陽  
2. 研究報告「(アメリカおよびカナダにおけるGeneral Anti-Avoidance Rule(GAAR)の生成と展開)」 本部 勝大  
3. 研究報告「租税犯罪と司法取引」 小林 敬和

第486回中部地区研究会 税法学577 2017年(平成29年)4月8日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知)906号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 判例報告「弁護士が弁護士会等の役員としての活動に伴い支出した懇親会費等は、その事業所得の計算上必要経費に算入することができず、また、消費税及び地方消費税の額の計算上課税仕入れに該当しないとされた事例」(東京地裁 平成23年8月9日判決・判例時報2145号17頁、東京高裁平成24年9月19日判決・判例時報2170号20頁) 伊藤透  
2. 研究報告「処分理由として求められる附記理由の内容」  
(九州地区) 山崎広道

第487回中部地区研究会 税法学578 2017年(平成29年)5月13日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知)1006号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 研究報告「アメリカ及びカナダにおける租税回避へのアプローチ—経済的実質主義の制定法化とGAAR—」(税法学577号141頁参照)  
本部 勝大  
2. 研究報告「オーストラリアにおける一般的租税回避否認規定についての考察」(関西地区) 酒井貴子  
3. 研究報告「法人税法の独自の観点に基づく公正処理基準該当性—東京地裁平成27年9月25日判決(過年度分の外注費計上漏れに対する前期損益修正の適用を否認した事例)を中心に」(関東地区) 渡辺徹也

第488回中部地区研究会 税法学578号 2017年(平成29年)7月8日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知)906号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 研究報告「米国における高等教育資金に対する優遇措置」(税法学578号103頁参照)  
橋本 彩  
2. 研究報告「重加算税における隠ぺい・仮装行為主体論に関する一考察(滝井繁男先生追悼論集阪大法学, 66巻3・4号487頁(2016年11月)参照)

(関西地区) 谷口勢津夫

第489回中部地区研究会 税法学578号 2017年(平成29年)年9月9日

愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 906号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 研究報告「技術革新による税務行政の課題」(租税法学会 租税法研究第46号 64頁 参照) 高橋祐介  
2. 研究報告「消費税の国際的潮流—ポスト・モダン消費税の諸条件」(参考 OECD, "International VAT/GST Guidelines 2017") (関東地区) 西山 由美

第490回中部地区研究会 税法学579号 2017年(平成29年)10月14日

愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 907号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 研究報告「国税通則法第68条《重加算税》の課税要件について～近時の裁決例を基に『特段の行動』について検討する～」富永生志  
2. 研究報告「交際費を考える」 (関東地区) 三木義一

第491回中部地区研究会 税法学579号 2017年(平成29年)11月11日

愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 906号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 研究報告「逋脱の意図と重加算税の賦課要件との関係」  
(関東地区) 小島 俊朗  
2. 研究報告「源泉徴収・年末調整をめぐる問題」 (中四国地区) 奥谷 健

第492回中部地区研究会 税法学579号 2017年(平成29年)12月9日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知) 1007号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 判例研究 ① 外国法に基づいて設立された組織体が所得税法二条一項七号及び法人税法二条四号に定める外国法人に該当するか否かの判断の方法  
②米国デラウェア州の法律に基づいて設立されたりミテッド・パートナーシップが行う不動産賃貸事業に係る投資事業に出資した3者につき、当該賃貸事業に係る損失の金額を同人の所得金額から控除することができないとされた事例」(最高裁第二小法廷平成27年7月17日判決・判例時報2279号9頁) 長屋貢嗣  
2. 研究報告「株主法人課税における株式と資産のベイシス(取得価額)について」(関西地区) 岡村 忠生  
3. 研究報告「制限行為能力者と税務行政」(日税研論集72号19頁参照)  
(関東地区) 高野幸大

第493回中部地区研究会 税法学579号 2018年(平成30年)1月13日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知)1006号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 研究報告「所得税法9条1項16号の解釈についての一考察—最高裁平成22年7月6日判決の射程—」(税法学579号3頁参照)伊藤 雄太  
2. 研究報告「事業所得該当性をめぐる紛争例」(税務事例研究157巻162号14頁参照)(関西地区)田中 治

第494回中部地区研究会 税法学579号 2018年(平成30年)2月10日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知)906号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 研究報告「保育費の控除可能性についての一考察」(税法学579号155頁参照) 山田 麻未  
2. 研究報告「日本型司法取引と軽微な租税犯罪」 小林 敬和

第495回中部地区研究会 税法学579号 2018年(平成30年)4月14日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知)906号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 研究報告「民事信託における信託内借入に対する相続税法上の取扱いについて」斎藤孝一  
2. 研究報告「理由の差し替えが認められない状況の検討—東京高裁平成27年5月13日判決を素材として—」(九州地区)山崎 広道

第496回中部地区研究会 税法学580号掲載予定 2018年(平成30年)5月12日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知)1107号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 研究報告「仮想通貨に関する税務上の取り扱い」(国税庁「仮想通貨に関する所得の計算方法等について(情報)」参照) 木村 幹雄  
2. 研究報告「家族と税制」 (関東地区) 渡辺 徹也

第497回中部地区研究会 税法学580号掲載予定 2018年(平成30年)7月14日

愛知県産業労働センター(ウインク愛知)906号室 司会 高橋祐介・林真義

- 報告 1. 判例報告「NPO法人の建物貸付業・ホンモロコ養殖事業等の収益事業該当性などが争われた事例(東京地裁平成28年3月29日判決・税務訴訟資料第266号-57(順号12835)) 鈴木恵・高橋祐介  
2. 研究報告「公正処理基準の法的意義—税法における恣意の排除と民主的正当性の確保—」(近畿大学法学, 65巻3=4号213頁(2018))(関西地区) 谷口勢津夫

第498回中部地区研究会 税法学580号掲載予定 2018年(平成30年)9月8日

愛知県産業労働センター(ウインクあいち)906号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 判例研究「課税処分取消訴訟の追行に要した弁護士費用が雑所得の必要経費に該当しないとされた事例(東京地裁平成28年11月29日判決・税務訴訟資料 第266号-162(順号12940) 馬場 陽  
2. 研究報告:「新しいビジネスには新しい税か」(参考 The European Parliament, "The collaborative economy and taxation 2018") (関東地区)  
西山 由美

第499回中部地区研究会 税法学580号掲載予定 2018年(平成30年)10月13日

愛知県産業労働センター(ウインクあいち)1108号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 研究報告「IBM事件～要件事実論を中心に～」服部 由美  
2. 研究報告「所得税法における必要経費の要件と判断基準」(関西地区)  
占部裕典

第500回中部地区研究会記念大会

税法学580号掲載予定 2018(平成30年11月10日)

愛知県産業労働センター(ウインクあいち)903号室 司会 高橋祐介

- 報告 1. 研究報告「税務調査と専門職責任」高橋祐介  
2. 研究報告「日本税法学会中部地区研究会500回記念回顧録」林眞義  
3. 研究報告「源泉徴収義務と専門家責任」伊川正樹